

11月5日(月)

出席委員

委員長 鈴木 博 君
副委員長 塚本 よしひろ 君
同 のだて 稔 史 君
委員 おくの 晋 治 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 芹 澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石 田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 中 塚 亮 君
同 安 藤 たい作 君
同 須 貝 行 宏 君

委員 高 橋 しんじ 君
同 この 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 飯 沼 雅 子 君
同 南 恵 子 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 藤 原 正 則 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企画部財政課長
品 川 義 輝 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米 田 博 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

総 務 部 経 理 課 長
立 木 征 泰 君

総 務 部 税 務 課 長
伊 東 義 明 君

地 域 振 興 部 長
堀 越 明 君

参 事
地域振興部地域活動課長事務取扱
伊 崎 みゆき 君

地域振興部協働・国際担当課長
遠 藤 孝 一 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅 由 樹 君

地域振興部戸籍住民課長
提 坂 義 文 君

地域振興部商業・ものづくり課長
山 崎 修 二 君

文化スポーツ振興部長
安 藤 正 純 君

文化スポーツ振興部文化観光課長
立 川 正 君

文化スポーツ振興部スポーツ推進課長
池 田 剛 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
高 山 崇 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

子ども未来部保育支援課長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長

大 串 史 和 君

福祉部高齢者地域支援課長

宮 尾 裕 介 君

福祉部障害者施策推進担当課長

飛 田 則 文 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）

福 内 恵 子 君

健康推進部健康課長

川 島 淳 成 君

健康推進部国保医療年金課長

三ッ橋 悦 子 君

品川区保健所生活衛生課長

鈴 木 誠 君

参 事

品川区保健所保健予防課長事務取扱

鷹 箸 右 子 君

都市環境部長

中 村 敏 明 君

都市環境部都市計画課長

鈴 木 和 彦 君

都市環境部住宅課長

森 一 生 君

都市環境部木密整備推進課長

高 梨 智 之 君

都市環境部環境課長

小 林 剛 君

品川区清掃事務所長

工 藤 俊 一 君

防災まちづくり部長

藤 田 修 一 君

災害対策担当部長（危機管理担当部長兼務）

曾 田 健 史 君

防災まちづくり部土木管理課長

今 井 裕 美 君

防災まちづくり部道路課長

（用地担当課長兼務）

多 並 知 広 君

防災まちづくり部公園課長

溝 口 雅 之 君

会 計 管 理 者

齋 藤 信 彦 君

教 育 長

中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長

本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長

有 馬 勝 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長

大 関 浩 仁 君

選挙管理委員会事務局長

秋 山 徹 君

監査委員事務局長

小 川 陽 子 君

区議会事務局長

久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る10月26日の本会議におきまして、36名の委員により設置されました。これまでと同様、理事会を設置し、計画された審査日程等に基づき、平成29年度各会計決算の審査を行うものであります。

このたび、委員長の大役を、皆様方のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うことと相なりました。幸いにして、各会派より優秀な副委員長、また理事の方々が選出されましたので、皆様と一致協力いたしまして、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。

委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果のある審査ができますよう、心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから着席のまま発言させていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

○濱野区長　本日からの決算特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

平成29年度の各会計歳入歳出決算につきましては、去る10月26日の本会議におきまして、ご提案、そしてご説明を申し上げたところでございます。平成29年度一般会計決算につきましては、実質収支62億181万円余でございます。経常収支比率につきましても75.3%ということで、引き続き健全財政を維持しているところでございます。

日本経済は全体としては緩やかな回復を続けているものの、地方財政といたしましては、法人住民税のさらなる一部国税化に向けた動き、あるいは、ふるさと納税に起因する歳入の減収などが今後も見込まれるなど、依然として不透明な状況でございます。こうした状況の中で、今年度は、平成21年にスタートいたしました長期基本計画が最終年を迎えるところでございます。総仕上げとして、計画達成に向け、全力で取り組んでまいりました。今後は新たな長期基本計画の検討が本格的に始まるところであります。新たな計画では、品川区の未来に向けての道筋を示し、品川区のさらなる発展へとつなげてまいりたいと考えております。

本決算特別委員会におきましては、ご審議いただく中で、さまざまなご意見、ご要望等をいただくことになろうかと思っております。こうしたご意見、ご要望につきましては真摯に受けとめまして、今後の区政に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

簡単ですが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木（博）委員長　それでは、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議いたしました結果、お手元に配付の資料「決算特別委員会の運営について」を作成いたしました。

これより、塚本副委員長がご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○塚本副委員長　決算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。まず第1項、理事および理事会の設置についてでございます。本委員会を円滑に運営するため、さきの正副委員長互選のために開催された委員会におきまして設置されたものであります。その組織、構成員および協議事項は、資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を7日間とし、その日に予定した審査は、終了予

定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更はいたしません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては資料のとおりでございますが、特に開会時間は、審査促進のため、定足数に達し次第、開会いたしますので、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。また、閉会予定時間は、区役所の執務時間と同じく、午後5時15分を目途といたします。

次に第4項、款別審査の質疑等でございます。各会派におかれましては、あらかじめ定められました質問時間の枠の中で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通して通告をお願いいたします。なお、無所属の委員が質問する場合も、通告をお願いいたします。

また、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、会派で割り振ることとしております。質問数はその時間内であれば問いません。なお、無所属の委員の質問時間は、答弁時間も含めて1日につき10分となります。質疑の際は、最初に記載ページおよび質問内容をお示しください。また、資料を提示される場合は、事前に委員長に申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても直ちに取りやめていただきます。関連質疑につきましては、委員長の許可により、5分以内で行うことが可能でございます。関連質疑の終了時間のお知らせは、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

次に、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営といたします。終了時間につきましては先ほどご説明いたしましたが、終了予定時間を超えて大幅なおくれになると判断した場合は、質問者数または質問時間を調整することがあります。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、一問一答形式にならないよう簡潔な質疑をお願いいたします。質疑の順序は、大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますようお願いいたします。最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取り扱いにつきましては、従前どおり、5階の理事者控室に当委員会の模様を放送いたしますので、そちらでお聞きいただきます。

次に、第7項、資料要求につきましては、あらかじめ理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。なお、審査の途中での資料要求につきましては、前もって正副委員長までお申し出いただきたいと思っております。

また、本決算特別委員会におきましては、会場の都合により、審査に直接関係のない理事者の方々は、適宜、自席または隣の第2委員会室に待機くださるようお願いいたします。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

○鈴木（博）委員長 説明が終わりました。ただいまの説明についてご質疑等がございましたら、発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長 ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について、すべてご了承を得たものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、審査に先立ち、平成29年度決算の概要説明をお願いいたします。

○齋藤会計管理者 一般会計決算の概要をご説明申し上げます。「主要施策の成果報告書」の63ページをお願いいたします。

初めに上の表をご覧ください。歳入総額は1,685億4,477万8,964円で、対前年度1.4%、金額では23億326万9,697円の増であります。

歳出総額は1,623億4,296万6,332円で、対前年度0.9%、13億9,792万3,992円の増であります。

このため、その下の形式収支は62億181万2,632円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支は形式収支と同額の62億181万2,632円の黒字決算となり、これから前年度の実質収支を差し引きました単年度収支は、17億1,425万5,705円のプラスとなるものであります。

次に、下の表をご覧ください。性質別に見た決算の内訳につきましては、人件費は249億2,409万3,000円で、対前年度0.6%、1億3,967万7,000円の減、構成比は15.4%で、0.2ポイントの減であります。

投資的経費は427億9,178万8,000円で、対前年度1.6%、6億8,573万2,000円の減、構成比は26.4%で、0.6ポイントの減であります。

消費的経費は946億2,708万5,000円で、対前年度2.4%、22億2,333万3,000円の増、構成比は58.3%で、0.9ポイントの増であります。

以上で概要の説明を終わります。

○鈴木（博）委員長 以上で、平成29年度決算の概要説明を終わります。

次に、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について発言を求められておりますので、説明をお願いします。

○品川財政課長 それでは私から、決算状況につきまして、決算統計上の数値と財政健全化法に基づきます各指標につきましてご説明させていただきます。

「平成29年度主要施策の成果報告書」の246ページをご覧ください。決算状況一覧表でございます。この一覧表は、全国の自治体を同じ基準で比較できるように、地方財政状況調査として計算方法や様式も全国統一のものでございます。表記されている数字でございますが、普通会計となっております。先ほど会計管理者から説明がありました数値と若干違う項目もございます。

初めに決算状況の概略でございますが、平成29年度においても、主要な財政指標の数値は良好で、引き続き財政の健全性を維持している決算状況となっております。

246ページ、左上から、「国調人口」から4行下をご覧ください。平成29年度歳入総額Aは1,681億7,349万3,000円で、対前年比2.2%の増。その下、歳出総額Bは1,619億7,168万円で、1.7%の増となっております。その下、歳入歳出差引額Cは62億181万3,000円で、この金額が普通会計の形式収支でございます。そこから、実質収支Eが62億181万3,000円でございます。その下、単年度収支につきましては、17億1,425万6,000円となっております。

次に、右側の247ページをご覧ください。左上の「歳入」でございます。初めに一般財源ですが、1行目、特別区税は465億1,221万1,000円で、0.9%の減であります。その3行下から、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は大幅に増加しております。5行下の財政調整交付金につ

きましては、408億3,992万4,000円で、0.4%の減でございます。

4行下をご覧ください。一般財源の計は、1,006億4,382万3,000円と、前年度比0.5%の増でございます。

次に、表の一番下から1行上、特定財源計は、国や都の支出金、基金繰入金の増等により、675億2,967万円と、4.9%の増でございます。

その下、歳出合計ですが、1,681億7,349万3,000円と、2.2%の増でございます。

次に、右側の性質別歳出をご覧ください。一番上の人件費は、15.0%と、0.7%の減でございます。3行下の扶助費は、私立保育園経費等により5.2%の増。

以上によりまして、4行下、義務的経費の計は2.4%の増でございます。

続きまして、表の一番下から空欄を除いて1行上の投資的経費計は、10.2%の増となっており、普通建設の事業費の単独事業費が伸びております。

次に、左下の目的別歳出でございます。構成比が大きい順に、民生費が46%、以下、土木費、教育費という順になってございます。

恐れ入りますが、246ページをご覧ください。ページ右側の中段、やや上にありますが、実質収支比率は6.5%で、昨年度より1.9ポイントの増、その下の経常収支比率は75.3%で、3.5ポイントの増でございます。その下の地方債現在高は135億2,306万3,000円と、11億円余の減となっております。

その下の表、平成29年度決算に基づく健全化判断比率については、後ほど、報告第16号で説明させていただきます。

ページ下の表の右側になります。積立金の状況でございます。平成29年度末の現在高は939億4,198万4,000円と、22億円余の増となっております。

以上で、決算状況一覧表の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、別紙になりますが、財政健全化判断比率についてご説明させていただきます。別紙、報告第16号をご覧ください。「地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条……」というタイトルになっているかと思います。こちらは、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき4つの指標を公表し、それぞれ設定された早期健全化基準、財政再生基準を上回った場合、健全化計画、財政再生計画を策定する義務が各自自治体に課せられているものでございます。毎年、この健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表するものとなっております。

それでは1ページをご覧ください。上段の表でございますが、4つの指標が並んでおります。左側から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率でございます。

初めに、1「実質赤字比率」でございますが、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率とされておりますが、品川区の場合、一般会計のみが対象となっております。算出しました数字は、一般会計が黒字であるため、横棒の表示となっており、実際の数値に関しましては、その下の下段に括弧書きでマイナス6.46%と表記してございます。その下の、早期健全化基準11.25%および財政再生基準20%が基準値となっており、品川区の数値は基準値よりかなり離れて、良好な財政状態であることを示すものでございます。

続きまして2ページをご覧ください。2番の連結実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する一般会計と特別会計を合わせた全会計の赤字額比率です。全会計とも黒字でございますので、実際の数値はマイナス8.63%でございます。早期健全化基準につきましては16.25%、財政再生基準につ

きましては30%で、全会計を合わせても良好な財政状況であることを示してございます。

次に実質公債費比率でございます。これは標準財政規模等に対する借入金の返済額等の過去3年間の平均率です。国から、この項目はマイナスでも表記することになってございます。1ページ上段の表の実質公債費比率の欄は、マイナス4.6%となっております。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%で、良好な数字となっております。

3ページをご覧ください。最後に、将来負担比率でございますが、これは、標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負担を基金等から差し引いた金額の比率で、数値はマイナス137.1%となっており、早期健全化基準は350%であり、かなり離れた数値で良好な状況となっているものでございます。

決算上の数値と健全化判断比率について、私からの説明は以上でございます。

○鈴木（博）委員長 以上で、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についての説明が終わりました。

それでは、平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入全般、そして、歳出のうち第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費といたしますのでご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者 初めに、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。事項別明細書の42ページ、成果報告書では76ページをお願いいたします。

第1款特別区税は、予算現額、表側、左から5列目、「計」の下、454億5,702万円であります。4列右にまいりまして、収入済額は465億1,221万1,142円で、収入率は102.3%、対前年度4億4,144万1,298円、0.9%の減であります。

各項の収入済額につきましては、1項特別区民税は431億2,321万9,348円で、対前年度2億3,472万5,657円、0.5%の減であります。

2項軽自動車税は、1億2,732万468円で、対前年度362万5,527円、2.9%の増であります。

3項特別区たばこ税は、32億6,167万1,326円で、対前年度2億1,034万1,168円、6.1%の減であります。

第2款地方譲与税は、予算現額5億2,000万円、収入済額は5億3,031万7,000円で、収入率は102%、対前年度201万5,001円、0.4%の減であります。

次のページにまいりまして、上のほうになります。第3款利子割交付金は、予算現額1億2,000万円、収入済額は1億7,793万4,000円で、収入率は148.3%、対前年度1,355万6,000円、8.2%の増であります。

第4款利子割交付金は、予算現額3億6,000万円、収入済額は7億3,485万円で、収入率は204.1%、対前年度1億9,771万1,000円、36.8%の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額4億3,000万円、収入済額は7億4,047万1,000円で、収入率は172.2%、対前年度4億2,712万7,000円、136.3%の増であります。

次のページにまいりまして、第6款地方消費税交付金は、予算現額103億円、収入済額は106億518万5,000円で、収入率は102%、対前年度3億4,979万6,000円、3.4%の増で

あります。

第7款自動車取得税交付金は、予算現額1億7,000万円、収入済額は3億373万円で、収入率は178.1%、対前年度6,178万8,000円、25.5%の増であります。

第8款地方特例交付金は、予算現額1億5,000万円、収入済額は1億6,883万4,000円で、収入率は112.6%、対前年度1,320万3,000円、8.5%の増であります。

第9款特別区交付金は、予算現額393億円、収入済額は408億3,992万4,000円で、収入率は103.9%、対前年度1億5,296万2,000円、0.4%の減であります。

1枚おめくりいただきまして、48ページになります。1目普通交付金の収入済額は、378億37万8,000円で、対前年度11億7,177万円、3%の減であります。

2目特別交付金は、30億3,954万6,000円で、対前年度10億1,880万8,000円、50.4%の増であります。

第10款交通安全対策特別交付金は、予算現額3,200万円、収入済額は3,036万7,000円で、収入率は94.9%、対前年度149万8,000円、4.7%の減であります。

第11款分担金及び負担金は、予算現額32億5,834万2,000円、収入済額は30億4,712万2,561円で、収入率は93.5%、対前年度1億4,705万1,021円、5.1%の増であります。増の主なものは、保育園保育料であります。

1枚おめくりいただきまして、50ページ、中ほどになります。成果報告書では82ページでございます。第12款使用料及び手数料は、予算現額41億4,118万8,000円、収入済額は40億383万8,127円で、収入率は96.7%、対前年度4,002万4,412円、1%の減であります。

1項使用料の収入済額は33億8,354万6,511円で、対前年度4,903万2,597円、1.4%の減であります。減の主なものは、区民住宅使用料であります。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、54ページ中ほど、成果報告書では88ページをご覧ください。2項手数料は6億2,029万1,616円で、対前年度900万8,185円、1.5%の増であります。増の主なものは、廃棄物処理手数料であります。

2枚おめくりいただきまして、58ページの中ほどになります。成果報告書では91ページをご覧ください。第13款国庫支出金は、予算現額320億9,987万4,000円、収入済額は311億3,805万3,863円で、収入率は97%、対前年度9億4,762万664円、3.1%の増であります。

1項国庫負担金の収入済額は172億4,291万3,227円で、対前年度6億796万3,038円、3.7%の増であります。増の主なものは児童保育費であります。

1枚おめくりいただきまして、中ほどでございます。2項国庫補助金は138億8,906万3,252円で、対前年度3億4,268万5,647円、2.5%の増であります。増の主なものは、保育所等整備交付金であります。

2枚おめくりいただきまして、64ページの中ほど、やや上になります。成果報告書は95ページをご覧ください。3項国庫委託金は607万7,384円で、対前年度302万8,021円、33.3%の減であります。

第14款都支出金は、予算現額147億9,477万7,000円、収入済額は149億5,446万1,194円で、収入率は101.1%、対前年度14億955万9,690円、10.4%の増であり

ます。

1項都負担金の収入済額は44億892万7,046円で、対前年度3億1,293万7,856円、7.6%の増であります。増の主なものは、児童保育費であります。

1枚おめくりいただきまして、中ほど、やや下になります。2項都補助金は91億9,714万680円で、対前年度10億833万3,493円、12.3%の増であります。増の主なものは、待機児童解消区市町村支援事業補助金であります。

74ページにまいりまして中ほどになります。3項都委託金は、13億4,839万3,468円で、対前年度8,828万8,341円、7%の増であります。増の主なものは、衆議院議員選挙費であります。

1枚おめくりいただきまして、76ページ下のほう、成果報告書では106ページをご覧ください。第15款財産収入は、予算現額8億2,256万8,000円、収入済額は10億3,845万4,228円で、収入率は126.2%、対前年度1億2,010万5,314円、13.1%の増であります。増の主なものは、地所賃貸料であります。

1枚おめくりいただきまして78ページ、下のほうになります。第16款寄附金は、予算現額1,850万9,000円、収入済額は1,578万4,737円で、収入率は85.3%、対前年度1,451万3,760円、47.9%の減であります。減の主なものは、社会福祉指定寄附金であります。

次のページ、中ほどになります。第17款繰入金は、予算現額80億6,439万6,000円、収入済額は29億6,398万8,000円で、収入率は36.8%、対前年度15億9,985万1,000円、35.1%の減であります。減の主なものは、社会福祉基金、公共施設整備基金からの繰入金であります。

1枚おめくりいただきまして第18款繰越金は、予算現額52億9,646万7,000円、収入済額は52億9,646万6,927円で、収入率は100%、対前年度2億4,620万1,577円、4.9%の増であります。

第19款諸収入は、予算現額50億7,591万7,000円、収入済額は50億2,718万6,185円で、収入率は99%、対前年度2億625万5,902円、4.3%の増であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は6,918万3,257円で、対前年度1,220万5,481円、15%の減であります。

2項特別区預金利子は56万2,978円で、対前年度10万1,321円、21.9%の増であります。

1枚おめくりいただきまして、3項貸付金元利収入は5億396万4,170円で、対前年度269万8,295円、0.5%の減であります。

1枚おめくりいただきまして、上にほうにございます、4項受託事業収入は24億3,661万8,825円で、対前年度3億1,218万2,702円、14.7%の増であります。増の主なものは、排水施設建設費収入であります。

5項収益事業収入は3億2,965万9,919円で、対前年度1億245万382円、23.7%の減であります。

6項雑入は16億8,719万7,036円で、対前年度1,132万6,037円、0.7%の増であります。増の主なものは、リサイクル資源売払収入であります。

3枚おめくりいただきまして92ページになります。成果報告書では112ページをご覧ください。第20款特別区債は、予算現額4億1,560万円、収入済額は4億1,560万円で、収入率は100%。これは、後地小学校等の校地を取得するために教育債を発行したものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

初めに議会費です。事項別明細書、94ページをお願いいたします。成果報告書は113ページでございます。第1款議会費は、予算現額、左から6列目、8億3,917万1,000円、その3列右、支出済額は8億407万1,769円で、執行率は95.8%、対前年度560万5,400円、0.7%の減であります。

次は、公債費をご説明いたします。恐れ入りますが172ページをお願いいたします。成果報告書は199ページとなります。第8款公債費は、予算現額18億4,994万6,000円、支出済額は18億4,388万3,020円で、執行率は99.7%、対前年度2億9,534万2,485円、13.8%の減であります。

次のページにまいりまして、第9款予備費には、支出済額はございません。

以上で説明を終わります。

○鈴木（博）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は、30名の方の通告をいただいております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。なお、委員の皆様におかれましては理事者の答弁時間を配慮しての質疑を、そして、理事者の皆様には簡潔かつ的確な答弁をお願いいたします。

これより質疑に入ります。発言願います。渡部委員。

○渡部委員 いよいよ本日から決算特別委員会も始まります。私どもの会派もさまざまな部分で質問させていただきますので、総括までよろしくをお願いいたします。

ただいま説明をお伺いしまして、品川区は健全財政をずっと行ってきたというお話。この間、それがずっと積み上げられてきているわけですが、幾つかお伺いさせていただきます。

まず初めに、特別区税の収入はまた減ってしまったというお話。しかしながら、例えば成果報告書78ページに出ているような、利子割交付金ですとか配当割交付金、株式等譲渡交付金などは、軒並み当初の予算よりも増えています。昨年度よりも相当増えているということで、これは景気はよくなっているのだらうと思っています。でもって、特別区税のほうが減っていて、たばこや軽自動車はともかくとして、いわゆる特別区民税が減っているというのは、景気がいい、人は増えている、景気はよくなっている。だけど特別区民税が伸びていかないというのは、この後もたくさん質問が出てくるのかと思うのだけど、いわゆる、ふるさと納税のところなのかと推察します。まず、特別区民税は本来であればどれぐらい入ってきていたのだろうか。逆に言うと、ふるさと納税でどれぐらい持っていかれているのかということだと思うのですが、そこを教えてください。それとあわせて、まず、ふるさと納税に対する考え方。もう何度もさまざまな場面で伺っていますが、やはりここに来て顕著にこの数字が出てきた中で、しっかりと手は打っていかねばならないのかと思うのですが、そのスタンスを、まず教えてください。

○伊東税務課長 区民税の減ということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、ふるさと納税、控除の関係で減となっております。ふるさと納税の影響として、平成29年度で言いますと、11億9,000万円ほどの影響が出ているということになります。ということで、本来であれば、控除の

制度がなければ、それが入ってきたというような計算になろうかと思えます。

○渡部委員 額、承知いたしました。これをどういうふうにといい、国の決まりでこのルールがある以上、しょうがないにしても、ある程度の抑制策。過去の質問においても、周知をしっかりとしていこうとか、人によっては、ある程度、攻撃も打っていかなければ、流出は抑制できないのではないとか、さまざまな質問などもさせていただいていたと思うのですが、区としてこれをどういうふう抑制するのか、やはり攻めていくのか、基本的なスタンスをもう一回伺いたい。これは、税務課長なのか企画のほうの部局なのか、基本的なスタンスをお聞かせください。それが1点。

それと、今、例にも出させていただいた交付金の伸びというのが非常に大きいわけです。ここについて、何か、ただ景気がいいだけなのか、もしくは算定方法などが変わって、こういう数字があらわれてきたのか。平成30年の予算書を見ても、若干上げてはいるものの、ここまで強い数字を打っているわけではございませんので、そこの考え方を教えてください。

○伊東税務課長 ふるさと納税の考え方といいますか、これは制度として発足いたしております、なかなか区民に対して、ふるさと納税をやめてくださいということをストレートに言うわけにはいかないと考えてございます。ただ、こういう形で、これだけの影響が出ているということに関しては、区民の皆様にもお示ししていこうということで考えているところでございます。ホームページ等で、こういう影響が出ているということを理解していただいた上で、ふるさと納税制度をそれぞれの考え方に基づいてご活用いただくというような形を考えています。逆に、ふるさと納税をしていただくという点におきましては、いわゆる返礼品競争には乗らないというスタンスでございますので、やはり品川区の魅力をPRしていったら、それに賛同していただいて、ふるさと納税という形で応援していただきたいというようなことを思っているところでございます。

○品川財政課長 私から、交付金の増の関係についてご説明いたします。歳入をご覧くださいますと、配当交付金、株式等の交付金が上がっております。これは、水準としましては、平成27年と平成29年はほぼ同水準になっています。それで、平成28年が、やはりアメリカ大統領選挙前で、少し市場がいろいろ荒れたという関係があって、平成28年度収入がかなり落ちている。そこから平成29年に、戻ったという表現はあれですけども、そういった関係での増額となっております。

○渡部委員 ふるさと納税については、返礼品競争に乗らないというのであれば、乗らないでいいのですけれど、そこに対して、やはり区民の方々にしっかりと周知は続けていただきたいと思えます。払わないでくれというよりも、やはり杉並区がやっていたやつですか、これだけ減ってしまうと、これができなくなりますみたいなことは、私は言っていっていいのかと思えますので、区民の方々に、ふるさと納税によって品川区の収入が確実に減っていているということを強く訴えてください。

余談になりますが、電車に乗っていたときに、電車の中刷りといいたほうがいいでしょうか、壁面の広告で、ふるさと納税してくださいと、各自治体から出していたのです。ちょうどドアに立ったときに見たのは、岩手県大槌町だったと思うのです。あそこは震災で影響があったところで、目にとまるようなこともなさっていますので、まだこれはいろいろな自治体で仕掛けが出てくるのかとも思っていますので、よろしくお願いたします。

交付金が、その前の平成27年ぐらいに落ち着いてきたというのは承知いたしました。そうすると、今回とりわけ136%増えていて、予算書と比べても結構上がっているのですけれど、そもそも、ではこの辺は予算は難しいとは思いますが、要するにどれぐらい入ってくるのだという見込みをどういうふうに立てているのか、逆に教えてください。

○品川財政課長 この2つの項目は、基本的には株の売買のところでの影響が非常に大きいところがございます。非常に状況が読みづらいというところがございます。基本的には前年度と同様のところをベースに考えまして、今後の景気の状態なども見ながら、予算策定はしてございます。

○渡部委員 承知いたしました。景気は確実によくなっていると思うのです。それによって、数字というのは顕著にあらわれます。まして、株式がこれだけ動いているということは、もう、そういうことだと思いますので、その辺はしっかりと国の状況等を見ながら、品川区は引き続き健全財政を保っていただきたいと思います。

その健全財政と言えば、先ほどからご説明をいただいている中で、収支の比率がよくて、実は基金なども結構、積み増しもあると思います。これから、区長のご挨拶でもありました長期基本計画がこれで終わって、新たな策定が入るというときに、これだけの潤沢な、資金と言ってはおかしいのですが、これだけ歳出、いわゆる事業をやらなければならないことに対して、歳入もしっかり見込めるという状況の中で、ある程度、これだけの潤沢な資金といいたいでしょうか、お金があるわけですから、本当に長い目で見たときに、行財政改革特別委員会でも報告がございました、庁舎の建て替えとか、学校の建て替えですとか、相当お金がかかる事業について、しっかりとした計画を立てるときなのかと思うのですが、行政全体として、その辺はどのような考えをなさっているのでしょうか。

○柏原企画調整課長 基金のお話とあわせまして、いろんな事業に対しての使用といえますか、使い方というところがございます。今、委員からご案内もございましたけれども、施設の老朽化であったり、それから今後の区政、一歩前へというところもあります。そういった中で、計画的に事業に投資すべきところというのを、きちんと中長期の計画を持って、区としてやらなくてはいけないところ、前にすべきというようなところに、きちんとした資金を投入しながら、サービスの向上につなげていきたいというところがございます。

○渡部委員 そのようにしていただきたい。これだけの決算額が出てきて、潤沢に財政の健全化ということで区民の皆さんにお知らせができるのはすばらしいことであって、それがあからこそ、これから先の品川区はこういうことをやっていかなければならないという裏打ちが、今、十分あるわけです。ですから、そういうときこそ、長期基本計画の中でしっかりと先を見据えたものをうたっていただいて、その実現に向けて動いていただきたいと思います。要望させていただきます。

それと、88ページの手数料のところ、明日の総務費にもかかわるところなのですけれど、私は相当期待していたコンビニ交付が伸びていない。反面、成果報告書、88ページを見ますと、通知カードの再交付というのが増えてきてしまっている。通知カードの再交付が増えているというのはどういうことかといったら、カードをなくしてしまっているわけですよね。そういう方々というのは、当然、マイナンバーも申し込まないでずっといくのだらうという気もいたしますが、今、一生懸命なされているのはわかるのですが、何かあったときに、やはりコンビニ交付はすごく便利です。これをどういふふうに広げていくかというのを、国としてではなくて、何か、区行政としても考えていかなければならないのかと思うのですが、マイナンバーカードに対する考え方をお聞かせください。

○堤坂戸籍住民課長 コンビニ交付につきましては、平成29年度の実績が、住民票が9,400枚、印鑑証明が5,400枚程度となっております。今年度につきましては、上半期、既に住民票が6,500枚、印鑑証明が3,500枚ということで、もう既に年度末には昨年度の倍以上になるという見込みがされるのかと考えてございます。さらに、コンビニ交付の便利さをPRすることと、あとコンビニに置いてある端末の使い勝手のよさをPRする意味で、今年の9月に本庁舎にマルチコ

ピー機を1台、設置いたしました。それで、本庁に置いてあるということで、便利で手軽で信用のおける機械だということの認識をしていただきたいと思います、PRを続けてまいります。それから、来年の2月に2カ所において、端末操作の説明会というのを予定しております、そちらにも区民の皆様、大勢に参加していただいて、マルチコピー機の高さをどんどんPRしていきたいと考えてございます。

○渡部委員 マイナンバーカードのICに、それぞれ基礎的自治体がさまざまな活用をできるとされているわけですよね。今、その中でどういう情報を入れてというのを、品川区が何を考えてというのは、私も思い当たらないところはあるのですが、それをどう活用するかということによって、普及は進むのかと思います。何よりも、例えばマイナンバーカードでさまざまな手続きができるようになって、窓口ではなくコンビニのマルチコピー機を使っていただくことが何で大事かというと、窓口作業の軽量化ができるわけです。例えば、今、数字をお示しいただいて、伸びているのはいいことだと思うのですが、でも伸び率は本当はもっと、例えば全交付数の半分ぐらいまで、いや、八割、九割までが、まち場のコピー機でとれるような形になってくれば、すごく行政の窓口もスリム化ができるのかと思いますので、このマイナンバーカードの活用について、ぜひ区を挙げて検討いただきたいと思います要望して終わります。

○鈴木（博）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 本日からどうぞよろしくお願いいたします。日ごろの区民の皆様からの思いを、ともに取り上げたいと思っております。

成果報告書の83ページ、区民活動交流施設使用料、102ページ、シェアサイクル事業補助金、113ページ、議会費。この3点を取り上げて質問をさせていただきます。

まず最初の、区民活動交流施設使用料は、こみゅにていぶらざ八潮であります、本定例会に、区立障害児者総合支援施設の工期延長に伴う債務負担行為の事案が提出されております。理由が、騒音に伴う近隣配慮、また車の出入り口の縮小に伴う工程の延伸、そして地中障害物発生による処分作業の3点。この3つの理由から開所が延びることが発表されております。当初予定の平成31年4月から、半年間延期されるとの報告でした。そこで、既にこれは報告済みのことだと思いますが、改めて関係者への周知について確認いたします。工事現場周辺の町会等へのお知らせ、またご利用予定の当事者へのお知らせはどのようになっているのかお知らせください。あわせて、開所が半年延びるとなると、今現在の仮移転先のこみゅにていぶらざ八潮内で運営されております児童学園も半年延びることになりますが、こちらの地元地域への説明はどうなっているのか、お知らせください。

○飛田障害者施策推進担当課長 それでは、私から、今質問がありました2点についてお答えいたします。

まず最初に、周知の方法です。今後、まず利用者については11月15日、第三庁舎の講堂にて説明会を行います。この周知については、11月1日号の広報、ホームページ、また各団体や学校、事業所に連絡して周知しているところです。また、地元の町会等には、この後、周知を行っていく予定です。また、こみゅにていぶらざ八潮は今、仮のところということで、半年延長ということになってしまいました。4月から9月、使わせていただくのですが、その際については八潮の自治会には説明会は行わせていただきたいと思いますと考えております。

○新妻委員 既に行っている、これからということ、丁寧な説明と質疑も行っていただきたいと思います。そして、こみゅにていぶらざ八潮の地元地域はこれからということですが、こちらも丁寧な説明をぜひ行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成29年度のこみゅにていぷらざ八潮の各部屋の利用状況の認識と課題をお聞かせください。そして、もう一点が、品川児童学園がもとに戻った際の、今後のこみゅにていぷらざの活用についてどうなっているのか、既に活用検討が始まっているのかどうか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

○立川文化観光課長 それでは、こみゅにていぷらざ八潮についてお伝えいたします。利用状況でございますが、全体といたしましては、利用率で言いますと大体55%ぐらいになっています。これは、平成23年2月の開設以来、年々伸びておりまして、かなり、周知とともに利用者の方が定着してきたのかと認識しているところでございます。こみゅにていぷらざ八潮の特徴としましては、ほかの文化センターと比べますと、使える部屋が結構多いということでございまして、各部屋、平均では57%ぐらいなのですが、例えばグラウンドやスポーツ室については80%前後、また音楽室についても80%近く、その他の施設につきましては大体40%前後だったり、部屋によって利用率にばらつきがあるということでございます。また、築年数もやはり30年ほどたっておりますので、毎年、必要な改修をしながら、利用者に多少不便をおかけしながら運営しているところでございます。

○柏原企画調整課長 今後の活用というところのご質問があったかと思いますが、児童学園が出た後でございます。まだ確定的なところはございませんけれども、必要な行政のニーズといったところを考えながら、どういった形で使っていくのか、庁内で検討していきたいと思っております。

○新妻委員 まず利用状況についてですが、全体で見ると半分ちょっとということですが、私が見ている限りでは本当に多くの方が、地元の方も含めて利用されているという印象があります。そして、今後の活用についてですが、区の中での利用ということがまずあると思いますけれども、地元の方のご意見もまたぜひ聞いていただきながら、地元の方も使いやすいような利用の仕方もぜひお願いしたいと思っております。

そして、現在、こみゅにていぷらざ八潮の中で私のところに届いている声が、音楽室が2つありますけれども、なかなか音楽室をとりにくいというお声をいただいております。ここはもと学校でありました。音楽をやるとなると防音設備を施さないといけないので、少し手を入れないと使えないということもありますけれども、例えばもう一部屋、通常の利用、また音楽でも使える、共用して使えるような部屋を増やしていただきたいというお声がありますが、いかがでしょうか。

○立川文化観光課長 こみゅにていぷらざ八潮には、多目的室というのが幾つかございます。それで、多目的という名称でございますので、いわゆる音楽室と兼ねられるかどうかというのは今後検討していきたいというところでございますけれども、やはり施設をいじるとなると、ほかへの影響等ございますので、その辺も勘案しながら十分に検討していきたいと考えているところでございます。

○新妻委員 改修もしていただいている、修繕しながら使っていただいていることもありますので、その中にまたぜひご検討いただければと思います。

また、空調設備についても伺いたいと思います。毎年夏に、NPO法人八潮ハーモニーがキャンドルナイトというイベントを行っておりまして、これは東日本復興支援、また地域の方によるまちづくり、また水辺を活かしたまちづくりということを目的とし、京浜運河の緑道を光であやどられるイベントであります。今年の開催は、残念ながら台風が近づいているということで、急遽、こみゅにていぷらざ八潮の一室でのオープニングセレモニーとなったのですが、私も参加させていただきましたが、この真夏の暑い時期にもかかわらず、冷暖房が切られた中での開催となりました。これは、こみゅにていぷらざの中の協働推進室、第1交流スペースで行われ、ここは、委託に受付が変わるタイミングで全館冷房が切られてしまい、そこは冷房設備がないということで、冷房がない中で行われたという状況があ

りました。尋常ではない暑さの中で、さまざま国も都も区も冷暖房施設のエアコンに関しては取り組みを進めていく中で、こみゅにていぶらぎの交流スペースに関しても、ぜひ空調設備、エアコンの設備を整えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○遠藤協働・国際担当課長 こみゅにていぶらぎにおける第1交流スペースについての空調のご質問かと思えます。協働推進室につきましては空調がきかないということで、なかなかいろんところからご要望を受けております。一方で、空調をつけた場合に相当な費用がかかるということで、利用の際にはかなり、空調はとまってしまいますというようなご案内をして、それを了承いただいた上で利用いただいているようなところもあります。ただ、一方でなかなか厳しいというような話も聞いておりますので、その辺につきましては、今現在もこちらで検討しているところでございますので、もう少しこちらで情報収集等に努めていければと思っております。

○新妻委員 状況はよくわかりますけれども、やはり、この尋常ではない、災害とまで言われている暑さ対策というのは、しっかりと進めていくべきであります。利用者の方が理解したところで、熱中症対策のところもしっかり区がやらないといけないことではないかと思っておりますので、ぜひこれは前向きにご検討していただきたいと思います。

すみません。少し順番を変えまして、議会費についてお伺いさせていただきます。議会費の約8億円、毎年ほぼ同じような金額が、区民の大事な税金から賄われております。このたび、議場がリフォームされまして、バリアフリー対応となりました。議員が発言する場所が、車椅子でも対応できるようになり、議員席からの移動も階段はなく、スロープとなっております。通常、議場は議会開催時以外は閉場されております。また、議会開会中でも、なかなか区民の方が訪れる機会もない場所かもしれません。私も議員になって初めて議場に入りましたし、区民のときには、なかなか行こうというきっかけもありませんでした。そこで今回、バリアフリー対応として予算を使い、このような体制を整えた時期でもありますので、議場コンサートの開催と、子ども議会の開催を提案いたします。そもそも議会のことでありますので、私どもが議会運営委員会の中で議論すべきことではあると思っておりますが、あえて取り上げさせていただきます。他の自治体の状況も、わかる範囲でぜひ教えていただければと思っております。

○久保田区議会事務局長 議場コンサートの他区の状況でございますけれども、実施したことがあるという区が8区ございます。そして、そういうものは実施していないという区が15区あるということでございます。また、議場コンサート以外の活用ということでは、例えば港区では、届け出挙式、議場を使って結婚式を挙げたという例もございます。あと、中野区では、名誉区民でありますボクシングの山中慎介氏の現役引退セレモニーを本会議場で行ったというような例もございますので、各区議会におきまして、いろいろな活用を図っているところはございます。

○新妻委員 今、局長に教えていただきましたとおり、私も確認しております。野田市や新座市では、議場で結婚式を挙げているということもありました。事情があつて結婚式ができない人を募って、結婚式の場として提供されていることもあります。また、昨年、港区の議会報告会に参加させていただきましたときに、議会報告会の前に議場でのコンサートをやって議会報告会を行うという取り組みを港区がしておりまして、非常にそれはよかったという印象を受けました。区民に気軽に足を踏み込んでいただけるような状況になっているのかと思えます。ぜひまた前向きに、私どももしっかりと検討していきたいと思えます。

子ども議会も、足立区や練馬区、定期的に行っているところもあります。18歳の参政権にもなりましたので、皆さんの政治参加の意識を高めるためにも、このように議場を開放するということがとても

いいことかと思しますので、ぜひ前向きに進めていくように、私たちも検討をしていきたいと思ひます。

○鈴木（博）委員長 次は、中塚委員。

○中塚委員 私からは、歳入に関連して、成果報告書7ページの経済状況について、そして84ページのスケートボード場、85ページの屋外水泳場におけるロッカーについて、それぞれ伺いたいと思ひます。

まず、経済状況をどう見るかということは、歳入は経済の影響を受けますので、大事な視点だと思ひます。そこで、7ページにて、日本経済を、「雇用所得環境の改善が進む中で、緩やかな回復基調」と記しております。この「雇用所得環境の改善」とは、これまでになかった記載です。国民の実感も実態も、雇用も所得も改善されず、むしろ悪くなり、世論調査では8割以上が、アベノミクスで景気回復の実感なし。これが実態です。格差と貧困が広がっている中、雇用所得環境の改善の根拠は何か、緩やかな回復基調とは、その根拠は何か、伺いたいと思ひます。

○品川財政課長 雇用所得環境の改善というところがございますけれども、これはやはり政府が出しているさまざまな資料等をいろいろと勉強しまして、政府等で発行しているほとんどの文書につきましては、「雇用所得環境の改善」、「緩やかな回復基調」というところは用いられておりますので、それを用いてここにも記載しているというものでございます。

○中塚委員 政府の資料をどう見たらそうなるのか、また国が言っているから区もそう思うというのは、あまりにもその姿勢も問われると思ひます。日本経済の6割を占める家計消費は冷え切ったままで、安倍政権のもとで家計消費は、2人以上世帯の実質消費支出で21万円減りました。また、パートも含める労働者全体の実質賃金は18万円減りました。消費と所得という経済の土台が悪化し、不安定・低賃金の非正規雇用が広がる中、これでどうして雇用所得環境の改善となるのか、改めて伺います。そして緩やかな回復基調となるのか伺います。住民の実際の姿にしっかりと目を向けるべきではないのでしょうか。

○品川財政課長 国のいろいろな指標等、あるところがございますが、雇用所得といえは、基本的には例えば最低賃金などというものも上昇しておりますので、雇用環境というのは非常に改善してきているというような判断をさせていただきます。

それから、あとここに書いてあるのは、『日本経済』という資料のもとに書いてあるものでございます。また、区の中の指標につきましては、区の中で出しておりますさまざまな指標等も参考にしまして、必要があれば対策を講じていくという考えでございます。

○中塚委員 しっかりと住民の生活に目を向けて、経済状況については分析していただきたいと思ひます。さきの総務委員会で、全会一致で意見書が可決されましたが、その文面でも、「内閣府の月例経済報告において景気は緩やかに回復しているとされたものの、区内の小規模事業者の経営状況が十分に回復しているとは言いがたく、景気回復の実感はない」と記されました。本会議はこれからですけれども、この経済状況への評価、区民の実感品川区の認識と異なると思ひます。ぜひ改めていただきたいと、ここは強く望んでおきたいと思ひます。

次に、スケートボード場について伺います。まずは小学生以下、そして中学生以下も含めて、子どもは無料にすべきです。区民委員会で担当課長は、「無料・有料とでいろいろと検討した。無料であることが理想的な面も確かにあろうと思う」と説明した上で、子どもを有料化した理由を、ある程度の受益者ということで負担していただくと説明がありました。子供がスケートボードをすることにどんな受益があり、そのことになぜ子ども自身がお金を払わなければいけないのか伺います。

○池田スポーツ推進課長　まず、私どものスケートボードの利用についての料金でございますけれども、利用料金というものは、そもそもある種の目的があるところに来ていただいた方に、それなりの、利用していただいたお金をいただくというものでございますので、お子さんであろうと大人の方であろうと、使用するために役務を通していただいておりますので、利用料金として頂戴するというご負担いただくということでございます。

○中塚委員　子どもがスケートボードをするのに、どんな役務を受けているのですか。

○池田スポーツ推進課長　スケートボードをするに当たりましては、昨年開場したわけでございますけれども、スケートボードをこれまでにいろんな項目で検討いたしまして、その上で八潮に立派なスケートボード場を新設いたしました。そういったことで、こちらにつきましては、スケートボードをやる方に対して、皆様にご負担をいただくということで、利用料金を決めさせていただいたものでございます。

○中塚委員　結局、答弁できないのですよね。子どもがスケートボードをするにまでお金を求めるというのは、区政がゆがんでいると思います。子どもがスケートボードをして受ける利益は、子どもが楽しいと思ったり、上手になりたいと思ったり、子どもの成長だと思えます。その子どもの成長は、本人はもちろん、子どもが元気であるということは社会にとっての希望です。だからこそ、社会全体で支えているのが子どもたちなのです。その子どもたちがスケートボードをしたいということに、お金の負担を求めるというのは、区政がゆがんでいると思います。子どもにまで受益者負担を求めるというのが品川区の基本的な姿勢なのか、改めて伺いたいと思います。例えば、受益者負担の考えはこのままにしている、子どもは減免または免除し、無料とすることは、性格上可能です。子どものスケートボード無料化を求めますが、あわせていかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長　お子さんのスケートボード場の無料化についてのご希望でございますけれども、私どもでは、スポーツ施設を使うに当たりまして、小学生の方からも料金をいただいているところでございますので、そういった考えは現在のところはございません。

○中塚委員　子どもがスケートボードをしたい。そのことにお金を取る。それを疑問に感じない。こうした区政運営はしっかりと改めるべきだと思います。先ほど、子どもにまで、スケートボードをするにお金を取る。この受益者負担の徹底は品川区の基本姿勢なのかと伺いましたけれども、その点、伺いたいと思います。

○池田スポーツ推進課長　私ども、施設を利用するに当たりましては、利用される方から受益者負担としてお金を頂戴させていただくということで、運営させていただいているところでございます。

○中塚委員　施設を利用といっても、例えば児童遊園などは無料です。そうでしょうか。例えば、子どもが近くのタコ公園で遊んでいても、みんな伸び伸び遊んでおります。その姿がいいなとも思います。ぜひ子どもには無料としていただきたいと思います。

次に、区民プールのロッカー代について伺います。区民プールのロッカーはリターン式にして無料にさせていただきたいと思います。区民プールは、大人350円、4歳から中学生170円のほかに、ロッカー代1回10円を徴収しています。区民がプールを楽しむときに、利用料と別にロッカー代を受益者負担だと、なぜお金を徴収するのでしょうか。プールに行けば水着に着がえます。着がえをしまうときにはロッカーが必要です。そのことに別にお金を取るという、この受益者負担の徹底を私は改めるべきだと思います。着がえをして、洋服をロッカーに入れることについて、どんな受益を受けているのか、なぜそこまでお金を負担しなければいけないのか伺います。ぜひリターン式にして無料にすべきだと思います。

いますが、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長 今ご指摘のように、しながわ区民公園の水泳場につきましては、現在、貸しロッカーということで、10円を頂戴しているところでございます。どんな役務かといいますと、更衣された方のお荷物をロッカーに預らせていただくということで、役務の提供ということをしていただきますので、よろしく申し上げます。

○中塚委員 私は、プールの利用料そのものも安くしてもらいたいと思いますが、今回は、プールの利用料を払った上で、洋服を着がえてロッカーを使うことになぜ10円を、お金を払わなければいけないのか。プールに行くということは、水着に着がえるわけだしロッカーも使うわけだし、そこでまた別にお金を払う理由は一体何なのか、伺いたいと思います。

○池田スポーツ推進課長 プールの利用料でございますけれども、品川区のプールは安うございます。利用料金の中にコインロッカー代が含まれているというわけではございませんで、あくまでもロッカーをご使用していただくということで、役務の提供ということでご利用料をいただいているということでございます。

○中塚委員 役務、役務といっても、もはや、こじつけだと思います。プールに行けば着がえるわけだし、ロッカーを使うわけです。「安うございます」と言われても、10円の金額の大小の問題ではなく、ここまで品川区の受益者負担を徹底している姿勢が問題だと思って、今回、ロッカーのこととスケートボード場のことを取り上げました。子どもからもお金を取る。プールに行くと着がえることも役務だと言ってお金を取る。こうした区政は改めるべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。そして、ぜひリターン式にしていきたい。区民の皆様から、多くの施設が、100円だったり300円入れて、最後、出るときに、カチャッとやると、ジャラッと出てくる。このリターン式でないことに故障ではないかを感じるぐらい、みんな疑問に思っているはずですよ。結構いるのです。リターン式にしていきたいと思いますが、子どもにまで、ロッカー代にまで、受益者負担を徹底する姿勢は改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池田スポーツ推進課長 プールのロッカー代についてはですけど、現在のところは考えておりません。

○中塚委員 考えていない理由は何ですか。

○池田スポーツ推進課長 ロッカーの使用に当たりましては、役務を提供したということでの使用料、費用ということで、実費弁償ということで、10円いただいているところでございます。

○中塚委員 これで終わりにしますけれども、子どもがスケートボードをするのも役務とする。プールに行くと水着に着がえるときのロッカー代まで役務とする。そしてお金を取るという区政は、あまりにもゆがんでいると思います。冒頭の経済状況といい、これらの受益者負担の考えを、子どもやロッカーにまで徹底する。こうした区政運営はぜひ改めていただいて、住民目線に立った区政運営を強く求めて、質問を終わりたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、いながわ委員。

○いながわ委員 76ページの特別区民税で、今回は、0.5%の減、マイナスということでありました。マイナスになった理由は、ふるさと納税の控除分が引かれて、なおかつ品川区は人口が増えているので区民税が増えているということで、2.3億円の減でとどまっているのですが、今後いろいろ考えた中で、税外収入の確保。以前にも質問させていただいたのですが、税外収入。もちろん、いろいろな使用料とか、さまざまあろうかと思いますが、税外収入の確保をしっかりとしていかなければいけない

のではないかという思いがございます。その辺をいかがお考えか、お知らせください。例えばネーミングライツとか、企業からいろいろな形でやられていくようなことが必要だと思っておりますが、いかがお考えかということ。

軽自動車税に関しては、軽自動車税ですから、四輪の軽自動車で車検を要する部分。だから、251cc以上が、おそらく車検が必要なので、車検をとるときには納税証明書が必要なもので、そうではない、車検を要しない二輪車の滞納分だと思うのですが、二輪車自体が、例えば原動付自転車であれば、品川区で税金を1回払ったのだけど、途中でどこかにそのまま転居してしまったとなると、またなかなかその人の家に、いくら納税通知を出しても回収できない部分があるので、ここには477万円余の計上はされているのですが、実際、調べてみると、結構な収納率で、パーセンテージは上がっているのではないかと思います。そういった部分をどうお考えになっているのか。

あと、歴史館の使用料に関してなのですが、ページ数は84ページ。これだけ見ると、非常に少ない使用料だなどと思いつつも、これは歳出になってしまうのですが、相当、歴史館には経費がかかっているやに見えます。今後、この歴史館の使用料とか、そういったいろいろな用途の目的外の使用も含めて、歴史館をどうお考えになっているのか。

コンビニ交付に関しては、先ほどの説明で理解しましたのでオーケーです。

あと、ページ数が101ページの、都の補助金、産業経済費補助金の中で、アニメ等コンテンツ活用誘客促進事業費補助金があるのですが、予算の段階では、こういった補助金の性質のものがなかったのですが、これは年度の途中で、こういった補助金が東京都からありますということが出てきたのかどうか、その性質というのか性格というのを教えていただきたいと思っております。

○伊東税務課長 では私から、軽自動車税のところ、滞納繰越という部分でございますけれども、確かに現年でお支払いいただけなかった場合に、年月が過ぎていきますと、滞納繰越という形になって残ってしまっているというような状況でございます。委員ご指摘のとおり、軽自動車、いわゆる二輪のバイクということで、単価的にも非常に安く、納税者の意識もなかなか低いというところがあるのかと思っております。とりあえず、こちらでは滞納整理ということで、当然ながら、納税義務者に督促、催告等を送って、向こうの出方を待っているところではございますけれども、なかなか、ナシのつぶてというような状況になっているというところでございます。

そんな中ですが、収納率的には、このところ、今年で、ここに書いてありますとおおり73.43%ということで、前年よりも伸ばしているというところでございますので、引き続き、その辺の、しっかり納税していただくというところでは取り組んでいきたいと思っております。

○品川財政課長 私からは、税外収入についてお答えいたします。現在、クラウドファンディングというような方法がありまして、ふるさと納税などを利用して、自治体がこういうことをやりたいと。そういうことについて寄附を募るといったような形で進めているものがございます。品川区でも、千本桜について、今回、クラウドファンディングを始めました。プレートにお名前を入れるというところで5万円、それから桜が入ったガラスのキューブがあります。そういうものについて3万円というような形でやってございます。現在のところ、寄附金もかなり入っているというふうな状況もございますので、今後、クラウドファンディング、それからネーミングライツ等、他区の事例がいろいろありますので、さまざま研究しまして考えていきたいと思っております。

○立川文化観光課長 歴史館について今後どうしていくかというところでございます。歳入に絡めると、歴史館につきましては、一般の観覧料が100円でございまして、小・中学生は50円でござい

ます。特別展につきましては、また別途料金をいただいているところでございます。それから、施設としまして、書院と講堂というも貸し出しをしているところでございますので、この辺につきましてもPRに努めて、利用率の向上等に努めていきたいと考えているところでございます。

続いて、101ページのアニメ等コンテンツ活用誘客促進事業費補助金でございます。こちらは都の補助金でございます。昨年の3月に都議会で議決がなされ、この補助金が創設されたところでございます。内容といたしましては、アニメや映画等のコンテンツを観光資源として活用し、観光客の誘致につなげる地域を支援するというものでございます。

○いながわ委員 税外収入に関しては、千本桜なので千本以上というのはあまりお考えではないと思うので、計画的に千本桜を、要するに品川区におけるふるさと納税という感じに捉えてある。それもアップが決まっていますので、ぜひ、ネーミングライツも含めて幅広い税外収入を考えていただきたいと思います。

軽自動車税に関しては、どこまで費用をかけて、本当にナンバープレートが存在しているのか、廃車になっているのかというのを調べるかどうかになってくると思うのですが、そこはしっかりやっていただいたほうが、いろいろな安全も含めて必要ではないかと思っておりますので、しっかりお願いします。

それと、アニメの補助金に関してなのですが、これは要するに品川区が事業としてやるための補助金なのか、要するに、例えば商店街や地域の団体などが、そのアニメを用いて地域のキャラクターで地元をにぎわすための補助金といった性質のものではないということなのかどうかを教えてください。

○立川文化観光課長 この補助金の申請につきましては、いわゆる自治体または観光協会等の団体ということでございまして、商店街等の申請というのは想定されていないというところでございます。

○いながわ委員 こういった補助金、地域もいろいろな努力をしているので、間接的になるかもしれない。例えば区商連や観光協会から、地域に、もしそういう事業をやるのであれば、こうした補助金は区がワンクッション置いて出すという考え方は今後できるのかどうかだけ教えてください。

○立川文化観光課長 いわゆる商店街連合会と観光振興を目的とする団体という位置づけであれば、できると考えているところではございますが、東京都の審査次第というところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 まず初めに76ページの特別区民税についてお伺いしますが、確認です。0.5%が減ということですが、これは明確にふるさと納税のことでこういう形になっているのか教えていただきたいのと、それと今日、決算ですけれども、税収の見込みというか予測は税務課がしているのでしょうか。それとも財政課がしているのでしょうか。教えてください。

○伊東税務課長 決算額で見れば若干の減少になったというところでございます。先ほどからのお話のとおり、ふるさと納税の影響というのは当然ございますが、ただ、もう少し詳しく見ていきますと、大口の納税者が平成28年度にいたというところで、それで結構な額の納付があったところでございますけれども、それが平年と比べてみますと、平成28年に突出していたというところがございます。その辺のところがあって減収ということにはなってしまったのかと思います。ただ、引き続き、この間、納税義務者等は増えている状況でございますので、ふるさと納税の伸びもありますけれども、通常の形がそのままの状況ということであれば、予算内には確保しているというところではございますので、その辺の影響がどういう伸び率かというところを考えます。

○品川財政課長 特別区民税の見込みというところ、それから予算の額の判断というところではございますけれども、基本的には税務課で算出していただきまして、総合的な面を見て財政課で最終判断とい

う形でやってございます。

○藤原委員　今の税務課長の答弁だと、ふるさと納税は影響はないことはないけれども、あまり影響がないというように私は聞いてしまったのですけれども、その答弁をいただきたいのと、通常、何年分、予測しているのかということと、長期基本計画のときは大きく言って10年だと思っておりますけれども、通常は、まさか単年度ということはないと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○伊東税務課長　すみません。ふるさと納税の影響がそれほどということではなくて、ふるさと納税の影響というのは当然、先ほど来、11億9,000万円というような平成29年度の話がございますので、当然ながら11億9,000万円もあれば、納税義務者の額で言うと相当な人数になりますので、全然影響がないということではなくて、むしろ、ふるさと納税の影響が非常に大きいとは認識しているところでございます。

それと、予算の立て方のところでございますけれども、当然、なかなか先を見越してということは難しいところではございますけれども、経年変化の部分ですとか経済状況ですとか、その他さまざまな情報を得まして、予測して予算を立てるということでございます。この辺に関しては、企画調整課や財政課と相談しながら、どういう見込みを立てるかという形で、数字をある程度固めまして、協議をしてというような形で見積もりをしているところでございます。なかなか難しい点はあると認識しています。

○品川財政課長　税収等の見込みでございますけれども、当然、区で現在、作成中でございます、長期計画がございます。その中で、今後10年を見込んで大きくぶれるとか、そういうことは、経済状況に応じていろいろあるかとは思いますが、一定程度の見積もりはしてございます。

○藤原委員　税務課長、難しいと思います。私が個人的に思うのは、やはり税務課はまず初めに徴収事務をしっかりやっていただきたいという思いがあるのです。また多分、23区で1位だと思っておりますけれども、その事務をしっかりやっていただきたいと思っております。予測までをやるというのは、本当に作業としては大変だと思う。それで、財政課、企画調整課にそこはしていただきたいのです。それで、今、課長、何というか、生ぬるい答弁ですけれども、今やらないと、2019年には多分、消費税が上がるのです。ですよね。そして、2020年にはオリンピック・パラリンピック。その後の景気はどうか。あともう一つ、国で残業の抑制という形で出ていますよね。これは、サラリーマンといいますが、働いている方には大変なことです。この辺の大きな波が、2019年、20年、21年と、これから来るのです。ここはしっかり、企画調整課および財政課はつかんで、予測し、これからどうなっていくかということをやっていないといけないと思います。その税金という意味において、徴収が一番の業務だと思っている税務課よりも、やはり企画調整課、財政課、この辺がやっていくと思うのですけれども、というか、やっていただきたいのですけれども、それも含めていかがでしょうか。

○品川財政課長　先ほど、10年間の予測ということでお話をしました。なかなか10年先というのは見通しが立てづらいというところがございます。ただ、直近の一年、二年は、当然、いろいろなものが動いていきます。そういうものをしっかりと、こちらも捉えた形で、今後、予算の組み立てはやっていきたい。そのように考えております。

○伊東税務課長　先ほどの収納率のところでございますけれども、我々、一生懸命努力しているところで、この間、伸ばしてきているところです。98.98%ということで、特別区、23区の中で第2位という結果でございました。

○藤原委員　2位だったのですね。1位という頭があったので。でも、納税は国民の義務ですから、

ぜひこれからも徴収業務をしていていただきたいと思います。

次に、79ページの財調なのですが、多くを占めているのは固定資産税だと思いますが、固定資産税は大体何%ぐらいなのでしょう。それと、たしか3年ごとに固定資産税は変わってくる、評価がえがあると思うのですが、そういう意味では、今年から3年間、原資が大きく変わらないと思うのですが、3年間の予測がつきやすいということなのか、その辺を教えてください。

○品川財政課長 まず財調ですけれども、配分としまして、調整3税といたしまして、固定資産税、市区町村民税の法人分、特別土地保有税と、3つの税がございます。ご質問にあります固定資産税の割合でございますけれども、ほぼ半分より上、大体でございますけれども3分の2ぐらいを占めている状況でございます。それから、固定資産税は年々、財調の金額が増えているというような状況でございます。ただ、今後どういう動きになるかはわかりませんが、しっかりと状況を見て、判断していきたいと思っています。

○藤原委員 それと、児童相談所が移管されるということで、配分比率が変わらなければいけないと私は思っているのですが、引き続き東京都との交渉といたしまして、していただきたいと思いますが、最後にここをお答えください。

○品川財政課長 児童相談所の関係でございますけれども、現在、準備費用として特別交付金で2分の2で要求している状況でございます。当然、配分比率につきましては、特別区で一体となって、東京都に交渉しているという状況でございます。

○鈴木（博）委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、88ページ、12款2目手数料、1項総務手数料、情報公開手数料と、もし時間があれば住民基本台帳証明手数料、99ページ、14款2目都補助金、2項民生費補助金、保育対策総合支援事業費補助金、110ページ、19款6目雑入、5項すまいるスクール参加費。

最初に、情報公開手数料について伺います。情報公開に対して非開示または一部開示だった場合、区民は不服申請を行って、その後、幾つかの手順を踏んで、最終的に情報公開審議会で審査を受ける権利があります。ところが、それがホームページには示されておりません。紙ベースでは、非開示の通知を受けたときは不服申し立ての権利と手順は紙の裏に示されているのですが、その後、どういう手順で審議会まで進むかの手順は一切示されておりません。以前にもこのことを伺ったときは、その都度、窓口で丁寧に説明しながら進めているという趣旨のご答弁だったと思っております。それで、都度都度の丁寧な説明は大変結構で、今後もそれはやっていていただきたいのですが、やはり手順のチャートというのでしょうか、フロー表というのでしょうか。それはぜひ示していただきたいのですが、改めて見解を伺います。

○中元広報広聴課長 情報公開審議会への手順のところでございますけれども、こちらでも、紙ベースではございますが、簡単な手順をつくらせていただいております。窓口でご相談があるときにお話をしながらご説明を差し上げているところでございます。

○吉田委員 それは今までもあったということでしょうか。改めてつくられるということなのでしょうか。それは、紙ベースで出していただくのもとてもいいと思うのですが、情報公開をしようと思ったとき、いろんな書式とか、そういうものをホームページでご覧になる方も多いかと思うのですが、そちらへの掲載はいかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 こちらは、この間、つくらせていただいたものでございます。ホームページのほうにつきましては、なかなか見ただけでわかりづらいところもありますので、まだ出しているところ

ではございませんが、検討させていただきたいと思います。

○吉田委員 検討していただけるということで、紙ベースは、だから既にもう用意されているということですね。それで、ホームページのほうもぜひ検討していただきたいと思います。

そのときに、ホームページだけではなくて紙でもぜひ説明していただきたいのですが、審査を求める審査庁が違っていると、例えば反論書や再反論書の提出締め切り期限が全然違うのです。生活者ネットワークとしても経験して初めてわかったのですけれども、違うことを知らないで心づもりしていると、教育委員会に申請したときは3カ月ぐらい余裕があったのが、区長部局だと2週間と言われてちょっとびっくりしたのです。出しましたけれどね。だから、そういうこともちゃんと説明と、ホームページでの記載はぜひお願いしたいと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○中元広報広聴課長 ホームページが教育委員会と区とで別々になっているところでございますけれども、ちょっと今後、調整をさせていただき、どのような形でご説明できるのか検討させていただきます。

○吉田委員 ぜひご検討ください。

もう一つ、前に、これも申し上げたのですが、その場では閲覧しないで、写しの交付だけ求めても、今、閲覧料が取られる形になっているのです。それで、実質的には公開手数料だと思うのです。生活者ネットワークは、手数料はなくすべきと主張しているのですが、なくならないなら、せめてわかりやすい表記にさせていただきたいと思います。ホームページを見ると、どうにかこれは手数料だとわかるような説明になっているのですけれど、申請書ではわかりにくくて、この場での閲覧は要らないから写しの交付だけと求めても、閲覧料というところに丸をつけざるを得ないようになっているのです。行政用語で、変えるのは難しいというご説明を受けたのですが、だったら欄外にせめて、閲覧料には手数料が含まれるという表記が必要かと思います。行政用語が一般区民にとってわかりにくいというのは、何らかの形でフォローされるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○中元広報広聴課長 申請書にも説明をつけ加えていると、私の記憶では思っております。また、領収書のほうには、手数料と写しということで、そこところは反映させていただきました。

○吉田委員 わかりました。もしかすると、部局によって、前の書式でそのまま残っているのかもしれないので、それはぜひ確認していただきたいと思います。ぜひその辺がわかりやすいように、情報公開という、区民にとっての権利の行使ですので、わかりやすいようにしていただきたいと思います。

それで、住民票、台帳証明手数料は後に回して、99ページの保育対策総合支援事業費補助金で、予算を拝見したときに、この中にキャリアアップ加算が入っていると理解して、キャリアアップ加算について質問いたします。キャリアアップ補助金は、私立保育園の保育士の処遇改善策として、都が独自に予算をつけているものです。ただ、補助金は事業者に入るので、2017年度予算の特別委員会で、確実に保育者の手元に届いて処遇改善施策として有効に使われることを求めて生活者ネットワークとして質問をしております。それで、東京都は事業収支報告書の提出を求めることによって、保育士に適正に支払われたのかどうかの点検を促しておりますが、都が直接、事業収支報告書の点検をするのは、社会福祉法人立のみです。株式会社立とかNPO法人立の保育園の点検は、区が行って都に報告する手順になっているかと思いますが。どのように区として、適正に支払われたのかの点検をしていらっしゃるのか、伺いたいと思います。2017年3月の予算特別委員会でいただいたご答弁は、「平成28年8月に私立保育園園長会に出向きまして、どういった形でお金が私立保育園の保育士に回っているかというところを調査させていただきました」というご答弁でした。それで、どのような調査をこのとき行ったのか伺いたいと思います。例えば、一般的に考えられるのは、法人の中の人件費率で点検したのかと。そう

仮定した場合、保育者に限った保育者人件費率で点検しているのか伺いたいと思います。

○大澤保育支援課長 初めに、保育対策総合支援事業費補助金でございますが、こちらは宿舎借り上げの補助金に使われておりまして、例えば委員からご質問のありましたキャリアアップの補助金については、児童保育費のほうが補助金となっております。

キャリアアップ補助金でございますけれども、昨年度、個人別の給与額と改善額の実態につきまして、保育士全員分の調査をしております。それによって、改善が一人一人の保育士に行き渡っているかどうかを、区としてチェックしたものです。同様の調査を今年度も実施しておりますので、それについては現在、集計中というところでございます。

○吉田委員 では、区のほうには各保育所から、一人一人の基本給とか手当とか賞与とかの内訳が示されていると思うのですが、その中から、区としてちゃんと算出して、確実に保育者の人件費として使われているということを確認されていると理解してよろしいでしょうか。この間、書類というか、出していただいたのですけれども、区として全部をまとめて集計したものをを見せていただいたので、果たして、どの保育園でどういうふうな人件費率になっていて、保育者の手元に届いているかどうかの、議員としての点検はできませんでしたので、区がそういうことをきちんとされていて、それなりに指導とか、そういうものも行っていると理解してよろしいでしょうか。それで、ぜひそういうことも、議員としても点検すべきだと思いますので、そういうことを今後資料として出していただく。別に、どこの保育園かなどという固有名詞は要らないと思うのですが、個人情報に当たる部分は除くとして、そういう情報を求めたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 対象の保育士が数百人、600人から700人いますので、なかなか個人別の全ての金額をお示しするのは難しいですので、まとめてご報告はさせていただいたのですけれども、区としては各園の保育士一人一人の給与額とキャリアアップによる改善額、全て把握しております。それをどのような形でお示しするかというのは、改善額を見ると、加算部分で誰の給与かわかってしまうような部分もございますので、報告の仕方については今後検討させていただきたいと思います。

○吉田委員 この間、出していただいたのは、品川区の保育園全部をまとめた改善率だったと思うのです。それだと、いっぱい私立保育園がある中で、どこが適正に運用しているというのは、全然わからないのです。どこがというのが、固有名詞で知りたいというよりも、大体、品川区の保育園はこれぐらいの保育者人件費率を守っていて、適正に処遇改善が行われているかという判断ができればいいかなど。全部だと、品川区全体は把握できるのですけれども、一つ一つの保育園、決して一人一人のところまで求めているわけではないのですけれども、園としての運営が適正かということを点検したいという意味で申しましたので、その辺をぜひもう一回、ご答弁いただければと思います。

それから、やはり保育者の人件費率が低くなっているのは、認可園として支給されている公費の弾力運用を国が認めていることに起因すると考えております。株式会社立が特に低い。社会福祉法人立でも結構低いところがあります。自治体として、弾力運用に歯どめをかけるような制度を独自につくっている自治体もあります。そういうことの検討は品川区としてはされているのか伺いたいと思います。

○大澤保育支援課長 園ごとの給与改善額というのは、園から区にご提出いただいて、区から都に提出しているものですので、園ごとの報告をどのような形でお示しすればよいかは検討事項となるかと思っておりますけれども、データとしては、区としてはきちんと把握しているところです。

あと、人件費につきましては、正しく使われているかということは、今の調査でもそうですし、キャリアアップの報告書でも把握しておりますので、キャリアアップにつきましては、認可園全園できちん

と実施されていることを昨年度確認しておりますので、今年度につきましても調査結果をまたどこかの場でご報告させていただきたいと思っております。

○吉田委員 わかりました。キャリアアップ補助金が適正に使われているかどうかの点検はされているということで、ぜひそれは継続していただくのと、やはり報告は何らかの形でしていただけたらと思います。最後のほうに言ったのは、そもそも国が弾力運用を認めているので、なかなかそれを変えるというのは難しいところではありますけれども、やはりあまりに過度な弾力運用。結果として、国や都が想定している公定価格とか、そういうものに比べると、保育者の人件費はとて低くなっているのが現状かと思っております。ぜひその辺は今後、検討していただきたいと思っております。これは要望にしておきます。

次に、110ページの19款6目雑入5項の、すまいるスクール参加費です。質問の趣旨を先に申し上げておきますが、制度が変わった後、低所得層で利用しなければいけない家庭がちゃんと利用できているのか、もしくは大きな負担になっているのではないかとこのことを懸念して、そっちの方向で質問しますので、お願いします。あらかじめ問い合わせはしまして、6時まで利用と7時まで利用に登録している方たちの中で、利用料の減額や免除の方がどれぐらいいるかを伺いました。詳しい数字はもうここでは結構なのですが、所管としては現在の登録の数字について、制度が変わる前と変わった後を比較して、どのように評価していらっしゃるか、制度そのものへの評価と、それから委託事業者の評価についても、ぜひ伺いたいと思っております。

○高山子ども育成課長 それでは、すまいるスクールに関するお尋ねでございます。実際、制度改正後も、低所得者の利用にブレーキがかかっているのではないかとこのことを懸念なのですが、すまいるスクール自体、制度改正の前後を通じまして、登録率については全体的に上昇しているという傾向がございます。平成28年度の制度改正を経まして、現在のところ3年を経過しているところなのですが、平成29年度末では、学校の児童数の中の66.7%の方が実際に登録していただいているということで、これは制度改正前と比較して、むしろ増えているというような評価をしておりますので、そういった意味におきましては、制度改正そのものが低所得者層の利用の機会を奪っているというような認識には立っておりません。それから、すまいるスクール事業の、そういう意味では、制度改正そのものは、さまざまな点で利用者の方から、夕方の時間が延長になったことに対する評価でありますとか、あるいは夏や冬や春における早朝の時間の預かり時間が早まったことといった点を高く評価いただいているところでございます。

それから、事業者の評価という点につきましては、統一的な評価の指標のようなものは現在のところは設けておりませんが、例月の打ち合わせの中で、利用状況の確認をさせていただくとともに、利用者の方から日々、利用に関する問い合わせが寄せられておりますので、そうした中で現状、運営面で正すべき点については、ぜひ正していくといった状況でございます。

○吉田委員 評価が高いという声が出ているということで、それ自体はよかったですし、それから利用も増えているということであれば、よかったですと思っております。ただ、どんな形で利用者のお声を聞いておられるのか、その辺だけ確認させてください。何か、声を待っている。不満の声が上がってこないから不満がないとか、そういうことだと、ちょっとどうなのかと思います。それで、制度を変えた後という、制度は全てそうですけど、変えた後は、例えば3年とか5年とか、期限を区切って、モニタリングというのでしょうか、評価をきちんとするということが必要だと思うのですが、その辺のモニタリングについては考えておられるのか、意見の聞き方ですね。例えば教育費の減免を受けているところにも、すまいるスクールを利用していない人がいるのであれば、どういう理由で利用しないのか。もち

ろん、個別の事情はあると思いますが、その辺のモニタリングについて伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長 すまいるスクール事業のモニタリングということでございます。平成30年度の予算において、すまいるスクールの利用者のアンケート調査の経費を認めていただいております。今年度は制度改正から3年ということで、入学時に1年生だったお子さんが3年生を迎えるということで、このタイミングで、利用者のモニタリングといたしますか、反応の生の声を聞いていきたいと考えております。現在、すまいるスクールは、8つの事業者に事業を受託しておりますが、そうした事業者間の比較なども、このアンケート調査の中でできればと考えております。

○吉田委員 わかりました。時間がないですから、今年度の事業ということで、これは去年の決算なのでですけど、それはいつごろ実施の予定かだけ教えていただけますか。

○高山子ども育成課長 今、第3四半期ですので、第4四半期においてアンケート調査を実施する予定でおります。

○鈴木（博）委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、78ページ、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、77ページ、配当割交付金、76ページ、特別区民税、特別区たばこ税、それに関連した質問をさせていただきます。

まず、株式等譲渡所得割交付金等々についてお聞きいたしますけれども、先ほど景気回復のお話など出ましたけれども、先ほどのご答弁だと、アメリカ大統領選挙の影響で株式が動いたというお話もあったのですが、株式等譲渡所得割交付金、136.3%増ということ、また配当割交付金も36.8%増ということで、これは単純に株式が動いただけの話なのかどうか、景気と関連してどうなのかということと、自動車取得税の伸びについては、25.5%伸びていますけれども、これについてどうお考えになっているのかを、2つお尋ねします。

○品川財政課長 株式等譲渡所得割交付金、それから自動車取得税等の話でございますが、株式につきましては、先ほど、平成28年の収入が大分低かったということで、平成29年度はかなり上がっている。平成27年度のほうも平成29年度と同水準ということで、1回落ちたものが上昇しているというような状況でございます。これを見ますと、ちょうどアメリカ大統領選挙前が市場としては非常に荒れていたというようなところと、それから、あと日経平均株価等も照らし合わせますと、平成28年度の株式関係の収入はやはり低くなるのではというような予測をしております。それに伴い、平成29年度は平成27年の水準に戻ったということでございます。

それから、自動車取得税のほうの上昇でございますけれども、基本的には景気の動向等により、販売台数も増えているというような状況がございます。それから、あとエコカー減税がありましたけれども、この辺の見直し等もありましたので、増額というような状況になってございます。

○筒井委員 わかりました。自動車販売台数も増えてきているので、实体经济のほうもよくなっているのかと思いますけれども、まだ景気回復を実感できていない方がおりますので、区としては、地元自治体としてやるべきことをやっていただきたいと思いますと思っております。

次に、特別区民税についてお伺いしますけれども、ふるさと納税が11億9,000万円ということで、減った理由としてはかなり大きいものがあるかと思っておりますけれども、先ほど、大口納税者の方が定年退職されたから、それもあるということなのではございますけれども、そういった理由ですと、今後、給与所得者の方が定年退職されて特別区民税が減っていくと思われましても、今後の見通しをお聞かせください。

○伊東税務課長 先ほど、定年退職ということではなく、一時的に高額な納税があったというところ

で、一時的なものかというところでお話をしたところでございます。それと、今後の見込みでございますけれども、今の状況、この間、人口も増え、いわゆる納税義務者も増えているという中でございますので、そういうマイナスの要因が、どこまで見るかというのは別ですけれども、少しずつ伸びていくというような見込みを持っているような状況でございます。これからの状況次第ということにはなりませんけれども、現状では以上です。

○筒井委員 わかりました。

次に、特別区たばこ税についてなのですが、今度は2億1,000万円ほど前年度と比べて減っているのですが、これが大きいかと思っております。今回の減収分は例年に比べて大きいのかということと、また昨今の健康志向で喫煙される方も減ってきておまして、それはそれでよいことなのですが、今後、東京都の受動喫煙防止条例の影響もあると思います。たばこ税は、今後もこのような減少傾向が続いていくと思われませんか。

○伊東税務課長 たばこ税につきましては減少ということで、平成28から29年にかけての減収幅は、例年より少し大きかったかと思っております。といいますのも、いろいろな統計上、喫煙率も下がっているということと、あと、加熱式たばこが大分、喫煙者の20%ぐらいが加熱式たばこに移行したのではないかなというふうな推計も出ているところでございます。そうしますと、普通のたばこ、本数換算しておりますので、どうしても税収自体は、喫煙率が下がるとともに税収もそれ以上に下がっているというようなことがあろうかと思っております。

委員ご指摘のとおり、この間、条例ですとか健康増進法ですとかで、喫煙環境という意味では、さまざま話題になっているところでございますので、健康志向の高まりということもございます。また、税率の引き上げが段階的に行うということが、これからございます。10月からも上がったわけですが、そういうことを加味しますと、非常に今後の見込みとしては厳しいものがあるかと思っております。

○筒井委員 わかりました。すると、今後、自主財源の一つとしてたばこ税が成り立っていくのかというのが、非常に危惧されているところですが、代替財源があるのかということ、区としても、国としてどう考えていくのか気になるところでございますけれども、そうした動向をしっかりと捉えていただきたいと思います。

最後に、ふるさと納税の話も出ましたが、また法人住民税一部国税化、地方消費税の清算基準の見直しで、東京都から、本来使うべき財源が5,000億円なくなっている。また、特別区から2,000億円の財源が、国に奪い取られているというわけでございます。本当に、おかしな国策によって都民・区民の税金が奪い取られていることなのですが、東京都と特別区長会も抗議しておりますけれども、こうした都民・区民の税金の国からの奪い取りというのは、羽田新飛行ルート同様におかしな国策なのです。それで、おかしな国策には、東京の自治体である品川区としても断固抗議すべきであって、今後、品川区としては、こうした税の奪い取りに対して、どのような対応策、先ほど、広報でPRするというのがありますけれども、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○品川財政課長 税の国税化につきましては、いろいろと今、問題となっております。23区を中心として特別区長会で要望を国に上げている状況でございます。区としても、その要望事項等もホームページに今、掲載しまして、区民の方にご理解いただくということでやっております。こういう事項につきましては、やはり特別区、それから東京都も一体となって、国に要望していかなければいけないと思いますので、区長会の動き等も見ながら、協力できるところは協力していくという考えで、国のほ

うにいろいろと言っていくということでございます。

○筒井委員　　ぜひとも、区長会の動き等も、広報しながわとか、広報の媒体を使って、うまく区民に対して周知していただきたいと思います。これは要望で終わります。

○鈴木（博）委員長　　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時10分休憩

○午後1時10分再開

○鈴木（博）委員長　　休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言をお願いします。横山委員。

○横山委員　　私からは、110ページ、各種保育利用料について、その辺から広げてお伺いいたします。

これまで待機児童対策にお力を注いでこられた職員の皆様や関係者の方々のご苦勞に敬服いたします。引き続き、待機児童対策の推進をお願いしたいと思います。そして、待機児童解消が最近進んできております中で、次のステップとして、保育の質の維持向上という課題に本腰を入れて取り組んでいく時期が来ているかと思えます。人間の土台を形成する乳幼児期の保育をおろそかにした場合に、将来どのような影響が出てくるのかということ、品川区だけではなくて東京都ですとか全国という規模で議論していかなければならない課題であります。自治体単位で変えていかなければ変わらないという専門家からのご意見なども聞いているところです。

まずお聞きしたいところなのですが、施設内虐待を予防するために、品川区では指導や研修についてどのような取り組みを現在行っていますでしょうか。概要を教えてください。

○佐藤保育課長　　施設内虐待等の予防に関するご質問だと思います。区では今年度から組織改正をいたしまして、保育教育担当というところで、指導検査を専門に行う部署を立ち上げております。そちらの部署によって、指導検査もしくは巡回指導というところで、保育内容もしくは保育体制、会計に関して、定期的に指導検査を行っているところでございます。

○横山委員　　予防のために、まずいろいろしていただいているかと思えますけれども、定期検査、巡回指導ということで、事務事業概要のほうにも、平成29年度は104件、平成28年度は58件ということで、平成29年度は大分回数も増えているかと思えます。あわせて、園長OBによる巡回指導なども現在も行っているかと思うのですが、今後、引き続き行っていただくような形になるかと思えますが、抜き打ちの立ち入り検査というのは、どのぐらいの件数になりますでしょうか。教えてください。

○佐藤保育課長　　平成30年度に関しましては、大体、今現在において160回ほどの、保育施設に対する指導検査を行う予定でありまして、大体1割ぐらいは事前通告なしで回ろうという計画ではございますが、場合によっては増やす等の対応をしたいと思っております。

○横山委員　　万が一、予防をそのような形で、何もなかったが一番いいかと思えますけれども、園長OBの経験豊かな方の目で、抜き打ちという形でやっていくということも、予防に関しては大変効果的かと思えますので、適宜回っていただければと思います。また、万が一のときのお話なのですが、不適切な保育やトラブルが発生した際には、園は速やかに区に報告することになっているかと思えます。不適切な保育が確認された場合に、どのような報告を行って、区として対応を行っていくのか、現在の体制がどうなっているのかということを確認させてください。

○佐藤保育課長 不適切な対応があった場合は、さまざまな方面から区にも連絡が入ることもありますので、その場合、抜き打ちで、委員ご指摘の園長OBが訪問しまして、主にそういった状況を詳しく確認させていただいて、万が一そういったことがありましたら、事業者もしくは園長等に事情を聞くとともに、最悪の場合、そういった事情が見られれば、すぐに児童相談所に通報することになっております。

○横山委員 こちら、万が一ということが起こらないことが一番大切かとは思いますが、何でしょう、万が一、虐待等の不適切な保育が行われた場合に、区としてそのときのことをきちんとシミュレーションしていくということも大切との思いで、ちょっと細かく確認させていただきたいのですが、被害に遭ったお子さんや保護者のその後のフォローや心身のケアというのは、誰がどのように実施していくのでしょうか。今、児童相談所ということもお話がありましたけれども、公立・私立、それぞれのケース、どのような形なのか教えていただけたらと思います。また、お子さんが例えばその後、転園されたというときには、どのようなケアが受けられるのでしょうか。

もう一つなのですが、例えば品川区内の園で不適切な保育が行われた場合に、経営の同じ系列園がほかの自治体にある場合には、その指導内容を自治体間で共有されて、指導等に反映させるような仕組みということにはなっているのでしょうか。お願いいたします。

○佐藤保育課長 虐待にかかわるご質問を2点いただいたと思います。1点目は、子ども等のケアに関してですが、今現在、幸いなことに、そういった重大事象はありませんけれども、国や東京都からそういったガイドラインであったり、対応のマニュアル等がありますので、内部で検討はしているところでございます。他区でも重大な事件等、起きている場合もありますので、そういったものも参考にして、マニュアルを詰めていきたいと考えております。

2点目でございますが、系列園での虐待等が疑われる場合の情報共有に関しましては、私どもも情報を把握した時点で、各自治体と連携をとって、情報の詳細を確認しまして、適切に巡回指導、もしくは抜き打ちでその施設のほうに行き、指導等を行っているところでございます。

○横山委員 発生しないのがもちろん一番なのですが、保育というのは、私もプロではないのですが、自分が子育てをしている中で、保育の流れの中でといいますか、指導の中で、ちょっとこれは不適切なのかどうなのかというグレーな部分ですとか、そういったものもあるかと思っております。起きてしまったことが隠れてしまうことというのが本当に怖いことだと思っています。不適切なことが起こりにくい環境と指導・研修のサイクルをつくっていただくとともに、万が一の際には区が早期に気づいて指導に入ることでできる体制を整えたり、速やかに区に報告がされて、子どもや保護者へのケアをしていただきたいということを要望させていただきます。

また、鈴木博委員長の本会議の答弁にもあったのですが、人材育成について効果的な研修の実施や園長OBによる巡回指導の強化のところで、のびしなプロフェッショナルスクールを保育施設内に設置していくというご答弁がありました。こちらなのですが、国の保育士等キャリアアップ研修ガイドラインには、研修修了の評価の部分で、「レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでには想定していないことに留意すること」とあるのですが、区において、例えば理解度によって保育士に対してフォローしていくような体制というのを検討していただきたいと思っております。新しい園等もありますので、経験の浅い保育士の方ですとか、いろんな保育士が今現在、お仕事をされていらっしゃるかと思います。例えば、園内研修のようなものでフォローアップしていただいたり、園内で学びをシェアしたり、お互い、保育士同士が確認しやすくなり、また園長

○Bの方が巡回指導に当たる際に、研修で学んだ内容を園全体に定着させていくというようなことですか、また先ほどのお話とも絡むのですけれども、不適切な保育というのは具体的にどのようなものなのかということを知りやすく保育の中で指導していく。誰が見ても明らかな不適切な保育というのはもちろんなのですけれども、グレーな保育が見逃されてエスカレートしないような方策を講じていただきたいと思いますが、こうした研修についてのお考えをお聞かせください。

○佐藤保育課長 保育士の質を高めるための研修のサイクルというところでございますが、補正予算でもお願いしております、のびしなプロフェッショナルスクールにおいて、保育士の人材育成を定期的に進めていくところでございます。また、区では、人材育成プランといたしまして、保育士の年数に応じたり、立場によって、持っていなければならない知識等をはかる指針も、今、つくっておりますので、そういった面も、私立・公立ともに共有しながら、品川区全体の保育の質に向けて頑張っていきたいと思っております。

○横山委員 待機児童解消というところも大変大きな社会課題でありまして、それからさらなる次のステップということで、難しい社会問題を必死に解決しようとされている区の立場を理解しております。現場の方々にとっては既にわかっていること、難しいことをお願いしている部分もあるのかもしれませんが、経営としての保育と、保育の質の向上との現実的なバランスを考えながら、人間の土台を形成する乳幼児期の保育の質の維持・向上について、子どもの最善の利益を軸に確実に進めていただきたいと強く要望いたします。

○鈴木（博）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 76ページ、歳入全般、91ページ、国庫支出金全般、それぞれ関連して伺ってきたいと思っております。

まず、国庫支出金のほうですが、来年の10月、消費税10%引き上げと同時に幼児教育の無償化が予定されております。区としては、システム改修ですとか、そういったさまざまな事務手続が今後出てくると思いますが、そうした中で、今現在、対象となっている、新制度内の保育園、保育所。これは、認可保育園を中心に現物給付、いわゆる保護者の手続なしでできるのかと思っております。ただし、品川区内の私立幼稚園、子ども・子育て支援新制度の対象外の18園があると思っておりますが、この私立幼稚園についての手続は発生してくると思うのですが、これはどのような手続を想定して、今、準備を進めているのか、そのあたりを教えてください。

○大澤保育支援課長 区内の私立幼稚園は、今、新制度の対象となっておりませんので、新制度の利用者負担額の上限額の2万5,700円と同額までは保育料が無料の対象となります。新制度の対象となっていない幼稚園の保育料につきましては、現在、国から、未定稿とか案などという形で示されている中でではございますが、検討されている中では、償還払いと代理受領の2つの方法が検討されているということです。償還払いの場合は、保護者の方が一旦、園に保育料を支払って、区は園から提出いただいた名簿に基づいて保護者の方へ支給するという形になります。代理受領の場合は、区から幼稚園に給付金を一括して支給しまして、保護者の方は、保育料が上限の2万5,700円を上回った場合に、その差額分を幼稚園に支払うという形になるというふうに検討されていると聞いています。

○つる委員 要は、事務手続も含めて検討段階だと思います。それで、基本的に、私立幼稚園に通われているお子さんの保護者の方が、事務手続で、それが煩雑にならないような、それぞれ一定程度、自治体、品川区の調整がきくようなところがあれば、保護者の負担が軽くなるような形で事務を進めていただきたいと思っております。

それにあわせて、今回、無償化というところにおいては、利用する側にとっては無償になるのですが、それを支える側というか、行政ないし国も含めてですが、負担になってくるのですが、財政負担の関係ですが、公立の幼稚園、それから公立の保育園の部分についての負担、品川区が無償化になったときにどれだけになるのか、その内訳を教えてください。

○佐藤保育課長 公立の保育施設にかかわる幼児教育無償化の影響でございますが、平成29年度の決算ベースでいきますと、公立園に関しましては1年間で約6億円のマイナスになる見込みを立てております。公立の幼稚園に関しましては、年間6,000万円程度の減収になるというところを見込んでおります。

○つる委員 私立幼稚園が6,000万円で、保育園が6億、合計6億6,000万円という計算になるかと思えます。そうすると、これは基本的には、この間、段階的に進んでいるところも含めて、自治体の負担という形になるわけですから、6億6,000万円、品川区としての財政負担が増えるということで、収入が、保護者の保育料が当然ないわけですから、それを賄っていかなければいけないわけですが、7月、区長会等でも国に対していろいろ要望しているところなどは拝見しましたけれども、この6億6,000万円の財源確保について、例えば財調の算定の対象になっているのかどうか、このあたりの動きがあれば教えてください。

○品川財政課長 財調の動きでございますけれども、今年度財調には特に動きはなく、来年度、平成31年度の財政調整交付金の中で要望していくというような形で、今のところ調整している段階でございます。

○つる委員 わかりました。国に求めた区長会の文書の中では、ほかの行政サービスが縮減されてはいけないのだということも、両方の意味で書かれていたわけですが、そういったところも東京都にしっかり財源がもらえるような形にしっかりと調整していただきたいと思えます。

あとは、冒頭申し上げたとおり、手続などで煩雑さがないように手当てをしっかりとやっていただければと思えますし、あわせて保育の質、私立幼稚園における幼稚園教育の質も、当然、低下するようなことのないような対応。2万5,700円で線引きされるかとか、そういうことではなく、充実されるようなことをしっかりと、あわせて求めていきたいと思えます。

次に、歳入全般というところなのですが、これはまだ品川区としては取り組んでおりませんが、社会貢献型投資、ソーシャルインパクトボンド、SIBであります。既に先行的に、神戸市、八王子市が取り組んで、一定程度の成果を得ているという中で、SIBというのは、資金提供者から調達する資金を使って、行政機関などから委託を受けた民間事業者が公的サービスを実施し、成果に応じて資金提供者に利益を還元する仕組みということで、今現在、国を挙げて、特に健康やヘルス部門についてのいろんなノウハウ集などが発行されて、参考にしてくださいということであるわけですが、まず社会貢献型投資、ソーシャルインパクトボンドについて、区の考えを教えてください。

○柏原企画調整課長 今、ご指摘と申しますか、ご案内をいただきましたSIB、ソーシャルインパクトボンドでございます。制度の内容は、委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。民間から資金を調達、官民の連携の仕組みの一つと理解してございます。これにつきましては、今、例示もありましたけれども、いろいろなところ、自治体で動き出しているという状況がございます。これは、注視しながら、どういった効果があるのかというのは考えていきたいというところではございますが、1点だけ、成果がもし上がらなかったときに、これは自治体から民間の事業者に対して、成果が上がらないときはお金を支払わなくてもいいというのがベースの考え方にあるようですので、これは民間

の市場といたしますか、商品という形で成り立っていくのかどうか。こういったところは、民間の状況も含めて見きわめる必要はあると思ってございます。

○つる委員 先ほどの保育の話ではないですが、それだけ大きいお金が、区として負担していかなければいけないということもあって、それが行政サービスをしっかりとどこかでやはり賄っていかなければいけないというところでは、こういった新しい活用の仕方といいましようか。そういうところも、ほかのところでも活用することで、区全体の財政のあり方も、大きい部分で支えになるのかというところはあるかと思えます。当然、今、ご答弁があったように、民間でやっていただいたところが成果が出なかった場合の懸念もありますけれども、こういったところ、先進自治体がやっていますので、参考にさせていただきたいと思うのですが、神戸市が糖尿病、八王子市が大腸がんの検診の受診率向上ということで、これは、いずれの自治体においても、特にがんの検診の受診率向上については大きい課題であるのかというところでは、そうした民間のノウハウをしっかりと活かしていくというところも参考になるのかというところで、大前提が、自治体で、ある程度、案がなかなか浮かばないとか、見込めない、わからないという場合に、そうしたところを活用していくという前提があるかと思うのですが、そうしたところもしっかりと参考にしながら。また、検討段階では、特別養子縁組についてですとか子どもの貧困、子ども食堂等についてのことも検討している自治体もあると聞いていますので、幅広い立場、仕方、それから公会計が進んでいきますが、自治体経営というところで見えていく部分では、アウトカムもしっかりと求められていくというようになろうかと思えますので、それは民間の資金を活用しながらやっていただきたいと思います。

それで、健康ポイント事業、11月1日からスタートしています。例えば、品川区で見れば、こういう大きな運動法みたいな形で、どれだけの方が、しながわ健康ポイント事業に、今、1,000名ですが、やっていただいた結果として、取り組み者が増えたとか、そういったことというのは1つの指標にはあまりならないのかと。その結果としてどうなのかという、まさに成果の部分を見込めるのは、しながわ健康ポイント事業みたいなものというのも1つ考えられるのかと思ったのですが、もう一回、最後に品川区としての活かし方の考えがあれば教えてください。

○柏原企画調整課長 今ご案内いただきました、例えば健康ポイント事業といったところがあります。これも今おっしゃっていただいたのですが、その成果の指標といたしますか、そういったところが、いわゆるアウトカム、効果がどうあったかというところが指標になってくるのだと思いますので、例えば健康ポイントであれば、そういった効果というのはどこにあるのだというのを、区としてもそれをきちんとつくり出さなくてははいけません。そういったところがあるかと思ひまして、研究させていただければと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 私からは、成果報告書の93ページ、99ページ、国庫補助金の民生費、都補助金の民生費、すまいるスクールの運営についてお伺いします。

93ページ、99ページの補助金なのですが、すまいるスクール運営がどの項目でどのぐらい入っているのか教えていただきたいのと、子どもに接する指導員の質が問われているのですが、補助金の使い道の中で、指導員の処遇改善や委託先の職員も含めて、研修費がどのように組み込まれているか教えてください。

○高山子ども育成課長 すまいるスクールの運営における補助金等の関係でございます。平成29年度決算で申しますと、子ども・子育て支援交付金が、国と都と連動する形で1億2,400万円余入っ

ております。そのほかに、東京都の放課後子ども教室等補助金ということで、こちらが大体6,200万円ほど入っておりますので、この2つを合わせますと、おおむね1億8,600万円ほどになるかと思っております。すまいるスクールの事業運営の全体の大体18%ほどを、この2つの補助金においてカバーしているといった状況でございます。

そして、そうした補助金の委託事業者等への処遇改善だったり、あるいは研修の関係でございますが、直接的にこの補助金がということではなく、区が委託するに当たっては、その仕様の中で、しっかりとした指導員の研修体制を組むこと、そして、区が、東京都が主催する放課後児童支援員の資格取得の経路というような形で、そういった資格取得に関する事務を区が担うということで、そういった一定の質を確保していくといったところでございます。

給与面におきましては、委託費の中で賄われているものでございますので、個別に一人一人の給与について、区では申し上げる立場にはないと考えております。

○飯沼委員 保育の需要が増えているとともに、子どもたちは成長しているので、学童期でも、放課後とか、あと長期で休みのときの受け皿が、このところ求められていると思っております。「子どもがすまいるスクールに行きたがらない」という声が、働くお母さんから、「子どもの放課後、どうしたらよいのか。特に夏休みなどの長期の休みのとき、家に1人で置いておくわけにもいかず、毎朝、子どもとやりとりして葛藤しているのだ」という声を幾つか伺いましたのですけれども、子どもがすまいるスクールに行きたがらない原因というのは、どういったものが考えられるのか。また、その対策などもあったら聞かせていただきたいと思っております。

○高山子ども育成課長 お子様は夏の長期の休養期間中に、すまいるスクールに行きたくないというのは、大変残念なお話を伺ったのですが、すまいるスクールの夏におきましては、もちろんお預かりする時間が長いということもありますので、長い期間の間には、このようなお子様も学年が高齢期になるにつれて、やはり地域の遊びをしたりして放課後遊びたいといったニーズもありますので、比較的低学年のお子様が多く利用されている。そして、高齢児になるにつれて利用は減っていくといった状況はあろうかと思っておりますので、おそらくはそういった4年生以上のお子様のお声ではないかと考えております。それで、すまいるスクールにつきましては、いわゆる教室と言われるような、囲碁や将棋、伝統文化などのさまざまな授業を実施するとともに、学校施設などに全面的にご協力いただく中で、広い校庭や体育館などを使用したダイナミックな遊びなどもしておりますので、そうしたもので魅力を感じていただいて、引き続き多くの参加者を得たいと考えております。

○飯沼委員 通いたがらない実態を把握していますでしょうか。こういった声を聞いているのか、お聞かせいただきたいと思っております。すまいるスクールは、参加する子がどちらかというと対象になってしまう傾向があるのではないかと。親が働いて、毎日通う必要がある子が、やはり1日でも2日でも通わないと、本当に安心して仕事に行けない。そういった意味では、一人一人にちゃんと寄り添っていただきたい。家に帰って誰もいない学童の安心安全、やはり適切な遊びや生活の場をぜひ用意していただきたいと思うのですが、こういった声は届いていますでしょうか。まずそこをお聞かせください。

○高山子ども育成課長 よく保護者から、各すまいるスクールにおける担当指導員を経由して、また直接、子ども育成課にそのようなお申し出をいただくことはございます。それぞれ事情がさまざまでございますが、一概には申し上げられないのですが、引き続き通っていただけるよう、本課といたしましても、保護者との関係の修復なども試みているところでございます。そして、また品川区のすまいるスクールの特徴といたしましては、全児童の放課後児童対策事業ですので、いわゆる学童機能と放課後子

ども教室、2つの側面を持ち合わせておりますので、ご家庭によっては、就労等ではないような、通常の家庭ですと、やはり必ずしも必要性がそれほど高くないといったお話もございますので、そうした中で、真に必要とされている家庭にはしっかりとご利用いただきたいと考えております。

○飯沼委員 保護者の方々との関係もあると思うのですが、具体的に通ってこないお子さんの把握はどういうふうにしているのか。また、実際、何件ぐらいあるのかとか、どういうケースの場合に通ってこないのかという統計などをとったり、具体的にどういう対応をしているのか。どこでも同じようにきちんと対応してくれているのかどうか。そこを教えてください。

○高山子ども育成課長 現在、すまいるスクールの登録率は6割ちょっとというところではございますが、登録しているお子さんが全員、毎日来ているというようなことではございません。例えば平日ですと、おおむね3割、33%ほどのお子さんが来ているというようなこともございますので、先ほど委員がおっしゃられたような、来ない子の理由というのを、言ってみれば大体、6割の子は登録しても来ない子。そして、平日において3割の子がおおむね常時利用しているような子ということもございますので、一概に利用したがるらない子の状況というのを把握するのは、なかなか難しいかとは思いますが、しかしながら、やはり小さな不信感のようなものが、長期にわたる利用につながらないというようなことはあってはならないことですので、きちんとそうした声をキャッチするような形で、現場の職員と委託スタッフともども情報収集には努めてまいります。

○飯沼委員 情報収集に努めてくださるのはわかったのですが、具体的な対応がどこのすまいるスクールでも行われていかないといけないと思っただけの今日の質問なのです。すまいるスクールというのは全児童対策で、どの子でも行けるけれども、その中に、親御さんが就労していて、学童保育クラブの機能も包括していると、この間、ずっと言っています。包括しているのだったら、全児童対策プラス、就労の親御さんの子どもたちの対応も十分にさせていただかないと、一人でも本当に通えない。もう本当に子どもたちはデリケートですから、さまざまなお子さんがいるから、さまざまな理由があると思うのですけれども、どの子にも寄り添って、やはり通えるようにしていただかないと、学童機能を持っていますとはとても言えないと思うのです。児童福祉法の第6条の3の第2項にも、やはり適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るのがこの事業でありますと、きちんと書かれていますので、ここをしっかりと捉えて、職員のどなたにもしっかりと子どもたちのことを把握してほしい、把握してまとめてほしいということをきちんと確約していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 委員がおっしゃるとおり、本来、そうした機能を十分に発揮するということが求められておりますので、37のすまいるスクールが、等しく同じような安定した質の高い運用をできるよう、今後とも努めてまいります。

○飯沼委員 ぜひ、質の高いすまいるスクールになっていただきたいのですけれども、その一つに、先ほども研修と処遇についてお伺いしましたが、よく処遇改善されているのでしょうか。品川区の正規の職員の方は勤務の年数も長いし、勤務の保障も一定されていますが、非常勤の指導員は1時間1,500円、週3日とか週5日、年収が100万円とか180万円ぐらいしかいかなくて、ダブルワークなどしないと、とても暮らしていけないということで、働き続けたくても働き続けられなくてほかの職場に移ってしまう。こんなにもったいないことはないと思っています。あと、委託の職員の処遇の中身がわからないのです。こういった面で、どういう研修を受けているのか、またどういう方が配置されているのか、職場からは、申しわけないけれど、「指導員にふさわしくないような人も配属されてきているのです」という現場の声も届いています。処遇改善の研修・充実をしっかりと、質の改善を

お願いしたいのですが、その点はいかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 正規職員以外の職員の待遇の部分かと思います。非常勤職員につきましては、すまいるスクールにおける勉強会という、学校の国語と算数の復習を中心とした学習の支援にかかわっていただいております。多くの方が長きにわたって勤務していただいております。そういう意味では、職場としては非常に納得いただいております。また、二重勤務のようなお話もございましたが、実は午後からのご出勤でございますので、午前中は学校の事務のお手伝いだったりというような形で、それぞれご家庭の事情に合わせて、働き方については工夫されているようですので、一概に、2カ所勤務するから生活が成り立たないというようなことでもなかろうかと考えております。また、委託職員の処遇改善の中のスキルアップの部分ではございますが、区で主催いたします、委託スタッフも含めた研修ということで、年に数回行っております。例えばAEDの関係の研修であるとか、あるいはエピペンの関係の研修、それから発達障害にかかわるような研修といったものも、最新の情報を仕入れていただくということで、企業にお願いしている研修のみならず、区でも、同じ働く者同士、同じような情報を持っていたいということで、研修の参加の機会を与えておりますので、そういった意味におきましては、ともどもにスキルアップを図っているというような状況でございます。

○飯沼委員 学童保育のすまいるスクールの保育の質の向上で、職員の専門性について触れたいと思います。保護者の働いている学童の保育を保障する、学童保育を包括していると言うならば、私は2点、生活の場をきちんと位置づけること、あと遊びの場についても役割を重視してほしいと思っています。すまいるスクールは、すまいるスクールに通うと子どもがほっとできる場所になっているのでしょうか。あと、「ただいま」、「おかえりなさい」と会話がちゃんとできているのでしょうか。一人一人の子どもと信頼関係ができているのでしょうか。また、遊びの役割としても、1人でじっくり遊ぶのもよいし、友達と集団遊びをして楽しむのもよいです。遊びを十分楽しんでいる子とは、「また明日遊ぼうね」と言って別れるのです。こういう子は、また明日につながっていく。そういった意味で、子どもがじっくり遊べる環境をつくるのに、指導員の専門性はとても大事であると思っています。役割が重要であると思っています。現在、遊びの達人と言われている専門職の今の区の職員が、子どもと遊べない状況、事務の用事とか、たくさんの人たちの連絡もとらなくてはいけないということで、子どもと遊ぶことが許されていない状況にあると、これはいろいろな方から伺っています。委託職員に頼るのではなくて、正規指導員を私は複数配置していただいて、子どもたちのことがわかる指導員の方がしっかりと子どもと遊び、生活が把握できる、そういった実態にしていきたいのですが、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 委員がおっしゃるとおり、子どもにとってほっとできる場所として、安全安心な放課後ということの実現に向けて、引き続き努力してまいります。職員の専門性を高めるという点につきましては、これまでの児童指導の経験を、しっかり次の時代の若手職員にも引き継いでまいりたいと考えております。

○鈴木（博）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、76ページの下にあります特別区たばこ税、32億6,000万円余なのですけれども、特別区たばこ税とは、区内の小売店に売り渡されたたばこに対してかかる税金ですけれども、たばこの価格には、国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、そして消費税の、4種類もの税金が課せられています。これらを合わせると、税負担率は62.6%にもなります。たばこ税は小売価格に含まれますので、最終的には消費者が負担するわけでありまして、ちなみに平成28年度は、区内の小売店に売り渡されたたばこは約7億2,304万本で、本区の収入と言ったほうがいいのか、正しい

のかわかりませんが、約34億7,200万円でした。平成29年度は32億6,167万円余ということで、大体2億1,000万円もの差が出ているわけで、区内でのたばこの売れ行きというのが悪くなってきている。2億1,000万円もの差が出ているわけでありまして、大きな原因というのはどういうところにあるのかお聞かせください。

○伊東税務課長 たばこ税の部分でございます。税の構成自体は委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。売り上げ本数に関しても6億6,700万本から6億2,400万本に減少しているというのが、平成28年から29年度を見ますと、そういう形になっておりまして、それに伴いましての税収の減という形になってございます。

原因ということでございますけれども、これはやはり昨今の健康志向の高まりですとか、喫煙環境のなかなか場所がないなどというところでの、喫煙所の減少ということが大きな要因として考えられるのではないかと考えております。今後の見通しとしましても、10月から税制、税率の引き上げが、これは段階的ということですので、これからまた少しずつ上がっていくということでありまして、そういうことも、価格への転嫁ということもございまして関係上、こういう傾向はしばらく続いてしまうのかと考えております。

○木村委員 たばこの煙の中には、ニコチンのほかにも大体60種類以上の発がん性物質や発がん促進物質、その他、200種類以上の有害物質が含まれているとも言われております。ですから、健康面の観点から見れば、やめれば一番いいわけでありまして、なかなかたばこをやめることができないということであろうと聞いています。全国では年間約2兆8,000億円の利益があるという反面、1999年と少しデータが古いですが、死亡による労働力損失やがん治療など、超過医療費というのでしょうか、それによる損失が、7兆2,000億円以上も、利益を大きく上回っているとも言われております。そこでお聞きいたしますけれども、こんなに超過医療費等による損失が発生していることは私自身も知りませんでしたけれども、区としてはどのようにお考えなのか。先ほどの回答でもありましたとおり、いろいろとたばこを吸うところも少ないかもしれませんが、どのように考えているのかお聞かせください。

○伊東税務課長 健康によくないということで、さまざま、国では損失額を算定しているというようなこともございますけれども、一方で、たばこ税に関しましては、国のほうで、何と申しますか、喫煙者の減少に伴っての部分で、税収は確保したいというような思いもあって、この間、税率の改正等が行われてきたように思っております。なかなか損失というところとの兼ね合いというところがございますけれども、何と申しますか、はっきり情勢というのが難しいといいますが、判断としては確かにあるのかもしれませんが、全てたばこのせいなのかというところで、難しいかと思っております。

○木村委員 声がだんだん小さくなって、元気がありませんでしたが、確かに世間では禁煙の方向へ動いております自治体が多くて、日本全体が禁煙ムード。私はたばこは吸いませんのでわかりませんが、これが売れようが売れまいがどちらでもいいのですけれども、国民の健康的には禁煙は大変よいことだと思っております。しかし、たばこの自販機というものはあちらこちらに設置されているということは、たばこを必要とする人が大変多くいるということ。需要があるから供給があると私は思っております。供給する人も、喫煙場所が今、大変少なくなってきている。そして税は目的税ではないので、何にでも行政としては使えるのではないかと考えています。2億1,000万円も落ち込みましたけれども、それでも32億円を超える税収。たばこは区内で買ってほしいが、なるべく区外で吸ってほしいと言っているように見えますけれども、そういう点につきましてもいかがでしょうか。

○伊東税務課長 たばこに関して、当然、一般財源ということで、区としてさまざまな形で使える財源ですので、貴重な財源ということでございます。そういうことで、購入場所と申しますか、販売店が品川区内にあれば、その部分は品川区に入ってくるということでございますので、私の立場としては、やはり区内で購入していただきたい。ただ、小売店側もさまざまな形で啓発ということで、マナーキャンペーンですとか美化活動ですとか、そういう形で、なるべく買っていただくということでの啓発もやっているところでございます。

○木村委員 前向きな声だったと思いますけれども、今以上に喫煙場所を増やす計画も課長から聞きたいと思いますけれども、それともはっきり、増やすことは考えていないのか。どちらでしょうか。

○柏原企画調整課長 たばこの課題と申しますか、問題の部分でございまして。今、委員から、税収の面と健康の面というところで、双方からのご指摘というところで捉えてございまして。税収の部分につきましては、今、税務課長がご答弁申し上げたとおり、貴重な一般財源の一つですので、何とか伸ばしたいというのがありますけれども、片や、今おっしゃいましたけれど、健康面、いろいろ大きな流れの中では、なかなかそういったところは兼ね合いの難しいところなので、禁煙、喫煙、両方の場所といったところは、そういった兼ね合いを見ながら、大きな国全体、世の中の流れというのを見きわめながら、区といたしましても、双方が両立するのはなかなか難しいのですけれども、そういった面を見ながら施策として展開するべきものと思っております。

○木村委員 なかなか返答も難しいと思いますけれども、喫煙者のためにも、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○鈴木（博）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 私は、成果報告書の80ページ、総務費負担金、庁舎管理費負担金で、株式会社日京クリエイト、食堂についてお伺いしたいと思います。

第二庁舎の2階。2階といっても、実質、地下になると思うのですけれども、食堂をリニューアルして2年が経過したところであります。予算書を見ますと307万1,000円ですか。決算は345万1,396円となっているところで、何というのですか、区としての今現在の食堂としての機能の強化を含めて、今、決算が終わったところで、どういうふうに評価しているのかをお聞きしたいと思います。

○黒田人事課長 それでは、総務費負担金のいわゆる事業者負担分のところについてお答えいたします。株式会社日京クリエイトの345万1,396円は、いわゆる光熱水費の事業者負担ということで、事業者を平成28年2月に選定したのですが、その際に、いわゆる家賃部分は無料で貸し出す。光熱水費は2分の1、負担していただくということで、覚書を用いまして5年間の運営をお願いしているところでございまして、こちらの歳入は光熱水費分の2分の1の部分ということでございます。運営事業者のお話を聞きますと、どうしても庁舎の食堂という関係上、お昼の売り上げがメインで、利用実績で言いますと、1日250食ほど出ているという中では、座席数が大体130席ぐらいですので、昼休みに2回転ぐらいするというような状況で、なかなか経営は厳しいと聞いてございますが、家賃がただというところと、一定程度、光熱水費を区で持っているというところでは、事業者には運営の工夫についてお願いしているところでございます。

○高橋（伸）委員 主にランチが一番メインだと課長もおっしゃっていましたが、人数にして250人。モーニングも7時45分から午前9時までやっていると思うのです。人数は職員の方がほぼ対象だと思うのですけれども、どのぐらい平均か、わかる範囲で構いませんので教えていただきたい

と思います。

○黒田人事課長 毎月、食堂からは、収支報告書ということでいただいているのですが、食数につきましては1日平均ということで統計をいただいております。先ほど申し上げた、大体1日250食ということで、1日250人程度が訪れているのかと思います。職員の割合については、ちょっとわからないところもあるのですが、私が見た限りでは職員の利用も多いですし、地域の方もいらっしゃる。あと、庁舎のご利用者の方もいらっしゃるのかと思ってございます。運営の原価の中で一番大きいのが、いわゆる材料費と人件費というところがございます。やはりなかなか昼以外で回転していきませんと売上げが上がりませんので、そういったところでは厳しいという状況を聞いているところでございます。

○高橋（伸）委員 そうすると、やはりメインが本当にランチということで、今日のスペシャルランチ650円が、今日は豚豚、明日がカルビカップということなのですけれど、これは練馬区役所だと、地下にあるレストランで、メニューはそれぞれ日が変わり等々あるのですけれど、カレーライスを中心にしまして6種類ある中で、メガカレーとかメガカツカレーとか、やはり大食いの方たちにすごく評判らしいのです。品川区としても、区のPRとして、これはシティプロモーションの一環としても、食堂を広めていくというのはすごく啓発は図っているのですけれども、昨年、TBSのテレビでしたっけ、品川めしが、区役所で食べられて安くおいしいランチとして紹介されているわけですが、やはりシティプロモーションの一環としても、区の食堂にわざわざ食べにきていただいて、区の魅力を区民の方あるいは区外の方も含めて発信していただければ、もっと食堂を含めて品川区全体のシティプロモーションにもなる一環だと思うのですけれども、この先を見据えて食堂のあり方というものを教えていただきたいと思います。

○黒田人事課長 ただいま委員からご紹介がありました品川めしなどは、雑誌とか、ウェブのいわゆるグルメサイトなどにも取材がありまして、一定程度、プロモーションにしているのかということもありません。あと、食堂が被災地支援メニューということで、例えば三陸のサンマを使ったサンマの定食でありますとか、さまざま工夫はいただいているのですが、メニューについては、どうしても在庫管理と申しましょうか、やはりうまく材料を回していかないとロスになるというところもあります。そちらの事務所でかなり工夫をいただいているところであります。そういった意味で、メニューの工夫の中でももう少し品川区の何か発信ができないかということにつきましては、今後も事業者と打ち合わせをしていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 それと、あと第二庁舎の入り口に、品川区の防災体験館、外壁にも体験館はついているのですけれど、食堂に行かれる方は、どこに食堂があるかというのは、表記はされているのはわかっております。2階に行く3階の階段のところに表記をされているのですけれど、もう少し見えるところに、防災体験館もそうなのですけれど、食堂と売店がここにありますがというのを正面から見られるように、それも検討していただきたいのですけれども、そのことを、この先わかる範囲でいいのですけれども、改善の余地があるのかなのかというのを教えていただきたいと思います。

○黒田人事課長 案内につきましては、庁舎のサイン計画という係がございますので、今後どのようなことができるかについて少し検討してまいりたいと思っております。

○高橋（伸）委員 やはり、食というのは皆さんそれぞれ味覚が違う中で、区民の方も、「安くおいしい」と言う方もいらっしゃいますし、「ちょっとね」と言う人もいます。その辺の評価というのは、すごく皆さんそれぞれだと思っておりますけれども、運営者の日京クリエイトに対しては、区民から

の要望とか、そういった声を届けているとは思うのですけれども、やはりもっと声を、区としても運営者に対して発信、声をもっと上げてもらいたいのですけれども、改めてこの先のことを検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○黒田人事課長 事業者とは定期的に打ち合わせを行っておりますので、そういった中で、いただいたお声などあれば届けていきたいと思えます。事業者からも、運営時間が長いとか、人件費がかかったりということで、いろんな経営上のお話も伺っておりますので、そういった中で、よりよく利用していただけるように今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋(伸)委員 76ページ、特別区たばこ税のことをお伺いいたしますけれども、これだけ、32億円という税収がある中で、地域の特に商店街の皆様とか、特にコンビニなども、受動喫煙、灰皿もなくしたという中で、商店の皆様も、やはり区として、これだけ税収があるのですから、喫煙者に対しても、区有施設の中に喫煙所をもっと提供してもらいたいというのがすごくあるのです。やはり、それはぜひ区に対してやっていただきたいと思うのですけれども、その辺の、これから先の考えを、よろしく願いいたします。

○柏原企画調整課長 施設の関係、それから先ほどもちょっとありましたけれども、たばこを吸う、吸わないというところで大きな流れがありますので、そういった中を見ながら考えていきたいというところがございます。

○鈴木(博)委員長 次に、あくつ広王委員。

○あくつ委員 質問順に、88ページ、総務手数料から、印鑑証明、印鑑登録申請、87ページ、ロケーション・写真撮影等、時間があれば113ページ、議会費、本会議録、委員会記録作成経費から質問させていただきます。

まず印鑑証明のところから、世間を騒がす地面師事件について、品川区との関連について伺います。連日報道されておりますように、いまだ全容が明らかにはされておられません。念のため概要を申し上げますと、西五反田の一部の土地所有者になりすました地面師グループによって、昨年、大手住宅メーカー、積水ハウスが詐欺に遭い、約55億円がだまし取られたという事件であります。品川区が舞台となったということで、テレビでも偽造とおぼしき印鑑証明書がイメージ画像としてよく登場しております。そして印鑑証明の発行者のところは、恐縮ですが、品川区長、濱野健というのが、何度もニュースで繰り返し映し出されておりました。精巧な偽造文書であるならば、品川区はまさに被害者であって、勝手に名前が使われた濱野区長にとってみればとんでもないことであるという、憤慨しなければならないところでもあります。

これは決算ですから、この事件の時系列をちょっと振り返りますと、最近になって10名以上が逮捕されているのですけれども、実は詐欺自体は昨年発生しております。これは、2017年の4月、昨年の4月に、この詐欺グループの会社と積水ハウスで、売買予約と所有権移転の仮登記、昨年の6月に売買決済の実行ということになっております。簡単に言えば、昨年4月に、この区役所に入っている法務局において、積水ハウスと詐欺グループによる所有権移転請求権の仮登記が行われ、6月に売買決済が行われて、55億円がだまし取られたということになります。この所有権移転の仮登記に必ず必要なのが、品川区役所の発行した印鑑証明書であります。今年の10月20日付の毎日新聞によると、非常にここが大事な部分なのですけれども、記事にはこう書いてあります。積水ハウスの事件では、地面師グループは偽造した身分証で本人になりすまし、区役所で新たに別の印鑑を実印として登録。その後に発行された真正の印鑑証明書を悪用する手口だったと。つまり、印鑑証明書は、品川区が発行した、ある

意味では本物であったということの意味しております。1つ言っておきたいのは、品川区も被害に遭った、詐欺に遭った被害者というわけなのですけれども、あえて言うならば、本人になりすました別人を窓口が見抜けなかったということにもなります。平成29年度の決算の何万枚とある印鑑証明書の中の一枚が、その1枚だった。

まず事実関係として、毎日新聞の報道のとおりでよかったのかどうか。また、この記事が正しいのであれば、戸籍住民課が把握している犯行の手口を教えてください。こうした、なりすましによる公文書の不正取得事件、平成29年度にはほかに発生しているのか。もしくは発生していないのか。なりすまし以外での不正取得の類型や件数などもわかれば教えてください。

○提坂戸籍住民課長 毎日新聞からの取材というのは直接受けてごさいませんので、何とも答えられない部分はごさいます。あと、印鑑登録がなされたかどうかということについても、一般論としてご本人からご自分の印鑑登録がされているか、いないのか。あと印鑑証明書がいつ何枚とられているかということもお答えできないような状況で、もしご本人様がそういうものを開示請求する場合は、自己情報開示請求に基づいて、ご本人確認の上、対応させていただいています。一般論として印鑑登録を受ける場合なのですが、即時、印鑑登録をなさりたい場合は、ご本人を確認できるものということで、顔写真つきの官公署発行の身分証明書、例えば運転免許証ですとかパスポート、あとマイナンバーカードによって、ご本人様のお名前、生年月日、顔写真等で確認させていただいております。

それで、仮に報道されているようなことが事実であるとすれば、大変遺憾なことではごさいますけれども、こちらとしても、パスポートや運転免許証を精巧につくられているものを提示された場合というのは、確認するのにも限界があるのかと考えてごさいます。それで、ご本人確認については従前より厳正に行ってまいりまして、今後とも厳正に行ってまいります。

それから、他に発生しているかということですが、少なくともこちらでは把握してごさいません。

○あくつ委員 これから質問しようと思っていたこともお答えいただいたので、改善状況等もお聞きしようかと思ったのですが。私も実は数カ月前に実印を変えました。そのときに、運転免許証を出して、ライトで職員の方が照らして、おそらく透かしやICチップ等、確認されたと思うのですが、これはすごく難しいですよ。本人確認を徹底しろといったら、すごく作業が滞ってしまいますし、区民サービスもやはりあれになりますし、ほかに起きていないということでしたけれど、本当に0.000何%の方のためにこういうことをやってしまうと、非常に難しい。戸籍住民課の職員の方が、本当に昼休み……、昼休みが一番忙しいかもしれません。もう、朝から晩までしっかりと職務に取り組まれていることは私も知っていますので、非常に難しいとは思いますが、今後ともぜひ厳正な本人確認をお願いしたいというところで、今日はとどめておきたいと思えます。

続きまして87ページ、ロケーション・写真撮影等で、これは土木管理課になるのですかね、例年と比べてこれが589万円余となっていますけれども、増えたのか減ったのか、まずこれをお伺いしたいと思います。

○今井土木管理課長 本年、平成29年の決算は589万円ですけれども、去年は673万円ということ。件数につきましては、大体250件前後になっておりまして、特にここ数年、変更がないところでごさいます。

○あくつ委員 昨年度、ちょうど平成29年度からスタートいたしましたフィルムコミッション事業なのですが、関連してこちらも伺いたい。これが動いたことによって増えたのか減ったのかを伺いたかったのですが、昨年の決算特別委員会、ちょうど1年前に私はこういう質問をさせていただきま

した。はしよりますけれど、いわゆるフィルムコミッション事業について品川区はどのようにお取り組みになるのかということに対して、当時の文化観光課長は、「現在、本年度、フィルムコミッション事業に区としてどこまで取り組めるのか、その辺を含めた基礎調査と体制整備をしているところでございます。今後、区としてどこまで誘致や支援に力を入れるのかというのを、今、検討しているところでございます」。その中で、基礎調査、体制整備を行っていらっしゃる。それで、区としてどこまで誘致や支援に力を入れるのかというのを検討されてこられたかと思います。私はその成果を、今か今かとあまりせかさずにお待ちしておりましたけれども、その成果をお聞かせいただきたいと思います。

○立川文化観光課長 フィルムコミッション事業についてのご質問にお答えいたします。昨年度、平成29年度につきましては、全体で区が撮影等を支援した件数につきましては20件でございます。今年度、ホームページ等を立ち上げまして、10月までで全体20件を支援しているところでございます。内容をもう少し細かく申し上げますと、例えば映画ですと、昨年度は1件だったものが、今年度は10月までに5件ということで、5倍増ということになります。

○あくつ委員 5倍増というところでお伺いしたいのですけれども、ちょうど1年前にこういう質問もさせていただいております。フィルムコミッションという事業名、事業を掲げていらっしゃるということで、前から申し上げているのですが、最後のエンドロールのところに、「協力品川区」ではなく、「品川区フィルムコミッション」という名称で、ぜひこれを入れていただきたい。先日、これを担当されているフジテレビの方ともお話ししたのですけれども、これは賛成だとおっしゃっていました。これも同じことを盛んに1年前に言っているのですけれども、品川区が映像表現を使って、品川区のシティプロモーション、または観光資源であるさまざまなロケ地といったものを今アピールするのだということ、一番皆さんにわかっていただく。これは、品川区民もともかく、シビックプライドもともかく、日本中、世界中の方にアピールすべきだということをお願いしたのですが、フィルムコミッションという名前が、今言った5倍増のところに入っているのかどうか教えてください。

○立川文化観光課長 フィルムコミッションという名前が使われているかどうかでございますけれども、まだ作成中の映画等でございますので、その辺は確認していないところでございますけれども、今後、最終テロップに撮影協力を記載する場合、品川区フィルムコミッションということでしっかり書いていただきたい、映していただきたいと考えております。

理由としましては、実はこの4月に立ち上げました、しなロケというサイトでございますけれども、いわゆる品川区ロケーション推進プロジェクトという名前を使っておりました。委員ご指摘のとおり、フィルムコミッションという名称のほうが全国的には名が通っておりますので、そちらをやはり使っていただきたいということで要望していくところでございます。

○あくつ委員 それは質問しようと思ったのですが、先に答えていただいたのですけれども、おっしゃるとおり、品川区はせっかくフィルムコミッション事業をやっているのですが、今、グーグル等で検索をかけても、「しなロケ」というホームページは一切ひっかからないのです。これは誰向けのページなのかということ、私もたまに見ているのですけれども、いや、今日、議員の皆さんに聞こうと思ったのです。どれぐらいの方がこれを見たことがあるのですか、もしくは定期的に見ているのですか、見たことがありますかということ、聞こうと思ったのですけれども、それはやめておきますけれども、せっかく、変な話、予算もかけて、品川区が力を入れて今やっつけていただいている、育てていただいていると思うのですけれども、ここに関しては、先ほど5件増えたとか20件の支援をしたとか、どこにも載っていません。これはアピールしないと、その努力が、本当に努力されていると思うのですけれども、

そういったことをぜひやっていただきたい。また、コンテンツに関しても、コラムというのが今、メインになっていますよね。「新ゴジラ」の3件。これはちょっとおもしろく私は読みましたけれども、なかなかフィルムコミッション本来の目的であるところが、品川区民や、また撮影のロケハンをされている業者とかテレビ局とか、そういうところにアピールしていないのではないかと感じています。そこについて改善の余地もあるのではないかと思うのですが、それについて改めてお伺いします。短めをお願いします。

○立川文化観光課長 基本的な情報が発信されていないということは委員ご指摘のとおりでございますので、改善に努めてまいります。

○あくつ委員 では、ちょっと伺います。ちょっとおもしろい質問になってしまうかもしれませんが、最近のニュースで、ミニシアターで思いもかけないヒットをして、単館で上映していたものが300館に今増えているという映画があるのですけれど、名前をご存じでしょうか。

○立川文化観光課長 職員から、先月になるのですけれども、こういった映画があるということは聞いています。映画名は、たしか「カメラを止めるな！」だと思います。

○あくつ委員 何でこれを出したかという、これは、品川区の会社というか、品川区の映像作家の学校がつくった映画なのです。西五反田にある、わかりやすく言えば、男性向けの大きな靴屋という、目立つところにある、あそこの4階に入っている映像作家の学校がやっているのです。これを利用しない、利用と言ったら失礼ですけど、フィルムコミッションというのは、ある部分は、他人のふんどしで相撲をとる部分もあるわけです。映画とかドラマとか、そういったものを通じて品川区をアピールしていく。これがフィルムコミッションの1つの役割です。この絶好の機会に、ここにアプローチしない手はないと私は思います。ただ、アプローチしてくださいということではないです。「新ゴジラ」のときもそうでしたけれど、何というか、やはり、一番、アンテナを高くしていただきたい部署だと私は思っています。その点について、今後の取り組みについて、適材適所も含めてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○立川文化観光課長 いわゆる映画と演劇の学校というのが五反田にあるということでございます。最近、移転してきたということでございます。今後は品川区からもアプローチして、さまざまな事業を機に協力していただくよう働きかけてまいります。

○あくつ委員 最後になりますけれども、「新ゴジラ」とか「カメラを止めるな！」とか、アプローチしてくださいということを通じて私は申し上げているわけではないのです。していただいても全然構わないというか、やっていただきたいのですけれど、そういうことを敏感に捉えてくださいというのが私の質問の趣旨です。実は、まち場にも、フィルムコミッション事業であるとか、こういうことに対して非常に造形の深い方たちがたくさんいます。ただ、そういう方たちは、「しなロケ」のホームページがあること自体、品川区がフィルムコミッションを始めたこと自体、全く知りません。99%ではなく100%知りません。ですから、そこのところをもっとアピールしていただきたいし、必要であれば私からもご紹介しますので、この点について、民間の力の活用について最後にお伺いします。

○立川文化観光課長 ただいまご指摘いただきましたことというのは、やはり品川区の文化・芸術振興に資することであると思いますので、今後とも情報提供等、よろしく願いいたします。

○鈴木（博）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、成果報告書の88ページの総務手数料から情報公開手数料について伺いたいと思います。

成果報告書によると、平成29年度は情報公開手数料2,338件、78万円余ですけれども、このうち区民が開示請求したものはどれぐらいあるのか、企業や事業者が営業目的で開示請求するものも多くあると聞いているのですけれども、この2,338件の内訳を教えてください。それと、私は第2回定例会の一般質問でも、この情報公開手数料のことを取り上げたのです。それで、区が保有している情報は区民の財産ですということで訴えさせていただきました。区も同じ認識かどうか伺いたいと思います。

○中元広報広聴課長 それでは、情報公開の件数のお尋ねでございますが、私の手元でございますのが、請求件数レベルでの数字のお知らせでしたらございますので、そちらでお答えさせていただきます。請求段階での平成29年度全体の数字が2,254件なのですが、そのうち区外の団体のところが一番大きく、そこが2,117件、全体の93.9%を占めている状況でございます。そして、区外の個人が34件、区内団体が11件、区内の個人が92件というところになってございます。

また、2点目の、区の情報には区民の大事な資産だという認識で、こちらにも職務に取り組んでいるところでございます。

○石田（ち）委員 今、件数はお聞きしたのですけれども、区内の区民のところをもう一度伺いたいのと、あと、区が保有している情報は区民の財産かどうかという認識もお願いしたいと思います。

○中元広報広聴課長 区民の個人の方の件数で92件でございます。また、保有している情報は区民の財産ということで認識しております。

○石田（ち）委員 区民の財産である情報を、区民が公開を求めると手数料が取られるわけです。これが情報公開手数料です。区民から情報公開手数料を取るのとは、一般質問でも言ったのですけれども、23区で品川区と中央区の2区だけです。ほかの区は、情報公開に係る印刷代は取りますがけれども、手数料は取っていないのです。それで、手数料を取る理由として、区は、特定の請求者に対して行う事務と位置づけていることから、条例を定めて、手数料を徴収しているものと。そして、その請求者に対して、公開までのプロセスでさまざまな役務の提供が生じることに鑑みて、その対価として、受益者負担の考えの立場で徴収しているということが、何度も答弁されているところです。

それで、特定の請求者という意味がわからないのです。ほかの近隣区、また23区の中央区と品川区以外のところは、こうした区民からの情報公開には手数料を取っていません。また、企業や事業者などが営業目的で開示請求するものには手数料を取っている区もあります。なので、区民から取る、徴収するというところでの理由として掲げる、特定の請求者という意味を教えてください。

○中元広報広聴課長 現在、条例施行規則に基づきまして、特定の者というのは、あくまで、委員がおっしゃるように、区民であったり区内の企業であったり、さまざまなものを含んだものでございます。また、他の自治体において無料にしている部分でございますが、これは各自治体それぞれの判断になってくるかと思っております。また、あくまで特定の者のための事務ということで認識しておりますので、それに要する経費を税金で賄い、ほかの住民の負担に転嫁するのは妥当ではないという考えでやっているところでございます。

○石田（ち）委員 特定の請求者というものの意味を聞いたのですけれども、知りたいと思う区民が情報を請求するわけですよね。それも区民の財産です。それを出すことに手数料を取るという考え方自体が、私はちょっと違うのではないかと思うのです。他区の状況も伺いましたけれども、情報を公開することは、住民参加を進めることであって、区政発展の土台だと。ですので、手数料を取るということではなく、情報提供を最優先させているという自治体の声も伺いました。私もぜひそうあるべきだと思

うのです。区の窓口で相談しに来る方も、いろいろ知りたくて相談しに来る方はいると思います。それで窓口で情報提供すると思うのですけれども、それに対しては手数料はないですよね。それと同じことなのではないでしょうか。このことが知りたいと思うことで、そしてそれを情報公開、開示請求しただけで、特定の請求者とされてしまうこと自体が間違っているのではないかと考えています。その辺の認識を伺いたいと思います。

また、請求者に対して、公開までのプロセスの役務の提供が生じる。その対価として手数料をもらっているということですが、要はそこにかかる手数料とか手間賃みたいな感じがするのですけれども、これを区は取っているわけです。しかし、公開を要求する区民が、みずからの財産を請求しているわけですので、区が出してあげるのではなく、情報を公開する、そこにかかるプロセスや手間というのは、区が情報公開の請求によって直ちに出すという当たり前の役務だと思うのです。ですので、他区ではそういった考えのもとでやられているのに、品川区の場合は、区民が知りたいと思った情報を提供することに手間賃がかかるという、ここの考え方がいかなものかと。当然、取っていないというのが近隣区、また23区中の品川区・中央区以外の区の答えでしたので、ぜひそこは見直すべきなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 こちらは、やはり区民が知りたいことに手間賃を取っているというお話でございますけれども、ただ、文書を特定したり捜したりという部分には、やはりそれなりの一定程度の手間といたしますか、役務が発生していると認識しているところでございます。また、そこは、各自治体それぞれの判断で、それぞれ条例・施行規則に基づいて執行しているものであると認識しております。また、区政への区民参加の観点からは、区の施策や事業に関する情報については、窓口でのご案内だけではなく、公式ホームページへの掲載などによる情報提供の充実に努めていきたいと思っております。また、近年では、区のホームページでオープンデータによる情報提供も実施しており、統合的かつ積極的に行政情報の公表を推進しているところでございます。

○石田（ち）委員 区民の財産である情報を知るという権利が区民にはあります。ですので、それを提供するというのは、もうふだんからの、日常業務中の日常業務で、区側はすべきことだと思います。ですので、やはりここでも受益者負担の考えを改めていただきたいと思うのですけれども。しかも、受益者負担といいながら、手数料を払っているのに、その益が受けられない状況もあるのではないかと私は思うのです。例えば、高齢者施設の指定管理者選定の経過がわかるものを情報開示してもらっても、それがほぼ黒塗り、ほぼ真っ黒ということで、この中には、私も今、手元に1枚持っていますけれども、候補事業者の事業者名も出ていません。他区では事業者名は、選定された事業者名は出ているのですけれども、決まらなかった事業者名は、A、B、Cとしていたり、そういうふうに工夫して、個人情報等々は守るような表記をしています。そういった、お金を取っておきながら益が受けられない、こういう状況も多分にあると思うのです。オープンデータとかホームページとおっしゃっていますけれども、全くもって品川区は他区と比べると、この情報が少な過ぎるのです。ほかの区では、ホームページで、指定管理者の選定過程も普通に見られるのです。これが普通なことだと私たちも驚いていますので、ぜひ無料にさせていただきたい。そして、しっかりとした情報を提供していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中元広報広聴課長 各自治体の状況も研究しながら今後の課題とさせていただきます。

○鈴木（博）委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 91から105ページに補助金と書いてありますので、その補助金という文言の中で

質問させていただきたいと思います。時間があれば特に産業経済補助金ということでお伺いさせていただきたいと思いますが、まず、国から、そして都からの補助ということが入ってきておりますけれども、あと、この中で補助金の性質、そのもの、事業を補助するため、振興するためにある補助金、そしてまた政策を形成するための補助金が複数あると思うのですけれども、主に本区ではどちらを採用する頻度が高いのか教えてください。

○品川財政課長 補助金、それから負担金等、いろいろあると思いますが、区が進めている事業によって、つく補助金などが違いますので、どちらが多いかというのは、やはりやっている事業によっていろいろ変わってくるというところがございますので、なかなか一概に申し上げることは難しいかと思えます。

○大沢委員 そういう答弁が返ってくるといまして質問させていただいたのですけれども、国から入るといいますが、これは区の金庫に一回入って、さまざまな事業に分配されるわけですが、この中で、都から直接事業者にお金が流れるというか、そういう仕組みというものはあるのですか。

○品川財政課長 主に下水道の事業などにあるのですけれども、直接、国から事業者を提供する補助金、都から事業者を提供する補助金等もございます。

○大沢委員 あるのですよね。ある中で、では責任の所在について伺いたいと思うのですけれども、区の場合、区から権限者として、そこに補助金を与えたわけですから、支出先についてはさまざまな異なる事象が起こり得ると思うのですけれども、それについて区は責任を負うというか、権限者として、元として負うのです。直接行った場合、区はどのような関与をしていくのか教えてください。

○品川財政課長 そのような工事の場合、国および都が、そのまま業者に資金を渡している官公庁が、直接管理するという形をとっています。

○大沢委員 直接管理している官公庁が関与するというので、確認いたしますけれど、区に対しては一切、そこに関してはノータッチ、責任がないということで、その部分に関しては触れない、関係ないという認識でいいのでしょうか。

○品川財政課長 それぞれケース等にもよりますけれども、基本的な考え方としては、今言ったとおりでございます。ただ、さまざまな事象等がありまして、区が関与する場合もございますので、はっきりとそのような割り振りということは、なかなか申し上げるのは難しいかと思っております。

○大沢委員 そこで、さまざまな事情、差し支えなければ、どのような事情であれば、はっきりとした、区が関与できるのか。今まで区政70年の間にいろんな蓄積があると思うのですけれども、仮に過去においてあれば、差し支えない程度で構いませんので教えてください。

○品川財政課長 さまざまところというところで、具体的事例というところではなかなか挙げるところは難しいところはあるのですが、いろいろとやっていく中で、必ずしも資金を出しているところが絶対に責任があるというようなことでもないで、どういう、事象等にもよりますけれども、やはり確実に区には全くそういう責任はないというようなこともないかと考えます。

○大沢委員 先ほど、あくつ委員から、登記の件でということで、この話とは違いますけれども、その中の単語で、品川区は被害者というような単語が出たと思うのですけれども、これはあくまでも善意の第三者であって、被害者にならないような方策、ならないような立ち位置にさせていただきたいと思えますし、補助金の性格である以上、補助を出すことが目的化してしまうと、やはりいろんな事業を今後検証したり検討したり、その事業にとってもマイナスになると思えますので、そののところをしっかり

と、いろんな事業評価等々の取り組みは存じておりますけれども、そのところについての考えを、お聞かせください。

○品川財政課長 さまざま補助金等を受けて事業を行っているところではあります。そういう中で、それぞれ管轄というものはございますけれども、さまざまな事象の中で、やはりいろんなケースが出てまいります。そういう事象に応じて、やはりその中でまた考えていかなければいけないということも出てきますので、その辺については、ケース・バイ・ケースということでやっていきたいと考えてございます。

○大沢委員 考えていただく、その中の1つの提案として、補助金であるにしろ、お金に色はついてありませんけれども、その検証、監督する上で、支出先に、要は数年前に、政務何とか費というやつで、1回、議会も大いに反省させられた時期がありました。それは、透明化することによって、まさに今、議会としてもそういう部分に関してはよみがえっているわけでありまして、行政についてはそういうことは一切ないのが品川区であると確信しておりますけれども、補助金を出した部分の支出先についての明細みたいなものというのは、求めているのでしょうか。たくさんあるので把握することは大変かもしれないですけれども、出した先については明細を出すことを、細かいからどこまでということは申し上げることは難しいのですけれども、そういうものは義務化しているのですか。

○品川財政課長 さまざま支出があると思いますが、基本的には、業者等に委託した場合には、請求書というものがございます。または見積書というものをもらっております。そういった中で、詳細の費用等は明記してございます。それから、あとそういう支出が適正かどうかというのは、当然、区の監査のほうでしっかりとチェックしてございます。また、国や都から補助金を受けた場合には、会計検査等でそこもしっかりとチェック体制は整っているということでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、浅野委員。

○浅野委員 112ページのクリーンエネルギー自動車導入助成金と、あと111ページのリサイクル合理化拠出金収入について質問します。

最初に、クリーンエネルギー自動車導入助成金なのですが、こちらについては、ちょっと調べたところによりますと、電気自動車ですとか、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CEVなどが出ているのですが、こちらの助成金なのですが、対象者については、ほとんど融資あっ旋制度を利用して車両を購入し、かつ都の利子補給金などの交付決定を受けている、個人事業者を含む区内の中小企業者として出ておりました。このような中で、クリーンエネルギー自動車導入助成金はどのような用途で利用していくのか。車両の用途を教えてくださいたいのと、助成金が46万円を出ているのですが、この46万円の内容、これが歳入になっていますけれども、維持管理を含めて、この件についての状況を教えていただければと思います。

○小林環境課長 環境に優しい自動車に関する普及に関してのご質問でございますので、環境課からお答えいたします。

46万円の内訳でございますが、まずは地域センターに導入いたしました電気自動車に関する国からの助成金でございます。お金の内訳につきましては、これは1回の充電距離に合わせてどれだけ走行できるか、走行距離に応じて金額が定められているといったところでございます。

○浅野委員 このような形で少しでも環境に優しい自動車が普及していく、その先駆けになっているかどうかはあれですけれども、区でぜひ、こちらの政策ですか、立てていただきながら、安全で安心してクリーンなエネルギーの取り組みも進めていただければと思います。

この件については以上にさせていただきまして、先に言うところを忘れておりましたけれども、111ページのリサイクル合理化拠出金収入について質問したいと思います。区市町村への合理化拠出金制度につきましては、平成20年4月からスタートしたと聞いております。容器包装ごみのリサイクルが合理的また効率的に進められ、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだときには、その少なく済んだ分のうち半分を事業者側から市町村へ資金を支払うことになっていると、このように聞いております。毎年9月の月上旬に協会からそれぞれの市町村へ、品質基準と制限額の貢献度に応じて前年度分の支払いが実施されることになっていると出ておりました。成果報告書によりますと、その額は484万6,635円と記載されておりました。ちなみに、その前の年は314万620円で、今年度、大幅にアップしているというような数字でした。このようなことに鑑みながら、区として今後のさらなるリサイクルの強化を含めた具体的な取り組みについて、方針を含めて教えていただければと思います。

○工藤品川区清掃事務所長 私から、リサイクル合理化拠出金収入の部分のお尋ねにつきましてお答えいたします。こちらは、ただいま委員からお話ございましたように、リサイクルの合理化・効率化に取り組んだ市区町村に対しまして、リサイクル協会を通じまして、私ども自治体に払われるということでございます。今回は歳入が480万円余ということでございました。前年度が300万円余ということで、百数十万円余の歳入増ということでございます。この取り組みの主なものとしたしましては、やはり評価、歳入の基準といたしましては、リサイクルの量、ペットボトルと容器包装の量が昨年と比べてどうだったかという量の部分。それともう一つが、いわゆる品質基準ということで、品質の部分の評価される。このような仕組みのもとで歳入があるということでございます。私どもといたしましては、引き続き、ごみの減量、リサイクルの推進をしながら、こちらの制度で言いますと、対象はペットボトルとプラスチック製容器包装でございますけれど、引き続き、区民の方への分別の協力と、しっかりとリサイクルを、今後もしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○浅野委員 丁寧なご答弁をありがとうございました。ある意味、プラスチックのごみですとか、最近、そのようなことも多く取り上げられて、問題だというようなことも言われておりますけれども、今後とも、リサイクルですとか、そういうごみにかかわる部分というものは、多分、減ることというのは、なかなか力を入れないと難しいと思いますけれども、増える分にはどんどん増えていくような気がしてなりません。そういう意味では、これからもリサイクルなどということに関しまして、さらなる強化をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（博）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 私からは、97ページ、都負担金、民生費負担金、民生・児童委員活動費について伺いたいと思います。

3,300万円余とありますけれども、区も民生委員の方については、その身分は非常勤の特別職の地方公務員とされ、報酬は支給されませんが、活動する際の交通費や通信費など実費に対しての支給しております。加えて、区独自の制度である高齢者相談員としての活動費も支給しておりますと説明しておられますけれども、つまるところ、大変な活動に従事されている民生委員・児童委員ご本人には幾ら支給されているのか伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 民生委員に関するご質問でございます。こちらは東京都の要綱で定められておまして、民生委員、一般の委員の皆様には、お1人月額8,600円がお支払いされています。それから、各地区に会長が1人ずついらっしゃいますけれど、そちらの方は9,000円、また区全体の民生委員協議会の会長につきましては1万円が金額となっているといったところでございます。

○安藤委員 高齢者相談員としての活動費という仕組みもしているという説明がかつてあったのですが、これはどういった関係なのでしょう。伺います。

○大串福祉計画課長 高齢者相談員といたしましては、月7,000円ということでございます。

○安藤委員 8,600円に加えて7,000円という理解でいいと思いますけれども、品川区の場合、高齢者相談員も兼ねているということで、設置要綱には、社会奉仕の精神に基づき高齢者世帯等の家庭を訪問し、話し相手となり、相談所で行うとともに云々とありますけれど、目的に訪問というのを掲げているわけなのです。民生委員をやっておられる方からもお話を伺ったのですが、訪問というのは月に1回程度してくださいと言われていたと伺ったのですけれども、訪問する対象はどんな方で、大体お1人の民生委員・児童委員、1人当たり何人ぐらいなのか。それと、訪問回数のルールの定めなどについて伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 高齢者相談員ということで訪問していただいております。まず、それは3年に1回、高齢者実態調査を民生委員にお願いしております、この中で訪問希望をいただいた方に訪問していただいているというところがございます。それから、1人当たりの訪問件数といたしましては、平均で約25人ほどの方のところに行っているというところがございます。

こちらの訪問は、基本的には月に1回程度ということでお願いしておりますし、それも、具体にご自宅に行っていてお顔を見ていただくということもありますし、また、例えば、まちなかでお見かけしたといったときにお声がけしていただいた。こういったところでも、一定、訪問、緩やかな見守りといったところをお願いしているところがございます。必ずしもご自宅まで行ってお顔を拝見していただくというところを強要しているわけではございません。

○安藤委員 3年に1回の調査で訪問するというところに加えて、月に1回程度、訪問の仕方などはいろいろ柔軟性があるというお話でしたけれども、そういった訪問も別にお願ひするという事なのですね。それは高齢者相談員という役割があつて、そういう活動をしているということでした。それで、地域の民生委員・児童委員に伺った声として、隣の港区に比べて、もう非常に仕事が過重で大変なのだという話を聞きました。港区の民生委員の知り合いがいらっしゃるようで、話した中で、そのように感じたということなのですけれども、この1つをいろいろ調べてみますと、やはり高齢者相談員というのも兼ねて定期的な訪問というのが、真面目な方であればあるほど、柔軟な運用という話もありますけれども、やはり多いときには45人という方もいらっしゃいましたけれど、月にそういう訪問で見守りという活動をあわせて行っているというところが、品川区の民生委員・児童委員の独自の大変さなのかと、私は調べる中で思ったのですけれども、品川区で高齢者相談員も兼ねて定期的な訪問を依頼している理由と、あと、これは品川区独自の仕組みなのかどうか伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 民生委員、まず大前提といたしましては、身近な地域にいらっしゃる福祉の相談役ということで、厚生労働大臣から委嘱を受けていただいている。まずは、こういった性格を持っていらっしゃる方でございます。基本的には民生委員は高齢者に限らず福祉全般でございます。こちらが民生委員の所掌範囲といったところになっているところがございます。そうした中で、我々品川区といたしましては、やはり高齢者といったところで、相談員という形でも区での職をお願いしているというところがございます。それから、こちら、他の区でもやはり名称は違いますけれども、さまざまな形で見守り活動等々お願いしているというのは伺っているところがございます。必ずしも品川区だけでやっているわけではないといったところがございます。

○安藤委員 品川区としては、そうした委嘱をしている理由というのですか、高齢者相談員も兼ねて

定期的な訪問をお願いしている理由というのはなぜなのかと伺ったのですけれども、答弁がなかったかと思しますのでお答えください。

○大串福祉計画課長 先ほど、民生委員の全般的なお仕事の中身をご説明させていただきましたけれども、その中で、やはりひとり暮らしの高齢者であったり、あるいは高齢者のみの世帯といったものが増えていく中では、高齢者の方に特化した形での相談員ということで、民生委員にもこちらの相談員ということで、訪問あるいは相談といったところをお願いしているといったところでございます。

○安藤委員 高齢者の方が増えているというのは品川区に限ったことではないわけで、やはり品川区の民生委員・児童委員というのは、特別に大変な役割も引き受けていただいているということがあると思います。少なくとも隣の港区も調べました、問い合わせましたところ、民生委員が単独で直接、定期的に訪問するというはやっていないということでした。それをやっているのは、品川区のひとり暮らし高齢者等見守り推進事業という事業で行ってまして、しかも訪問されるのは福祉の専門職であるふれあい相談員という方でございました。民生委員が、今、対象1人何人という話もありましたけれども、25人ですか、そうした一定の基準のある方々に、民生委員が本人に希望を聞いて、その後の訪問というのは、民生委員が単独で行うのではなく、時には一緒に行ったりということもあるみたいですが、基本的には、ふれあい相談員がやっているということでした。しかも、港区の民生委員の活動費は月額1万1,400円ということで、これはお金の大小ではないと思いますけれども、お金が欲しいということは民生委員の思いではないと思います。というよりも、仕事があまりにもきつくて、なかなか後継者も見つからない。あるいはほかの人に頼めない。自分もいつまで続けられるかわからないという声も聞いていますので、そうした現状でした。少なくとも、定期的な訪問活動の分担ですとか見直しも含めて、民生委員の仕事の負担軽減を図るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 民生委員は、さまざまなことをお願いしている中で、やはり高齢者の関係、どうしても比重が重くなっているというのは実態ということでございます。民生委員は、大変な部分をお願いしている中で、日々活動を続けていらっしゃるけれども、各民生委員のお声を聞きながら、どういった形で民生委員活動を継続していけるかどうかについては、私のほうでもお声を聞きながら検討していきたいと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、成果報告書の76ページの特別区民税について、同じく成果報告書の108ページの歩行喫煙防止過料について伺いたいと思います。

まず、ふるさと納税についてです。先ほどもふるさと納税のお話がありましたけれども、ふるさと納税の一般的なイメージは、2,000円の負担で住民税が控除され、また返礼品もあり、特に返礼品を寄附額によっていろいろ選べるというメリットがある制度であると考えております。そこで、先ほどの質問の中で、約11億9,000万円の入るべき税金が他の自治体に行ってしまうという状況と答弁がありました。前年度ではどのぐらいの税金が他の自治体に行ってしまったのか伺います。先ほど、区民の方に、ふるさと納税の現状について説明をされるとおっしゃっていましたが、どのように周知されるのでしょうか。私は区民の方に説明をすれば、他の自治体へのふるさと納税をとめるとまではいえないと考えております。ですが、約11億9,000万円入るはずの税金が入らなくなってしまったと区民にしっかりと説明すれば、少しは振り向いていただけると考えておりますが、いかがでしょうか。

○伊東税務課長 平成29年度で11億9,000万円という話を先ほどしたところですが、その前年であります平成28年度に関しては、6億3,000万円が、いわゆる流出というような形に

なってございます。それで、今、委員がご指摘の、そういう状況を周知すべきだというような話でございます。それに関しましては、周知していこうということで、今、ホームページのほうですけれども、つい先日にはなりますけれども、影響額について載せつつ、今後、パンフレット等も更新予定ということになってございますので、その部分でも現状の周知をしていこうかと考えているところでございます。

○松永委員 ぜひ、区民の方にご理解をいただき、税金額が年々増え続けて苦しい状況であると感じております。私は、この流れを食い止めるためには、この制度がある限りは返礼品競争に力を入れていかなければならないと考えますが、改めて区の考えをお知らせください。また、このたび、シナモロールのぬいぐるみや千本桜計画に伴い、桜が入ったキューブ、ネームプレートも、返礼品として選べる数が増えてきていると感じております。これも、他の自治体に負けじと努力されていると考えております。そこで質問ですが、区民の方よりよく聞かれます。今、品川区に住んでいて、品川区にふるさと納税をしたいのですが、できるのですかという質問です。まずその辺のことを聞かせ下さい。

○伊東税務課長 品川区民が、品川区へのふるさと納税が可能かというご質問でございますけれども、これにつきましては、今までも寄附に関しては、区民にアピールしてきたというところですが、ふるさと納税におきましても、控除の関係が厚くなったというところでのことでございますので、区民であっても、ふるさと納税という形の寄附は可能でございます。

○松永委員 それで、先ほど返礼品の数が増えた中で、何でそう聞かれたかということ、品川区民ですけれど、桜が入ったキューブやネームプレートが気に入っているということで、ぜひ品川区にふるさと納税できないかということで、先ほどの質問をさせていただきました。そこで確認なのですが、他の自治体によっては、自分の地域、地元自治体にふるさと納税できない自治体もあるとお聞きしております。そこで、ではできる自治体とできない自治体のメリット・デメリットについてお伺いします。

○伊東税務課長 先ほどの品川区へのふるさと納税ということでございますけれども、こちらに関しては、ホームページ上にも、区に対しての寄附はできないのかと、Q&A的なところに書いてございまして、できますよというような形での表示はさせていただいているところでございます。

それと、自分の住所地にできないというようなご指摘もございましたけれども、それは制度的には承知していないところでございます。制度的にはできるはずですが、当然、寄附はできるということになりますので、そういうことでございます。

○松永委員 つけ加えまして、では、私の中では、品川区はふるさと納税に関して自分たちの自治体にとどめよう、してくれというようなアピールが少ないのではないかと感じていまして、他の自治体へ品川区はこれだけすばらしいですよとか、いろいろアピールも大切ですけども、ぜひ品川区民にも目を向けていただいて、ぜひ区民への周知をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊東税務課長 趣旨的には、自分のところへ寄附というか、ふるさと納税というのはほかのところにも納税できるというような形で周知されているところでございますので、ちょっと違うのかというふうな思いはあるところでございます。

PRですけれども、当然、区民向けには、こういう状況ですよというところは、これから少し充実させて発信していかななくてはいけないと思っているところです。逆にふるさと納税をしていただきたいというところでは、区でも返礼品競争というのではないのですけれども、さまざま品川区のPRといいいますか、魅力発信をして、感動いただいて、それに伴ってお礼の気持ちということで、何点かの返礼品を用意しているところでございますので、その点を周知していきたいと思っています。

○松永委員 ぜひ周知徹底をよろしくお願いします。

最後に成果報告書の108ページの歩行喫煙防止過料の18万1,000円の181件の内容についてなのですが、これは前年度に比べてすごく数字が多いかと感じておるのですが、例えば見回りが厳しくなったとか、ちょっとしたところでもすぐ捕まえてしまうとか、罰金を取るような形のお話をされているのか伺いたいと思います。その中で、外国人の方はおられたのでしょうか、伺います。

○菅生活安全担当課長 まず平成29年度、これは前年に比べますと約10倍近い過料件数ということになっております。増えた要因としましては、平成29年度から、取り締まりに当たっております生活安全サポート隊を3名増員しまして、歩行喫煙の指導員ということで、環境美化推進地区5地区におきまして取り締まりをしているということでございます。その取り締まり強化の結果、従来、月1日ということで、強化日ということで設定をしております、その1日に取り締まりというのをやっていたのですが、平成29年度から月16日間、それぞれ5地区で活動するというようになって、いわゆるパトロールを拡充したという経緯がございます。そのため、過料件数が増えたということでございます。

それと、もう一点、外国人の関係ですけれども、ほとんど取り締まりを受けた方は、大体、署名をしないで、1,000円の過料の金額を置いて、そのまま立ち去ってしまうという方が多くて、実際には……[時間切れにより答弁なし]

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は79ページの9款特別区財政調整交付金、それから83ページの12款使用料および手数料から、文化センター使用料、シルバーセンター使用料について確認させてください。

最初、財調です。今年の計上収支比率が75.3%、実質収支比率6.5%。それで、監査委員の各会計決算審査意見書にも執行率が一般会計95%、おおむね良好ということが記入されていた。もう一回、ちょっと去年の平成29年度の補正予算を確認してみたのですが、その中で何が増えているか、歳出を確認してみたのですが、その数字を出しますと、総務管理費が25億円、児童福祉費が27億円、それから教育総務費が30億円増えているが、このうち教育と総務は基金の積み立てなのです。それで、事業費ではない分が増えている。その中で、執行率といったときに、この数字が補正になったときに、執行率はこれで、確かに数字上は執行率だけ、何かちょっとひっかかったのです。その辺のところをどういうふうに判断したらいいのかという確認です。それが1点。

それから、使用料のほうですけれども、東品川文化センターに限定して確認します。歳入が850万円ぐらい入っていますけれども、ここは使い方などは、歳出で細かく内訳が出ているので、こちらは構わないのですが、あきが今ある状態なのか、全体の使用状況というか、貸しているので満杯だよというかどうか、その辺の点等を教えてください。

○品川財政課長 平成29年度補正予算で基金の積み立て等を行いまして、その分の執行率ということなのですが、基本的には基金の積み立てに関しましても歳出項目になりますので、執行率に当然影響してくるものと考えております。

○立川文化観光課長 東品川文化センターの使用率でございますけれども、こちらにつきましては、例年、約70%の使用率でございます、おおむね良好に使われているというような認識でございます。

○鈴木（真）委員 執行率は、当然それはわかっているのですが、考え方として、使わなければ実質収支の数字が上がりますよね。使わない分ですから、要するに当期の利益が上がってくるということになってくるので、実際収支比率6.5%と出ている中で、調べていたら、一般的には5%を超えて

いる状態は多額に発生したというような書類もあった。今の6.5%も、逆に言うと、使用率が低かったのではないかと、さらに両方で50億円ぐらいの積み立てが基金に行ったということは、使い道が足りなかった。執行率が低かったのではないかと判断をさせてもらったのですが、この辺をどうとったらいのかということをお聞きしたかった。それで、東品川の、これは来期に向かってのことになってくると思うのですが、当然、決算ですから予算に反映する事業ということで確認させてもらうのですが、東品川のシルバーセンターと文化センター。そこの改築が出てきますよね。それで、厚生委員会の中で、シルバーセンターが5億円ぐらいの見込みだと。それで、文化センターのほうは担当が違うので答えが出なかったということだったので、文化センターはどれぐらいの金額を見込んでいるのか、その点も教えてください。

○品川財政課長 実質収支比率の関係になりますけれども、今回、6.5%ということで、いろいろな財務の書物等、それから国の書類なども見ると、大体は3%から5%が適正值だというようなことがよく書いてあります。ただ、法律的に何か根拠があるかといえば、それはないというところでございます。

それで、今年度、6.5%となっているところの原因としましては、3月末に特別区の財調交付金の特別交付金が急激に入ってきたということでございます。それで、細かい内容としましては、平成27年に学校のほうで、非構造部材の耐震化の工事を行っております。この工事の分を、財調で毎年分割して負担していこうというようなことになっていたのですが、平成29年度に、これが一括で財調負担ということになりまして、ここで急激に金額が上がったということで、実質収支比率のほうにも影響しております。おおむね10億円ぐらい急激に増えているというような状況でございます。

○立川文化観光課長 東品川文化センターの来年度の改築経費の見積もりでございますが、こちらにつきましては今年度の予算要求に上げさせていただきましたところでございまして、まだ査定前でございますので、この場で幾らぐらいというのは、ちょっとお答えできない状況でございます。

○鈴木（真）委員 財調はわかりました。先に、数字が予算に絡むということなのですが、やはり大きな金額がかかるのではないかと、ことでの確認です。なぜそれを聞いたかということ、皆さんご承知のように、あそこの建物は都営住宅と一緒にありますよね。都営住宅と一緒にいる中で、今度、配管の関係で、水が漏るからやるということで、大変な金額になる。ただこれは、先にこの工事をやった後に、都営住宅との関連で、いつごろまでもたせるのか。これは区ではないから、いつと言えないと思うのだけど、非常に、例えばシルバーセンター5億円、文化センター5億円として10億円かかったとして、向こうの工事が始まったとき、この10億円が二重投資となってくるのではないかと、ところが非常に気になっています。この辺、区と都のほうで、何か話し合いをなさっているのかどうか、その辺を教えてください。それから財調の関係なのですが、その辺の使い道もわかったのですが、財調の基準というのは基準財政需要額から基準財政収入額を引いていく。ここで基金の積み立てをするというのは、需要額に見合っているのかどうか。需要額を変えなくてはいけないのではないのかというのが気になったので、その点を教えてください。

○柏原企画調整課長 東品川文化センター、シルバーセンターの部分でございます。ここのセンターにつきましては、都営住宅、都の部分の建物の中の区分所有というところで、建物そのものはそういった関係性になってございます。ただ、土地のほうは都の土地になっておりますので、そこを借りているという状態になっています。建物、耐震等々については都営住宅でやっておりますので、しばらくは躯体の部分に関しましても状態としては大丈夫だろうということで、今回の工事に関しましても、都には

そういった情報ということになっています。ただ、先ほどの借りているという状況が、平成で申しますと44年度までの、一旦借りているという状態がありますので、建物の状態がどうなるかというのがありますけれども、一旦そこが区切りの部分というところがありますので、今回の一定程度の投資回収については、その部分のところまでというのは、一定程度、時間があると捉えているところでございます。

○品川財政課長 財調のほうでございませうけれども、例えば平成30年度の財調の要求というのは、平成29年度の実績をもとに需要額を算出していきます。これは、平成29年度実績額というのは、当然、出納閉鎖後となりますので、その間に基金のいろいろ積み立て、取り崩し等も、確定した額をもとにしまして、平成29年度の需要額を算出しておりますので、特段、基金がどうこうというような話はなく、財調の需要額のほうには反映しているという状況でございませう。

○鈴木（真）委員 文化センターとシルバーセンターですけれども、例えば隣にも、今度、消防署の跡地も検討しなければいけない。それから、あの近くは都営住宅、表現は悪いけれど、老朽化した都営住宅も随分出てきてしまうということで、その辺、区と都の間でいろいろ話を詰めておいていただいたほうがいいのではないかと思うので、また要望しますのでお願いします。

○鈴木（博）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時16分休憩

○午後3時35分再開

○鈴木（博）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言をお願いします。たけうち委員。

○たけうち委員 94ページと102ページにそれぞれあります密集住宅市街地整備促進事業について伺います。それぞれ国と都の土木費補助金になっておりますが、主な内容につきまして、42ページに実績等が掲載されておりますので、大体これでわかるのですが、その中で特に防災広場について、整備されたものや着手されたものについての内容についてお知らせください。

○高梨木密整備推進課長 密集住宅市街地整備促進事業で整備しております防災広場についてお答えさせていただきます。平成29年度は二葉三丁目におきまして防災広場の工事を行いまして、平成30年度当初に開園いたしております。また、東中延一丁目でございます東中みんなの広場の拡張用地を、2つの用地について用地購入をしています。

○たけうち委員 二葉三丁目と東中延ということで、それぞれ本当に密集地域、荏原地区の中でも密集度が高い地域ということで、特に二葉三丁目については長年の悲願というか、ようやく町会内に防災広場ができたということで、本当によかったと思っております。また、そうしたさまざまな取り組みが反映されまして、今年発表になりました東京都の第8回の地域危険度調査の結果でも、荏原地域については、比較になりますけれども、絶対値ではないとは思いますが、相対評価だとは思いますが、大きく危険度が低くなってきたということで、本当にありがたいことだと思っております。

その中で、一方で今年の3月の予算特別委員会の総括質疑でもご質問させていただきましたが、西大井地域が相対的に危険度が増してきたということで、特に西大井三丁目の、また大井七丁目と、その間にあります最高裁判所の宿舍跡を、ぜひ区で購入していただいて、防災広場等に整備していただきたいと要望させていただきまして、その後、国からも区のほうに、購入というか、活用についての問い合わせがあったと伺っております。内容については、こちらの意図とは違う部分もある、高齢者の施設みたいな形で来ているのですけれども、区としてはやはり災害の危険度が増したということで、防災広場等

にも活用できるようなことで、今、国と交渉中ということで、行財政改革特別委員会等で報告があったと思うのですが、その後の動きや現状について何かありましたらお知らせください。

○柏原企画調整課長 西大井の国有地、裁判官の宿舎の跡地の部分でございます。今お知らせいただきましたけれども、国のほうから区に問い合わせということで、介護保険施設ということで活用するかどうか。あわせて定期借地でという条件で問い合わせがございました。防災上の重要なエリアということもありますので、防災広場も含めて活用したいと回答しているところでございます。あわせて、定期借地だけではなくて取得したいということで、国には要望を返したといった状況でございます。

その後の状況でございます。取得については一定程度、事務レベルですけれども理解はいただいていると認識してございまして、取得に向けた詳細の部分について国との交渉に入った段階だということでございます。ということで、広場、ここは1,600平米と大きな広さを持っておりますので、この場も含めて、そういった形で行政のニーズ、地元の方々のお声に応えられるような形で何とか取得していきたいということで交渉している状況でございます。

○たけうち委員 行財政改革特別委員会等でも報告があつて、現地も視察していただいたと聞いておりますが、本当に狭い土地というか、路地、路地が非常にありまして、一たび火事等が起きましたら、これは大変危険な地域でありますので、何とか、国としては定期借地で、高齢者介護施設ということで、福祉施設もあわせながらも、やはり防災広場の機能もしっかりと持たせていくということで、粘り強い交渉をしていただいて、そうはいつでも、時間があまりないかと思っておりますので、スピーディーな対応をお願いしたいと思っております。

昨日、西大井四丁目のふれあい作業所の、ふれあい祭がありまして、私も、地元で午前中、防災訓練だったもので、午後に行かせていただいて、名物のおいしいうどんも食べさせていただいて、屋上で食べていたときに、同じ席に座っていたご婦人の方が、ちょっとお話しする機会があつて、たまたま実は最高裁判所の宿舎の前に住んでいる人で、「あそこはどうなるのですか」と、少しいろんな動きは聞いていたみたいですが、問いかけられて、今、一生懸命、区で国と交渉して、災害に資するような形で何とかやっていますというお話はさせていただいたのですが、何とかお願いしたいと思っております。

ただ、その中で、先ほどの密集住宅の市街地整備促進事業の指定地域ではないので、これがもし仮に、ではお話が、国のほうで「いいですよ」となったときに、防災広場を例えば、わからないですが半分ぐらいやるよというときに、補助金がこういう形で来るのかどうか。この密集住宅の市街地整備促進事業の補助金は使えないのではないかと思うのですが、その場合に単費でというのは、なかなか今、難しいと思っている部分もあるのですが、その辺の補助金の予測みたいなのがあれば教えてください。

○高梨木密整備推進課長 今、委員がご案内のとおり、現在は密集住宅市街地整備促進事業が入っていない地域でございますが、今、地域の皆様と話し合いを重ねることで、事業の導入や地区計画の策定について、今、お話し合いをさせていただいているところでございます。宿舎が仮に購入できる際になったときの補助金充当についてなのですが、現在、木密不燃化10年プロジェクトの中で用地を購入するというメニューもありますので、そういったことも含めて、東京都と積極的に協議を今後していきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員 わかりました。ぜひ、何とか来年度中ぐらいには、いいお返事がいただければと思っていますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 78ページの地方消費税について伺いたいと思います。

2014年から消費税が5%から8%に上がったわけですが、地方消費税の仕組みなのですが、5%のときは1%が地方消費税になる。そして、8%になってからは1.7%が地方消費税ということで言われていますけれど、この1.7%が丸々、品川区に来るのかということでは伺いたいのですが、結局、78ページでは決算額が、地方消費税が106億円余になっていますけれど、この106億円余が1.7%のイコールなのか、それとも東京都と分けるということがあるのかについて1点お聞かせいただきたいと思います。106億円というのが品川区にとっては何%になるのかということなんです。

それともう一つは、成果報告書の一番最後の248ページに、地方消費税の交付金の、106億円のうちの38.3億円が社会保障財源分ということで書かれて、一覧等になっているのですが、これは何をあらわすものなのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

○品川財政課長 地方消費税交付金の関係の話でございます。まず、地方消費税は今、1.7%が地方に入ってくるということですが、東京都が取りまして、このうちの2分の1ずつを市区町村と東京都で分けるということになります。そして、その2分の1の中で、またさらに人口配分とか従業員数とか、そういうところの案分率などを見まして、区の収入という形になっているところでございます。

それから、成果報告書の248ページの地方消費税交付金（社会保障財源分）につきましては、消費税の率が5%から8%に上がったときに、そのうちの1%は一般財源として使う。そして、0.7%分については、ここに載っている社会保障分として使うということになっております。この成果報告書に載せている件については、これは国の通知からしっかりと、こういう決算に載せるようにという通知がありまして、区でも平成27年度から載せているものでございます。

○鈴木（ひ）委員 そうしますと、ざっくり106億円というのは、1.7%の分の半分ということで、約0.85%ということと考えていいのかということが1点と、それから、あと、そういうことで0.7%分をこの一覧表にするとということなのですが、品川区に来る分ということで考えると、これの半分、0.35%というふうなことで考えていいのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、平成25年までは5%だったわけなのですが、平成25年までの地方消費税の税収というのは、おおよそ58億円前後ぐらいで来ていると思うのですが、それが平成29年度になると106億円余になっているわけです。ということは、品川区に入る地方消費税の増収分というのが、これをマイナスしただけでも48億円ぐらい増えているということになると思うのですが、この48億円というのがどういう形で使われていると、何に使われてきたのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一つは、消費税が5%から8%になって5年たつわけですが、区民の消費生活について、8%の増税になったことがどう影響を与えているということで区としては考えられているか。このことについてお聞かせください。

○品川財政課長 まず配分でございますけれども、先ほどお話ししました、1.7%の2分の1を市区町村と東京都で分けております。要するに、2分の1分につきましては、東京都の中の市区町村で案分して分かれているということになりますので、例えば1.7%の半分が品川区に来るというわけではなく、1.7%の半分は市区町村で分けるという形になりますので、その中で、品川区の、先ほど申しました人口比率や従業員比率の案分でやっているというものでございます。先ほどの社会保障の分についても、当然、その率の配分でやっているとご理解いただければと思います。

それから、増額した分について何に使っているかということでもございますけれども、こちらにつきま

しては、一般財源扱いと、当然、社会保障扱いとありますので、その分で利用しているということになります。

それから、区民の消費生活についてはどうかということですが、これにつきましては、当然、消費税が入ったときに、いろいろと消費が一時、落ちたり、そういうことがございました。それに連動したような形で区民の生活もなっていると考えております。

○鈴木（ひ）委員 私は、5%から8%になって、日本経済の6割、GDPの6割は、個人消費、家計消費と言われているわけですね。その家計消費が、もう本当に、消費税が導入される前と比べて、一度ももとに戻ったことがない、下がり続けている。一時期のものではなくて、ずっと下がり続けているというふうな状況で、総務省の家計調査による、先ほども中塚委員が言いましたけれども、2012年に360万円だった家計消費が、2017年には339万円に、21万円減少しているということで、私はここに、区民の本当に大変な生活というのがあらわれているのではないかと思うのですが、その辺についてどうかということと、それとダブルパンチで、消費税の増税と、それから社会保障の改悪が、安倍自公政権のもとでセットで行われたわけです。この間、本当に社会保障の改悪というのは、数え上げたら切りがないというぐらい改悪されてきていまして、少なくとも3.9兆円というのが試算で出されておりましたけれども、年金はこの5年間で3.5%減らされた。医療費では、70歳から74歳が、1割だったのが2倍の2割になった。それから診療報酬も減額に次ぐ減額。介護の問題でも、利用料1割負担から2割負担、さらに今年の8月からは3割負担も導入された。現場でも介護報酬が大幅に削減されてきた。生活保護でも、3年間で10%、引き下げられたのですが、さらに今年の10月から引き下げが起こっている。ここでもずっと連続の値上げがされているということで、本当に区民の生活に消費税増税と社会保障の改悪というのが襲いかかってきているという状況だと思うのですが、そういう点については区としてどう考えられているのかということが1点です。

それと、48億円も増収になっているわけですから、私は、この増収分を、これほどの改悪に対して痛みを和らげる負担軽減のために使うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○品川財政課長 区としまして、これまでも健全財政を維持しながら、さまざまなニーズに応じて対応は行っております。今後も区内景気の動向等も見まして、それから福祉政策等もいろいろ見ていく中で、必要に応じてさまざまな政策を行っていきたくと考えております。

○鈴木（ひ）委員 さまざまということですが、本当に、区が独自にできることというのは、限りなくあると思うのです。それで、23区で比べても、本当に前進しているというか、独自の軽減策をとっているところはたくさんありますし、また全都でもさまざまありますので、そういうところで、ぜひ充実させて、痛みを和らげる対策に、増収になったわけですから、これをぜひ使っていただきたいということでお願いしたいのですが、例えば、一般質問で私が取り上げました、国保の子どもの均等割の無料化なのですが、最大でも2.9億円でできるということで答弁がありました。これは、減免制度を受けている世帯もたくさんあるので、もっと実際はずっと少なくなると思うのです。なぜこれができないのかと聞いたときに、部長から区民負担の公平性から困難だというふうなことで言われたのですが、区民負担の公平性というのは、どういう意味なのかについてお聞かせいただきたいと思っております。

○品川財政課長 今までいろいろとニーズに応じた政策はやってございます。そういう要素の中で、やはり政策を決めるときにいろいろな要素があると思います。応益負担もあれば、先ほど言いました公平性のところとか、さまざまな要素を含めて政策は行っていくというものでございます。

○三ッ橋国保医療年金課長 区民負担の公平性でございますけれども、こちらは子どもの均等割の部分につきましては、特別区長会や、また全国知事会から国へ申し入れをしているところでございます。区といたしましても、それらを注視しながら考えてまいりたいと思います。

○鈴木（ひ）委員 だから、子どもの均等割の無料化というのは、そういうふうに要望しているということですから、区としても必要性は認めているわけですね。だから、これは本当に48億円も増収になっていますし、そうでなくても国保に税金を入れてきた分を、もう既に15億円ぐらい税金投入をやめて、国保の保険料の値上げに置きかえていますので、そういうところでも十分できるのですけれど、その上にさらに消費税で48億円も増収になっているわけなのです。この区民負担の公平性というのはどういうことなのかということでお聞きしたので、公平性から困難という意味についてお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長 国民健康保険法に基づきまして、国民健康保険の被保険者の方が、国保に関しては対象となっております。したがって、保険者の公平性の観点から、子どもの世帯関係の均等割につきましては考えてまいります。

○鈴木（ひ）委員 私は、社会保障の充実というのは、所得再分配の機能というのがあると思うのです。そういうところから、ぜひ均等割の軽減、均等割の無料化というのは、今後、区独自にやっていただきたいということを改めて申し上げます。これから安倍首相が、来年10月には10%増税を表明しました。消費税というのは、本当に所得が少ない人ほど重い負担です。逆進性の最悪の税金の仕組みだと思います。10%になったら、さらに貧困を拡大して、家計消費をさらに冷え込ませて、区内の経済にとっても取り返しのつかない大打撃になると思うのです。そういう点では、品川区から10%増税するなど、ぜひ国に言っていただきたいと思うのですけれど、いかがでしょう。

○品川財政課長 これは国の制度で行っているものですので、当然、地方自治体としては、国の制度によってさまざま活動していくということになります。消費税10%になったときには、またいろいろな区内の景況、それからニーズによって、対策は考えていきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、本多委員。

○本多委員 107ページ、寄附金についてです。寄附の文化は、我が国は世界各国と比べて、まだまだ機運が低いというようなところがありますけれども、107ページの寄付金については、予算では1,850万9,000円のところ、決算額1,578万4,737円。この全体を見ましてどう捉えているのか。先ほどの答弁では、桜などで伸びている部分はありますけれども、全体を見て寄附金のあり方、予算・決算でも、ちょっと数字も違うので、どういうふうに捉えているのかお聞かせください。

○品川財政課長 寄附金につきましてでございますが、昨今、ふるさと納税の件がいろいろと話題になってございます。区としても、それにかわる税外収入の方法を現在もいろいろ検討しているところでございます。先ほど、クラウドファンディングというようなお話をしましたが、現在、千本桜のほうが非常に順調にっております。こういった例をいろいろと参考にしながら、来年度に向けて、また税外収入のほうもいろいろと研究していきたいと考えます。

○本多委員 寄附文化だと、ちょっと企画かなと思うのですが、ふるさと納税だけは違うと思うのです。ふるさと納税について聞いていくのですけれども、ふるさと納税の寄附金、流出してしまう金額は先ほど来ずっと出て、11億9,000万円なのですが、区外からの寄附をいただくのが、決算額で116万円について、今後の見通しについてお聞かせください。これまでも、「制度が続く以上、対策を講じていただきたい。それとあわせて国へ見直しの働きかけをしてください」ということを主張し

てきました。先ほどの答弁でも、制度をやめてとは言えないが、こういう影響が出ていますという、ホームページに載せますということをお教えいただきました。それで、平成29年度の特別区協議会の動きを見てみますと、特別区民税の減収は、平成28年度、約130億円、区立保育所109所分の年間運営費に相当。平成29年度は232億円、平成28年度と比べて1.8倍になると。過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが実質税負担減の恩恵を受け、その他の住民は税減収による行政サービスの低下による不公平などを指摘し、総務大臣に、制度本来の趣旨に立ち返った見直しを要請した。以降、総務大臣の通知によれば、返礼品調達価格は寄附額の3割以下等の見直しを全国自治体に要請されました。こうした区外からの寄附金の見通しと、国などの動きとか、そのところをお教えいただきたいと思っております。

○伊東税務課長 ふるさと納税のことをございますけれども、確かに平成29年度の決算としては116万円ということをございました。主には区外の方ということをございますけれども、内訳で言いますと31名ということなのですけれども、区外の方が22名で区内の方が9名ということで、こちらは押さえておるところをございます。見通しという点をございますけれども、この間、さまざま品川区のアピールをしていったところで、金額的にはそう多くはないのですけれども、過去からさかのぼっていきますと、30万3,000円から71万円、そして平成29年が116万円ということ、少ない額ではございますが、少しずつ多くなってきているというような状況でございます。引き続き、区の魅力について発信して行って、賛同いただければと思っております。

この間の、国に対しては、先ほど委員にご指摘いただきましたけれども、引き続き国への要望ということでは上げているところをございます。控除額が2割まで上げられたところでは非常に大きな部分かというところをございますので、その部分の改正等も引き続きお願いしていくというようなところをございます。

それと、返礼品に関しての国からの通知でございますけれども、委員ご指摘のとおり、3割以下にしないというような形での通知が来ているところです。品川区の場合は、返礼品競争に乗っているというわけではございませんので、1割から2割程度のものであることの想定ということで、いわゆる記念品的なものということでの返礼品を用意させていただいているというところで、やはり返礼品を前面に出すというよりは、区に対して応援していただきたいという気持ちを何とか醸成していければと思っております。

○本多委員 寄附をいただくということは、微増という状況で、これからも根気の要る作業だと思います。根気の要る仕事だと思いますけれども、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

それで、先ほど来、ホームページで、影響が出ていますということを出していくということなのですが、先ほど私は特別区協議会の状況をお話ししましたが、23区全体では109保育園分の年間運営費に相当する金額が流出しているという、非常にわかりやすい影響だと思うのですが、品川区が、影響が出ていますとホームページで載せる内容というのは、そういう、何か具体的に、これだけの区民が行政サービスを受けられるけれども、それができなくなってしまうという、わかりやすい表現というか、その辺について教えてください。

○伊東税務課長 ホームページ上には、先ほど来からお話ししている影響額というところを一応載せさせていただいて、この金額で何がと具体的なところまでは記載してございませぬけれども、この間の数年にわたる動きを含めて掲載させているというのと、あとは区の考えですとか、特別区23区としての考えということで、区長会等の目指しているとおりのところを引用させていただいて、現況を皆様に

周知しているということでございます。

○本多委員 具体的に出したほうがいいのではないかと。前にも言いましたが、これだけの金額が流出してしまっていて、それで、返礼品はほとんど食べるものが多いのかと、今までも思っていました。食べるものだけではないですけども、それで、以前にも米100俵の精神を区民に言ってくださいということをお願いしました。やはり、特別区協議会の資料でさえ、23区の影響は保育園109園分の年間運営費に相当するのですよ、それが行政サービスの低下を招いているという表現は出しているのです、ぜひ品川区のホームページも、具体的にわかりやすく出していただいたほうが、歯どめがきくのではないのかと思います。

それと、答弁でも116万円の寄附の方。これは予算委員会でも聞いたのですが、どういう分析をできるか。予算委員会するとき、分析は難しいという答弁だったのです。ただ、今の答弁でも、予算委員会の答弁でも、品川区を応援してくれる思いではということでした。それで、応援ということをキーワードに質問を3つしたいと思います。区外からの応援をしていただく体制、区外から品川区を応援していただけるという応援。2つ目は、品川区が人々を応援する。これは、全体を見て一般論で結構だと思えます。もう、切りがありませんから。品川区が応援するというのは、もう本当にたくさんあるので、全体を見ての一般論で結構です。3つ目は、品川区のための応援団を創設されてはいかがでしょう。これはもう本当に、応援というのは今後のあり方だと思いますので、その3点を質問させていただければと思います。

○伊東税務課長 ホームページといいますか、対外的に状況を知らせていくという点に関しましては、中身を精査するということは考えていきたいと思えます。

それで、分析というところでしたけれども、サポートしていただく方に関しては、情報がなかなか、住所、お名前などしかないのですけれども、若干、メッセージ欄に、ほんの少しですけれども記載があったところは確認しております、ご紹介させていただくと、「私の故郷、品川区がますます発展しますように。『輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ』として一層期待しています。育児、学校のために使っていただければ幸いです」というようなコメントが寄せられているというところがございます。そういう意味では、やはり何かしら品川区に対して思いがあるという方が、ふるさと納税という制度を使っていただいて寄附をいただけるというようなところで考えているところがございます。

○柏原企画調整課長 応援というキーワードでということでした。例えば区外からの応援という、一番最初のお話のところでは、例えば今やり始めている桜の話も、人に来てもらうという意味では、区外からの応援というところにもつながってくるということで、こういった事業といいますか、考え方というのは、より進めていけるものだろうと思っています。それから、品川区が応援というお話もございました。これは、誰に対してどういうことに対してということにはなってくるのだと思うのですけれども、そういう方や、もっと言うと品川区を応援することによって、より一層、品川区がPRできたり進んでいけるといったところにはつながると思いますので、こういった考え方もある必要であろうと思えますし、検討は進めるべきだとは思っています。

体制といいますか、応援団というお話をいただきました。形としてどういう形がよろしいかというのは、なかなかいろんなものがあり得ると思うのですけれども、いただいたご意見の中で、我々としても、どういった形がよろしいのかということで検討を進めていければと思っています。

○本多委員 応援の力というのはものすごいと思えます。以前、私は、オリンピックおじさん、山田直稔さんの講演を聞いたことがあるのですが、本当に応援の力というのは、ものすごい、想像を超える

力があると思いますので、ぜひ品川区が品川区のために応援団創設も必要かと思っておりますので、前向きにご検討してください。

それと、シナモロールの効果や手応えについても先ほど話が出ておりました。こういったことの充実も必要かと思っております。あと、今度、11月10日に、ギネスブックに挑戦、巨大手形アート。これも品川区の魅力を出していくものだと思うのですが、この世界記録への思いは、文化観光課長からの、区民委員会やオリンピック・パラリンピック推進特別委員会でもう聞いておりますので、思いはわかっておりますので、ぜひ品川区の魅力を発信していく。今まで各委員、いろいろ今日もお話が出ておりましたので、そういった品川区の魅力も一緒にタイアップしながら、品川区応援団の創設を考えていただければと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 91ページの国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金、97ページの都支出金、都負担金、民生費負担金、そして109ページの諸収入。

先に、91ページ、97ページのお話です。国庫負担金と都負担金の中の児童保育費のところですが、成果報告書のどの事業に充当されて、その事業内容というのはどのようなものでしょうか。

○大澤保育支援課長 児童保育費でございますけれども、私立保育園の運営費、小規模保育事業の運営費にほとんどが充てられております。

○高橋（し）委員 そうすると、区内私立保育園経費の運営費、69億円余の公定価格49億円に充当されると考えます。今、小規模保育事業もあるというので、そちらもあるのかもしれませんが、この負担金は、国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1という負担割合で、先ほどの負担基本額、34億円余と公定価格の金額との差が約14億3,600万円あるのですが、この金額についての、翌年、精算されるのかということと、どうしてこれだけの差が出てくるのか、ご説明をお願いします。

○大澤保育支援課長 91ページの児童保育費のほうでございますけれども、これは国が2分の1を負担するということですので、金額で言いますと私立保育園の運営費は14億円が充当されています。それで、97ページは都のほうで、残りの4分の1の部分、公定価格の4分の1の部分を都で充当して、あとの4分の1が、区が負担する部分というふうになっております。私立保育園経費で言いますと、7億円が都からは充てられています。残りの部分は区の加算部分ということで、区の一般財源で負担して、私立の運営費に充てているというところでございます。

○高橋（し）委員 そうすると、146ページの公定価格49億円、その下にある区加算20億円との関係で、今のお話があったのはどのような状況になるのでしょうか。

○大澤保育支援課長 公定価格分というのは、国と都と区で負担している部分で、その下の区の加算部分というのが、純粋に区だけで出しているということになります。

○高橋（し）委員 私の理解が足りないのかもしれませんが、要するに公定価格の金額が歳入のほうにありまして、そこで負担基本額との差が出てきているという金額の差を考えると、この区加算分が加われば、それが解決するのでしょうか。それとも、そのほかの要素があって、その金額が生み出されていくのかということなのですが。

○大澤保育支援課長 私立保育園で説明するとわかりやすいと思うので私立保育園で言うと、91ページの児童保育費の中で、私立の保育園にも14億円が国から来ます。それで、97ページの児童保育費の中に、約7億円が都から来ます。それで、都と同じ負担額で区が7億円を負担しますので、公定価格の分は、今の3つの額を足した額でほぼこちらの公定価格と同じ額になると思います。

○高橋（し）委員　私が決算書でわからなかったのでご説明いただきました。ありがとうございます。

109ページの諸収入のお話なのですが、第6項の雑入、（2）弁償金と、（5）雑入の中の雑入について、簡単にご説明いただきたいと思います。

○品川財政課長　雑入の中の雑入につきましてでございますが、雑入というところは基本的には、現在ある科目の部分では判断できないところについて雑入という形で持ってっております。それで、雑入の中の雑入になりますと、雑入の中でまたそれぞれ各項目がございます。これにも該当しないものについて、成果報告書の110ページから111ページ等に載っている区分で分けているというものでございます。

○高橋（し）委員　弁償金もあるのですが、弁償金と雑入についての違いなのですが、それはそれとして、区から正式な報告はいただいているのですが、最近、区内のある私立保育園で、負担金なのか補助金なのか、また不正なのか間違いなのかはよくわからないのですが、返還しないといけないかもしれない事態が発生したと伺っています。もし仮にこれが事実だとすれば、平成30年度の成果報告書には返還金について、歳入にはどの項目に記載され、一方、区が国や都に返還する場合の支出はどの項目に入るのでしょうか。

○佐藤保育課長　今年度に入りまして、保育園の指導検査を行っているところではございますが、今、国・都の補助金等、またそれらの個別事業に関しましても、中身の歳入と支出の関係で適正かどうかというところを、今、調査しているところがございます。その結果によっては、例えば今年度中の公定価格の支出と相殺するという方法もありますし、過年度分としては雑入として入る場合もあり得るということで、その辺はまだ決まっていないところがございます。

○高橋（し）委員　公定価格との差で調整ということと、あと平成29年度の決算書にも返還金や弁償金というところがあるのですが、今お話しされたような形で仮にあるとすると、予算書のどこに入るか、今のご説明ではわからなかったのですが、もう一度、歳入で言えばどこで、そして歳出で言えば、これは国や都のさまざまな負担金や税金が区を経由して入ってきていますので、戻すときも一回区に戻して、それから国や都に戻っていくのだ。それはつまり決算書で言うと支出になると思うのですが、その点です。

○品川財政課長　基本的には返還金というところでは、例えば区に入るところにつきましては、当然、雑入のところややっていくという考えでございます。それから、場合によっては、国や都に返す部分につきましては、当然、歳出のところややっていくということでございます。

○高橋（し）委員　歳出のところの、例えば今年で言えば148ページに、基本保育事業費で国・都支出金返還金232万円なりと、これはいろいろ精査して出たと思うのですが、こういう感じで支出のところに入っていきののでしょうかという、お金の流れについてお尋ねしております。

○品川財政課長　委員のおっしゃるとおりで、歳出のところの、そういった項目のところに入っていきということでございます。

○高橋（し）委員　決算書だけではわからないことがありましたので、先ほどの負担基本額と公定価格の差、それから今の、国や都から補助金が入ってきて、それをいろいろな形で返還する事業の進みぐあいなども含めて、その流れをお尋ねしたかったのでご説明いただきました。ありがとうございます。

○鈴木（博）委員長　次に、若林委員。

○若林委員　それでは、63ページ等で歳入・歳出の財政状況が出ておりますので、全体の確認をさせていただくのが1つ。それから、時間があればになりますが、108ページの歩行喫煙防止過料とい

うことで、2点大きく伺いたいと思います。

最初に、今日、ふるさと納税のお話が大変出てきまして、これは数字の確認だけ。11.9億円という税額は何回も繰り返されたのですけれども、この11.9億円の人数というのですか。延べ人数になるのか、どういう人数なのかかわからないのですけれども、ふるさと納税を使われた区民の人数を教えてくださいたいと思います。

それから財政のほうでは、今回、歳入全体で1.4%の増となりました。ただ、特別区税、それから特別区交付金が減少する。これの減少する中で、一方で増の要因となったのが、この表にもありますとおり、例えば国庫支出金、それから都の支出金。これが大きく増えたことが大きな要因かと見えております。この国庫支出金、都支出金の内容を見ますと、例えば保育事業でありますとか、また障害児者の事業、また密集住宅市街地といった事業に関する支出金が、大きな割合の増額をされているということだと思います。そこで、平成29年度当初の予算を立てた区の政策の方針というものがあると思いますけれども、この方針を具体化するために組み込まれた支出金との関係性を確認させていただきたいと思います。ただ、支出金といいますが、負担金の性格、それから補助金の性格、委託はもういいと思いますけれども、この2つのそれぞれの性格の違いが大きくあると思いますので、この辺も含めながら全体の支出金との関係性を教えてくださいたいと思います。

○伊東税務課長 私から、先ほどのふるさと納税の11億9,000万円というのが平成29年度の影響額ということでございます。その人数としては、約2万人ということでございます。

○品川財政課長 平成29年度予算、決算の結果ということのご質問でございしますが、平成29年度の予算としましては、当然、いろいろと待機児童対策といったものが非常に中心になってきたかと思えます。そういうところで、国や都の補助金というところが上がっているというところがございします。もう一つには、先ほど委員からお話がありました、密集住宅事業とか再開発事業とかいったものが当然、国や都の支出金に影響してございます。さまざまな政策をやっている中で、当然、補助のついていくものについては、積極的に補助金の要求をしてやった結果ということだと判断してございます。

○若林委員 両支出金、今、私からも、またご答弁からもあったように、特に保育園の額が大変多いということが1つ強調されると思います。それでこれは、保育園の負担金、補助金のメニューというのは大変に数が多くて、また単価、額も大変に多いのだらうと想像します。一方で、やはり在宅子育て支援に関する支援の国および都のいわゆる支出金のメニューというのは、それに比較をすると大分少ないのかと。また、使える額についても大分少ないのかとも、逆に指摘するところがあります。その辺の実態を教えてくださいたいのと、そもそも、特に補助金の情報というのは、区の決算の資料では、区の補助金などが全部わかるわけですけれども、区や都のこういう補助金のメニューというのは何か一覧になっているものなのかというのを1つお聞きしたいと思います。こういう情報を要するに、どのように誰がつかんでいくのか。また、予算等を組むときに、「いや、これはこういう補助金が見えないの？」という、いわゆるダブルチェックというのですか、トリプルチェックというのか、「これが漏れているんじゃないの？ 本当はこれが使えるのではないのか」というのは、その部署の複数名の方のチェックでいいのかもしれませんが、もう少し立場の、いわゆる大所高所からのご指摘も大変重要な観点かと思っておりますので、この辺について確認させていただきたい。

○品川財政課長 補助金のご関係でございしますが、本当に委員のお話しするように、全ての補助金が一覧表になっていると、これぐらい便利なことはないと思っておるところなのですが、基本的には、国や都から各所管に対して通知が来るという形、もしくは全部が来るかどうかは把握できていないので

すけれども、私どもの財政課長会等でも情報提供等は来ております。そういう中で、各自、来た情報の中でチェックして、補助金の要望をしていくといった流れになっているというものでございます。

○若林委員 在宅支援のほうについては、ご答弁があれば後ほどいただき、なければ結構でございます。

そういうことで、一覧になっていないということで、私も例えば年に1回、東京都の予算の説明会に伺う機会があったりするのですけれども、なかなか情報がよくわからないというのが私自身も実感、これは当然、国の話になればそういうことになると思います。どうなのでしょう。一回、そういうものはしっかり、より漏れのないように、また誰が見ても指摘できるように、ダブルチェックができるように、こういう仕組みを区として、これから、いずれにしても自主財源の辺が非常に、ふるさと納税、また財調も含め、特別区交付金も含めて、なかなか今日の話も厳しい状況が続いていくというのが想定されますので、そこに頼るという意味ではありませんけれども、区民のために使える補助金という観点で、しっかり整備を進めていただければと思いました。これはご答弁は結構です。

それからもう一点、実質収支が62億円で、前年比38.2%も増えています。執行率が94%から95%に上がったという全体像がある中で、なぜこのように実質収支が62億円出たのかというのをお聞きしたいと思います。

○品川財政課長 実質収支の増額に関しましては、昨年度と比較しますと特別区の交付金が3月直前に入ってきたというところが大きいかと思います。それから、あと全体的な流れとしましては、やはり予算執行が少し悪かった部分、それから契約落差等、さまざまな事情でこのような実質収支額ということになってございます。

○鈴木（博）委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、63ページ、決算の概要についてと、時間があれば特別区民税についてお聞きしたいと思います。

まず、今回の平成29年度決算の実質収支、62億円。基金積立金が、財調、公共施設、減債、これが22億円。義務教育施設積立金が30億円。計114億円が、それぞれ振り分けはされていますが、実質的に使わなかったのかなと。それで、区民福祉に直結する民生費を見ますと、予算779億円に対して、決算749億円しか使っていない。30億円残った。これは、特に区民福祉に直結する一番大事なもののでもこのように残していくならば、私はその一部でも、やはり毎月、月次決算をしているのですから、やはりその一部でも社会福祉に回す。ましてこのように残るということは、ちょっと考えられないのですが、実際、介護でも医療でも子育てでも、さまざまな予算が今、上がっているわけですね。その中で、こうやって残っていくというのは不思議なのですが、ここまで残すなら、やはり、区民の側からすれば、では減税してくださいという形になってしまうと私は思うのです。それで、減税するというのはまた趣旨として違うと思うのですが、その辺について見解をお聞かせください。

○品川財政課長 民生費のところでの執行率96%というところでございますが、これはどうしても、年間の予算を見積もりしていく中で、やはり先が見通せない部分等もあるところが、やはり大きな要因かと思います。年度当初では、このぐらいかかるということで設定しておっても、なかなかそのとおり進まないというところもあります。ただ、余った分をどこかに持っていくというところでございますけれども、当然、何というのですか、予算を計上している中では、その分、十分に使うということで計上しているので、なかなか残額の部分を別のところに持っていくということは少し難しいと考えております。

○須貝委員 基金の中で災害復旧基金というのを設けたわけですよね。これは、官民を挙げて災害復旧支援体制の確立を目指すためにつくっている。ところが今回はゼロ円。これもちょっと納得がいかないのですが、では、ここに言っていることとやっていることと、全然違うのではないですか。それに、ましてこれだけお金を残すならば、明確に、例えば今、区の庁舎が50年たって老朽化が出始めて、区民が使いにくくなった。だったら、庁舎の建て替え積み立て事業費でも明確に、区民にやはりきちんと訴えるべきだと思うのです。こうやって、「はい、残りました。どうですか。私たち、頑張りました」というのではないと思うのですが、その辺についてもう一回、見解をお聞かせください。

○品川財政課長 災害の基金に関しましては、当然、いつ起こるかわからないための蓄えということでございます。今年度の決算としましては、いろいろ、たまたまというか、使う機会がなかったということでございますので、この基金に関して、年度末でそのまま残っているという見解、委員のお話であります。これは非常時のためのお金ということでご理解をいただければと思います。

それから、庁舎のお話等もございますが、これもいろいろ分析をまたして、どのような形で予算等も組んでいけばいいかというところは、今後考えていきたいと思っております。

○須貝委員 今、災害復旧基金ですが、もう国でも近々に、南海トラフも含めて起こるということですよ。では、その姿勢がここでとまってしまうわけですよね。いや、これは区としては積み立てなければいけない。皆さんのために、やはり予算を蓄えておくのだということでスタートしたのに、こうやってとめてしまうというのは、私はちょっと、趣旨として何かおかしいと思います。まして、今、地方税源の偏在是正ということが問題になっていきますよね。資料では、消費税8%で法人住民税が27億円減、それから地方消費税が清算基準見直しで17億円減、ふるさと納税も15億円と書いてありますけれど、実際、12億円。これが、去年の情報だと約59億円。それで、今度10%になると、法人住民税が44億円マイナス、地方消費税が21億円のマイナス。ふるさと納税が15億円、さらに増えるかもしれない。トータルすれば80億円ですよ。こういうことも、私はきちっと書くべきだと思うのです。区民に知らせるべきだと思います。ところが、どこを見ても、決算書を見ても、そういうことは書いていない。いや、お知らせしますからいいですという話ではないと思うので、我々だって、決算書を見てどこにも載っていなかったら、どういう状況になっているか、数字はわからないですよ。その辺についてご見解をお聞かせください。

○品川財政課長 偏在是正のお話でございますが、現在、区も23区一体となって、東京都も一体となって、国に要望しているということでございます。また、別の面でもクラウドファンディング等、税外収入がないかということも、工夫しながらやっているものでございます。委員のお話にありました偏在是正のところで、幾ら金額が国に取られているということに関しては、今後、こういう表記の仕方等も考えていこうかと思っています。いろいろ他区も表記の仕方等もありますので、そういったところも参考にしながら考えていきたいと思っています。

○須貝委員 今、偏在という話を出しましたが、地方消費税交付金がありますよね。これも、品川区人口1人当たり1万5,000円ぐらいで、千代田区は1人当たり16万円なのです。そういうふうに割り振りされている。こういうのも、ちょっとおかしいのではないですか。やはり、何ですか、本社があって、そこでお金が一括して入ってくるから、そこに、より多くの消費税が配分されてしまう。そうではないのではないですか。品川区民は区民として、やはり人口等、それぞれ使っている金額があるわけですから、その辺もきちっと私は修正していくべきだと思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○品川財政課長 地方消費税のほうは、いろいろ算出方法で、人口、その区内での消費とか、昨今、従業員人数等もありますが、従業員人数のほうは今度の税制改正でまたちょっと見直しがかかるような感じかとは思いますが。こういう詳細の計算方法についても、東京都等に言う機会があれば、少しお話をしていきたいと思っております。

○須貝委員 先ほどからふるさと納税というお話があります。ある小さな都市は年間563億円の一般会計があるところに、約135億円のふるさと納税が入った。それで、逆に世田谷区は40億円減収されている。ということは、23区の品川区も、だんだんそういう状況になると思うのです。やはり皆さん、おいしい食べ物、肉だろうが果物だろうが、それからお酒だろうが、そういうところから持ってくる。でも、品川区には地場産品限定という、来年なるかもしれないものがないのではないですか。その辺についても、やはり私は品川区としてしっかり対応していただきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 私は、歳入歳出決算書の94ページ、議会費と、50ページの庁舎使用料に関連して質問いたします。

先に庁舎管理のほうでありますけれど、これは例のカヤバ製のダンパーの件の確認です。データの改ざん状況と、現状での耐震精度、それから今後の対応等、これは、全議員が参加するこの場で公式な記録として、ぜひ、大災害の際、拠点となる庁舎の耐震性、それから今後の対応、大きな関心がありますので、品川区のお考えをお聞かせください。

○立木経理課長 今回のKYB社の免震オイルダンパーのデータ改ざんの件でございますけれども、品川区の庁舎、本庁舎、議会棟が免震構造になっております。これは、平成20年から23年にかけて免震工事をしたものでございますが、その際に地下のところに4本、KYB社製の免震オイルダンパーを設置いたしました。使っているのはこの4本のみで、しかも同型品でございます。このうちの一本がデータ改ざんがあった品物であるということで確認がとれております。

今後につきましては、KYB社に早急に交換を要求いたしまして、安心安全を確保してまいりたいと思っております。あと、万が一、大きな地震が起きた際は、国土交通省等から、震度6強ならびに7程度の地震の場合に、直ちに倒壊するものではないというような第三者機関の意見というのも出ておりますが、早急に交換は要求してまいりたいと思っております。

○伊藤委員 ぜひ、この話は品川区は被害者なわけです。だから、きっちりとした対応と耐震性が問題ないということ、変な言い方ですけど、データ改ざんのことについては指摘をするのだけれども、でも庁舎の耐震性については安心だということをしかりと確約していただきますようお願いしておきます。

それから、これも庁舎管理に関連して、前にも質問しました、車で品川区役所に大井町方面から来庁した際、道路を右折して入ります。車を運転する方はもう皆さんご承知だと思いますけれど、入れないのです。大崎から大井町に行く車がずっと続いていて、大井町方面から来る車が右折しようと思ってもなかなか入れない現状がある。このことについて指摘させていただいて、たしか当時の答弁は、しばらく様子を見るということだったのだけれども、たしか、小さな看板がついた記憶があるのです。でも、根本的な問題は解決されていないので、そのことのお考えと、それからまた、あそこは、当たり前ですけど、歩行者も通ります。自転車も通ります。それから、私たちも委員会で視察に行くときも、バスが出るのに非常に苦労します。同じように帰ってくるのにも苦労します。だから、おそらく区民の方々もいろんな不満・不平を感じると思うのだけれども、やはりこのことについては大きな視点で対応すべ

きだと思うのですが、いかがでしょうか。

○立木経理課長 第一駐車場の入り口の件だと思います。こちらは実は反対側にちょうど道路がございまして、交差点内というような扱いになるような場所になるのだと思います。ただ、こちらはやはり安全上のことがございますので、関係機関とまた今後も引き続き協議させていただきたいと思っております。

○伊藤委員 それは前にも聞いたのです。確かに、あそこは交差点内であって、警察の関係もあるからすぐにはできないと聞きました。だけど、あれから約2年以上たっているわけなのです。だから、私たちとしても、ずっと毎日見ているわけです。だけれども、議会で公式にお願いさせていただいて、その日の答弁が、様子を見て対処していくという話だったのだけれども、それがいまだに同じように返ってくるというのは、非常によろしくないと思うのです。だから、もちろん警察の絡みであり、それから交差点の中であるから、ゼブラゾーンをつくったりすることもできないということもわかった上で、だけど現実の問題としては、そういういろんな不満があるわけだから、やはりそのことについては、経理課長も含めて、道路課長も含めて、さまざまな観点から考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○立木経理課長 今、委員からいただいたお話、きちんと協議してまいりたいと思います。

○伊藤委員 もちろん、すぐには答えを出せないということをおっしゃってやっています。そういうことを、やはり、何というか、新しいものを開拓して行って、整備が開かれていくと私は思うのです。だから、法令なり条例があることはわかっています。だけれども、あそこに来る区民の方々がやはりいろんな思いをされていることも事実あるから、そのことについてはもう少し前向きな答弁をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○立木経理課長 安全の面に関しまして、何かできること、わかりやすく安全を、道路ができない場合でも、何かしら庁舎の方法でできないかというところも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○多並道路課長 今の委員のご指摘がありました場所につきましては、今後、163号線整備の工事の範囲にも入っておりますので、今も警視庁とは協議しながら全景を考えておりますけれども、そこについては今後も、工事をやる中で協議して進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○伊藤委員 まさに拡幅する計画があるわけだから、そういうチャンスをしっかり捕らまえた上でさまざまな形を検討して行ってください。あわせて、歩行者と自転車の方もあそこを通ります。そこと車との交錯部分といたらないのか、やはり危ないわけですから、例えばそこを、簡単な構造だけれども人と自転車だけは立体交差にしていくとか、やはりいろんな構想を持って、あそこの入り口のことを改善していかなければいけないと思うのだけれども、道路課長、もう一言、答弁をお願いいたします。

○多並道路課長 まず、区役所前の歩道につきましては、今よりも広い形に整備させていただきます。それで、横断歩道等もそういう形に整備させていただきます。また、庁舎の入り口につきましては、よく経理課と協議させていただきながら、よりよい形に。また一番は、警察の交通管理者との協議が一番、実はハードルが大きいところがありますので、交通安全担当課長もいますので、いろいろな部署と詰めながら、一歩、二歩でも進めていく形で、基本、考えていきたいと思っておりますのでございます。

○伊藤委員 本当に、この話はやはりいろんな部署がかかわっていかないと解決できないということは勉強してわかったので、ぜひ、道路課長がおっしゃったように、区内のいろんな部署と連携をとっていただいて、近い将来、あそこがきれいに整備されることを願っておりますので、よろしくお願いた

します。

それから議会費のほうであります。これは、政務活動費に対して発言するのですけれども、今日も確認しましたけれど、品川区議会ホームページで、ある前議員が平成30年5月28日現在、平成29年度政務活動費の支出総額が確定していないため未記入となっているという表現であります。それで、皆様ご承知のことだと思いますけれど、今までないことが起こりました。この方が今、自動失職されたわけですね。だから、こうなると、いわゆる支払った政務活動費を返還することはできるのでしょうか。これが問題になってくるわけです。公金を一旦、支出したわけでしょう？ でもそれが回避されて、身分がある意味なくなってしまうわけだから、こういうケースに対して議会事務局はどう対処していくのかということをお願いいたします。

○久保田区議会事務局長 この政務活動費に関しましては、平成28年度と平成29年度の、支出しました政務活動費の用途について疑義がありますので、返還してくださいという話をこれまでしてきたところがございます。それで、ご本人とも何度か話し合いをしましてし、議長名で返還してくださいと、返還は区長にするものですが、区長に返還するよという事で、そういった通知も出しているところがございます。それで、今回、自動失職されたということでございますけれども、私ども、それがあっても、議員在職中に政務活動費の用途に関しての疑義があったものでございますので、議会事務局としましては、議長名で返還請求を、区長への返還をしてくださいということの通知またはお話をしていく考えでございます。

○伊藤委員 その方向性については理解できる部分があるのですけれども、今まででは初めてのケースです。つまり、政務活動費がこれだけ公開になった後、疑義がある方が議員をおやめになった。これは初めてのケースです。だから、このときどういう対応をしていくのか。もしかすると、これからもあるかもしれません。だから、この前例を、例えば今おっしゃったことはわかるのだけれども、既存の法令や条例や、それから品川区のさまざまな、出したお金をどう返還してもらおうかといった仕組みがあるはずですね。だから、そういうことに照らし合わせた上でしっかりと前例をつくり上げていかないと、こういう方については議会も区民もなかなか理解しにくいと思うので、今のお話はわかります。だけれども、これから万が一、こういうことが仮に複数回起こった場合に、どう対処していくかということについてもしっかりと議論し、体制を構築していただく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○久保田区議会事務局長 今後の対処の仕方なのですが、まず品川区の政務活動費に関する条例が、返還という規定はあるのですが、議員本人が返還するというような形になってございますので、ここのところを、返還請求を誰がするか。例えば議長がすると。その方法についても、こういうふうにするのだということを、まず決めるといったことを議論していく必要があるのかと思っております。

それと、現在は議長の調査権ということで用途に関して疑義があるということで指摘をさせていただいているのですが、この間、議会運営委員会でも議論いただいておりますように、第三者委員会を設置しまして、第三者の方にそういったチェックをしてもらうということ。それの上で返還というか、これはおかしいのではないですかというような指摘をしていくということも必要かと思っておりますので、今後、そういった点を踏まえながら、議会運営委員会または議会改革の中でご議論していただきたいというか、していくという予定でございます。

○伊藤委員 第三者委員会のことについては、自民党は随分前から言っています。なかなか動かない

現状があるのはわかるのだけれども、けれど、繰り返しますけど、今回は初めてのケースです。だけれども、今後同じようなことが起こるかもしれない。だから、もちろん事務局長もやっていらっしゃるのだけれど、やはり議会の最高責任者がこのことに対してしっかりとした方向性を持って、それから検討組織をつくり上げていって、1つの解答を見つけ出していかないと、今回のケースもそうだし、それからこれからもさまざまなケースが想定されるわけであって、そのものに対してやはり議会としても十分進めていくべきだと思うのですが、改めて答弁をお願いいたします。

○久保田区議会事務局長 政務活動費の問題は、品川区としても初めて、こういった形で出てきた問題でございますので、今後やはり、私ども事務局もそうですが、こういった問題に関してどういったことで対処できるかということ。今お話ししましたように、条例の改正、また第三者機関の設置も含めて議論していきたいと考えているところでございます。

○伊藤委員 これは議会のことなので、私たちがしっかりと議論させていただいて、委員会としていい回答を示していこうと思っています。

○鈴木（博）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、決算の考え方について全体的なことを1点お伺いしたいのと、都支出金について、それと84ページ以降の使用料のコインシャワーについて、それと100ページの地域自殺対策強化交付金についてお伺いします。

まず決算の考え方についてですが、今、前年度の決算を審査させていただいておりますが、考え方として、いわゆる行政は予算にどちらかというと重きを置いていての決算なのかなと私は思っているのですが、まず決算、今回も今、議論をいろいろしている中で、どのようにこれを反映させていくのかというのも含めて、決算の考え方を教えてください。

それと、都の支出金ですが、平成29年度、約14億円増ということで、この平成29年度というのは、小池都知事が誕生しての実質的な初めての年度の予算での、今回、平成29年度の決算だと思うのですが、これは、さまざま東京都でも、いわゆる子育て支援等々は大きく政策を打ち出していました。そんな中で、都支出金の増えたものというのが、そういった東京都がいろいろ政策、いわゆる方向転換をした増なのか、それとも一般的な増収での増なのか、そのあたりを教えてください。

コインシャワーについてですが、これは1回につき100円かかると、回数と金額を見ると、そうなのかなと思うのですが、このコインシャワーについて、なぜ100円という金額設定をされているのか、具体的な根拠を教えてください。

自殺の対策強化交付金ですが、こうやって対策を強化していこうということで交付金が出ているわけですが、品川区として、今行っている自殺予防対策というのはどのようなものがあって、いわゆる強化していくというのは、どのようなことを考えているのか教えてください。

○品川財政課長 まず初めに予算・決算の、特に決算の考え方でございます。特に、予算・決算で、どちらに重みを配分しているかというところであります。これはもう本当に一緒であります。両方とも重要だということで、区は対応しているものでございます。今回の決算委員会等につきまして、平成29年度の支出した中で、また委員の皆様にご意見を伺いまして、当然、今、これから平成31年度の予算を作成していくことでございます。こういった予算策定のほうにいろいろと反映していく。もしも早急な対応ができれば、平成30年度の予算で対応していくとか、こういった、いろいろ意見を伺いまして、続く年の予算に反映していきたいと考えております。

それから、都支出金でございますが、やはり増えた原因としましては、昨今の待機児童対策といった

関係の補助金が非常に多くを占めております。それから、密集住宅の支援の事業についても、木密10年プロジェクト等、こういったものがかなりの都支出金の増額を占めてございます。

○池田スポーツ推進課長 コインシャワーのことでございます。まずコインシャワーの料金でございますけれど、1回100円ということでやらせていただきます。なぜ100円という金額ということでございますけれども、こちらは、温水を利用しているシャワーにつきまして、温水にかかる光熱水費という充当分として100円ということで頂戴しているところでございます。

○鷹箸保健予防課長 自殺対策に関してのお尋ねでございます。品川区では、自殺対策、命の門番という立場でのゲートキーパー研修はずっと続けているところでございますが、それとは別に、品川区の特徴といたしましては、教育委員会との連携も非常に進んでおりまして、お子さん向けの、生徒手帳に挟める形の、小さい、何か困ったときに相談先の電話番号の一覧ですとか、そういったものをつくって配布しているところでございます。この活動については、非常に品川区は先駆的で、実は東京都が全く同じものを今年度、広報でまとめてつくったと、そのような先駆的なものだという事で自負しております。

○石田(し)委員 コインシャワーですが、いわゆる光熱水費として100円を徴収しているということですが、では例えば1回利用すると、シャワーに関して光熱水費は幾らぐらいかかっているのか教えてください。それと、自殺予防対策ですが、教育委員会といろいろ進められていて、先進的なこともやっているということですが、例えば若者、特に10代後半から30代というのは死亡原因の1位ということで、何とかこれを改善していかなければいけないのではないかと。それで、国のほうもいろいろ、今、動いて、東京都も計画を策定して、品川区も計画を策定しているのかと思うのですが、品川区もそうやって先進的なことをやって、東京都がそれを取り入れると。逆にほかの自治体でも、例えば鬱病をスクリーニングして、それを個別訪問をかけて、できる限り早期に発見して対策をするだとか、足立区でも、ハローワークの会場でも自殺予防の対策をとったり、いろんな自治体でいろんな取り組みを今されていると思うのですが、こういったものにぜひ積極的に取り組んでいただいて、自殺の対策強化にぜひ努めていただきたいのですが、その辺の考え方を改めて教えてください。

○池田スポーツ推進課長 コインシャワー100円のところの光熱水費のところでございますけれども、お一人お一人、使う分量が違うところではございますけれども、コインシャワーにつきましては、使用できる時間が5分間で100円ということで決定させていただいております。

○鷹箸保健予防課長 自殺対策の効果的な取り組みに関しての推進でございますが、確かに足立区、そして既に計画をつくられている江戸川区など、大変先進的な取り組みをなさっております。ご指摘のとおり、今年6月に東京都が自殺対策の推進計画をつくりまして、特にその中で、20代、30代、若い年齢層に対してのネットを使つての個別的な取り組みなども取り上げられておりますので、そういった先進自治体あるいは東京都と連携しながら、来年度以降、また積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○石田(し)委員 自殺対策のほうですが、ぜひよろしく申し上げます。

それで、コインシャワーなのですけれど、これはなぜ聞いたかという、コインシャワーが幾つか区内の公園にありますよね。これは、災害時には活用できるのかどうか、そこをまず教えていただきたいのと、コインシャワーについて100円でどのぐらい光熱水費がかかっているのかわからないのですが、例えばその分も含めて、一定のシャワーをつくるともちろんお金もかかるのでしょから、その分も差引いたとしても、そういった災害時対策ができないかと思って質問しましたので、まずコインシャ

ワーについて、災害時の活用ができるのかどうかお知らせください。

○溝口公園課長 公園内にありますスポーツ施設の更衣室等にありますシャワーの利用でございます。当然、災害時、ガス、また水道等が供給されている状況であれば利用できるような状況になっていると考えているものでございます。

○石田（し）委員 例えば避難所の近くの上下水道管は、今、耐震化をやったりしていますよね。それも含めて、ぜひ品川区内にあるコインシャワー、災害時のときにも使えるように、例えばそういった耐震化も含めてぜひ取り組んでいただきたいと思います。なぜかという、やはり災害のときにお風呂になかなか入れないという現状があって、もちろん公衆浴場とも協定を結んでいるのはわかっていますが、ぜひその辺は公園にあるコインシャワーを活用できるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木（博）委員長 次に、南恵子委員。

○南委員 2つ質問したいと思います。1つは82ページの総務使用料に関して、2つ目は103ページの学校トイレ整備の補助金についてです。

まず総務使用料のところ、品川区役所内に、3階の渡り廊下とか、第二庁舎の3階ロビーを中心に、展示しておりますけれども、これらの展示というのは、何のために、どのような効果を目的としてされているのか、啓発なのかなという気もするのですけれども、まずこの点を教えていただきたいと思います。

○立木経理課長 区役所の第二庁舎3階ロビーの展示でございますが、こちらは各課で行っております事業の一環で、例えば啓発ですとかポスターのコンクールですとか、そういったことの事業のためにロビーを活用しているものでございます。

○南委員 啓発ということが主な目的だと理解するのですけれども、そうであるならば、やはり展示物を見ていただくことによってメッセージを受けとめてもらうということになるのかな。そのために、例えば火の用心だとか交通安全だとか、そういった掲示をしているのではないかと思うのですけれども、その点について確認したいと思います。

○立木経理課長 第二庁舎3階のロビーの展示に関しましては、特に啓発に限ったこととかコンクールに限ったことではなく、例えば相談窓口で、そこに臨時に設置するとか、そういったことにも活用してございます。多くの来庁者がいらっしゃる一番いい場所でもございますので、そういったことを勘案しながら、各課ごと、事業に活用しているという状況でございます。

○南委員 相談窓口も確かにやっていますよね。いい場所だと。そのとおりだと思います。やはり区民の皆さんが来て。そして、過去のいろいろな議事録を読んでも、いざというときの避難スペースも含めてあるのだ、確保したいのだということも書かれてありまして、なるほどと改めて思ったのですけれども。やはり、いろんな人が訪れる、そういう場所であるだけに、いろんな展示をするということは啓発になるし、つながっていくのではないかと。メッセージをしっかりと伝えられる、そういう意味でもいい場所ではないかと思っています。

それで我が党としては、この間、防災センターの3階ロビーは、とりわけ区の各課の事業の啓発だけではなくて、やはり区民の皆さんが安心していろんな取り組みを発表できる、あるいは啓発できる場所に使っていただくことも大事なのではないかとということで取り上げてきたわけですが、そういう点で、先ほどから言っているように、メッセージを受けとめていただける、そういういい場所だと思うわけです。しかしながら、区としては、庁舎は区の事務事業遂行のためのスペースであって、区民が利用する

目的とは違うのだと。文化センターだとか、そういった場所を使えということで、防災センターの3階ロビーの区民利用は拒否しているわけです。それは非常に残念だと思うのです。区民がさまざまな取り組みをするに当たって啓発する。そういう意味で、私は一定のルールをつくりながら、区民の利用が可能になるようにするべきだと思っているのですけれども、例えば多くの人に共有するテーマ、恒久性のあるテーマを取り扱っている部分だとか、あまり狭く制限してはいけないと思っているのですけれども、そういう意味で、区民の啓発という点で、区民のいろいろな活動を支える点で、私はやはり大事ではないかと思っています。その点で、土日もありますけれども、1年のうちのあいている日にちというのはどのくらいあるのか、その辺について教えていただきたいし、あいている日程のところまで事業に差しさわらないような範囲で、もっと区民利用を考えていくべきだと思っておりますけれども、改めて見解を伺います。

○立木経理課長 第二庁舎の3階のロビーの稼働日数でございますが、あき日数ですと、平成29年度実績でございますが、1年間で53日間だけあいてございます。先ほど委員もおっしゃられたとおり、やはり行政の機能を十分発揮させるためには、やはり所管で事業の場として使わせていただくことがまずは第一かということで考えております。

○南委員 そういうことも含めて大前提にしながら、やはりいろんな区民の皆さんの啓発に使用していただけるように取り計らっていただきたい、検討していただきたいと思っております。やはり、閉ざされた空間の利用というのは啓発にならないのです。啓発になりません。したがって、オープンスペースで区民がたくさん訪れる場所という点で、区民の自主的な事業を、区民の共通の理解が得られるような内容の掲示ができる場所として提供できるような方向をぜひ探っていただきたいと思います。

それから、2つ目の学校トイレの件ですが、ここの補助金の計上は1,631万5,000円。これは、東京都の補助金で6分の1と書いてあるのですが、6分の5は区の自主財源という理解でいいのかわるか、まずその点について伺います。

○有馬庶務課長 103ページの学校トイレの整備事業でございます。ここに書かれておるのは6分の1ということでございますが、95ページの学校整備費、ちょっとここは表記がなかなかわかりにくいのですが、この中にも学校トイレの補助金が入ってございまして、ここでの補助金は対象事業に対しまして7分の2ということになってございます。

○南委員 そうしますと、95ページ、学校施設整備費、1億3,683万円幾らかということですよ。この7分の2、プラス、すぐさま計算できないのですけれども、この6分の1を引いたその残りは、区の自主財源ということでもいいのですね。

○有馬庶務課長 国庫のほうの学校施設整備費につきましては、城南小学校や芳水小学校の学校改築費あるいは空調設備等々の補助金が入っております。トイレだけで見ますと、1億3,600万円余のうちトイレ分としての補助金は2,808万3,000円となっております。

○南委員 私は非常に、学校トイレの改修が遅々として進んでいない。一生懸命やっていたいていとは思いますが。しかし、たしか20年ぐらい前に、この問題が初めてこの議会でもクローズアップされて、その間、何回も、いろいろな問い合わせをしたり質問をしたりしていますけれども、いまだに全部終わっていないという状況だと思うのです。どの程度進んで、あとどのくらい残っているのか、その辺について伺いたいと思います。

○有馬庶務課長 学校トイレの洋便器化ということでは、近年、精力的に補助金を活用しながら進めていっております。平成29年度末では全体として67.2%、今年度、夏休み、工事を行いました。

て、70%ということで洋式化が進んでいるところでございます。

○南委員 今年、ようやく70%に到達したと。そうすると、一般的にはあと30%残っていると思うわけですがけれども、やはりきちんと計画を立てて取り組んでいただきたいということと、それからどこまで目指すのか、具体的な教育委員会の考え方を教えていただきたいと思うのです。やはり、あまりにも時間がかかり過ぎている。その原因は何なのか。財源なのか、あるいは教育委員会の認識、取り組む姿勢が、ほかの問題と比較して、これは後回しでもいいかと思っているのか、そのあたりがどうなのかを教えてください。

○有馬庶務課長 全体としてどこまでということでございますけれども、今、東京都でも、オリンピック関連を目指して、大体公共施設で80%ぐらいというようなことも言われていると思います。私どもも、学校もそれに準じた形で、来年度予算については75%ぐらいを目指したいということで、これから予算編成の時期でございますけれども、そういったものを、まず1つの目安にし、その後はもう少し、パーセントを上げていきたいとは思っております。決してそのまま放置してきたというわけではございません。学校も、いろいろほかの施設も老朽化対策をしていかなければならない。そういう中の一環として、学校の洋便器化も計画的に進めてきたところでございます。

○南委員 私は、放置しているという認識はありません。そこは受けとめていただきたいと思います。しかしながら、先ほども申し上げましたように、20年以上前からの懸案事項です。したがって、もう少し取り組みを速めるということが必要なのではないかと考えているのです。それで、その原因は何なのかということもさっき伺ったのですけれども、取り組むのに時間がかかっている、その原因は何なのかということも伺ったので、そこを教えていただきたいと思います。それで、先ほども伺ったのですけれど、回答がなかったと思うのもう一度伺いますが、このトイレの洋式化の整備の終了時期はいつごろと考えているのか、計画を持って、ここ数年の間に終了するべきだと思っておりますけれども、その点について伺います。

○有馬庶務課長 なかなか進まなかったのではないかとご指摘でございますけれども、区は、ここにデータが残っているのは平成22年度ぐらいからですけれども、ある程度、計画的に進めてきております。なおかつ、最近では平成27年度に3校、平成28年度は4校、平成29年度は5校、今年度は8校ということで、少し充実した形で進めてきております。それで、直接の原因ということではないのですけれども、要するに、先ほども言いましたけれども、基本的には学校は外壁をやったり屋上をやったりプールをやったりしなければなりません。そういった中での老朽度を見ながら進めていくということでございます。トイレの場合も、配管レベルで直していくというようなことがありますので、一気に全校、終わるということではなくて、そういったところで計画的に進めている関係もあるということをご理解いただきたいと思います。それから終了時期ということにつきましては、特に今、100%を目指しているのかというところとそうではありません。まだまだ和式の便器ということでの教育的な観点、それから地方に行けばそういう便器もあるということもありますので、最低納期をどこに置いているわけではありませんけれども、先ほど言ったような80%というのは1つの指標になってくるのではないかと考えているところでございます。

○南委員 確かに日本の、トイレ文化と言ったら変に聞こえるけれど、和式トイレが日本のトイレにあるよということを知ってもらおうということも大事だとは思いますが、そういうことを各トイレに残す必要はないわけで、私はできるだけ、今の子どもの成長・発達に合った環境づくりという点で、トイレの洋式化は大事だと思うのです。しかも、汚いトイレ、臭いトイレ、そういうものは、もう本当

に一扫して、快適で衛生的なトイレ。排泄ということが、やはり落ち着いて授業を受ける上で本当に大事なことなのだという教育的な観点から、やはりきちんとした整備は進めるべきだと思っています。したがって、東京都が80%だから80%でいいということではなくて、やはりできるだけ進めていただきたい。そのことを強く申し上げておきたいと思うし、これから10年も15年もかかるようなことではなくて、数年の間に終わらせていただきたいということを強く要求して終わりたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、87ページの区民住宅使用料、2点目が93ページ、保育所等整備交付金、3点目が103ページの学校防犯設備整備補助金、順不同で質問を始めます。

まず、103ページの学校防犯設備整備補助金についてお聞きいたしますけれども、この補助金は、学校の防犯対策として、学校の周辺の、特に学校敷地に入る、正門だとか裏門だとか、そうした入り口を中心に設置されている防犯カメラと理解しております。そこで、現在の設置状況について確認ですけれども、歳出にかからないように質問いたしますが、防犯カメラの設置は、小学校の状況というのは、ある程度、認識しているのですが、中学校はどのようになっていますでしょうか。

○有馬庶務課長 防犯カメラでございますけれども、学校には、学校防犯設備入り口周辺というようなことで、学校の出入り口等を中心に防犯カメラが置いてある。これについては、小・中関係なく、両方とも置いてあるということでございます。

○こんの委員 中学校も設置されているということで、防犯カメラについては、学校に限らず、公・私立保育園や幼稚園、児童センターや図書館や地域センターや文化センターといった、区民の方が、お子さんに限らず多様な年代の方が使う区有施設については設置するというのも、ここで少し要望しておきたいと思います。これについては要望です。

そこで、学校周辺の不審者対策としての防犯対策は、学校周辺だけではなくて、いわゆる学校の校内でも起きる不審者対策。こうしたことも必要ではないかと考えます。最近、急に人が豹変して事件を起こすというような事故・事件というのを、テレビや新聞報道で見るが多くなったという気がしております。いつどこで起きるかわからない、こうした対策、こうした危機感に立って、学校校内でもこうしたものが起こらないように、予防するとともに、起きたときにする対策といったことが必要であろうと考えております。そこで、これまでも何度か取り上げてまいりました、学校の防犯対策の一つとして、さすまたが各学校に配備されていると思います。ですが、今、配備されているさすまたは、1本では取り上げられない。このさすまたが今、新型が開発されていて、刺すだけで、ぱつんと大きく手錠のような形のさすまたが出ていて、1人でも、女性でも、その犯人を捕らえることができるような新型のさすまたが開発されている。こうしたものを学校に導入して、そして実効性のあるというか、使用効果が出る防犯対策が必要ではないかと。これまでも取り上げてまいりましたが、この考えについて、いま一度お聞かせください。

○有馬庶務課長 委員から提案というかご紹介があったというか、さすまたに新たな機能がついたものがありますよということがございまして、私どもも実際に調べたというか、そういったものを体験させていただいた機会がありました。それで、教育委員会の内部でも検討いたしました。さすまたは学校には複数本あることはありますけれども、そういった付加価値のついたものの、いわゆる操作性、効果等がどういふものかということは、実際に使ってみていただいたほうがいいたろう、校長が現場で実際に使ったほうがいいたろうということで、先月になりますけれども、小学校、中学校、義務教育学校用ということで、3本ですが、今、発注して納品待ちということでございます。これが納品されたら、校

長先生に実際の使い勝手を見ていただこうかと。それから、また次の段階は考えていきたいと思っております。

○こんの委員 そのようなお考えで進めてくださっていることは大変ありがたいことですし、また使っていただいた効果によって、各学校でも配備されることを期待しております。

次の質問に移ります。保育所等整備交付金についてですけれども、区立保育園・幼稚園の設備・備品はどのように管理されているのか、また整備されているのか、現状をお聞かせいただきたいと思っております。さまざまな設備があると思うのですけれども、例えば遊具、また生活に必要なロッカーだとか下駄箱だとかベッド、布団だとか、また直接保育のプログラムに必要な備品だとか、いろいろとあると思いますけれども、特に老朽化した設備・備品などの更新などは、現在どのように行われていますでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 区立保育園の設備面の老朽化の関係のご質問と思います。ロッカー等につきましては、実際、経年劣化等により附帯設備、大分、傷んできているというふうな要望を区も受けることができます。設備面のふぐあいや問題点につきましては、まず保育園に関する予算等で優先順位をつけて対応しているところがございます。また、備品等も同様でございます。また、大規模な改修が必要になる場合につきましては、予算要求などにより対応しているところです。保育に必要な物品等につきましては、逐次、必要に応じ、買い換えを行っているところです。今後も利用者の安心安全の確保につきまして対応してまいります。

○こんの委員 今、そのように対応してくださっているということですが、細かいことで大変恐縮なのですが、合わせても合わせても時間がおくれるという、保育園に設置されている時計があったのです。子どもも親御さんも、「どうしておくれるのですか。先生が直すのですけど、またおくれるのです」というやりとりの話を聞いたことがあるのですが、本当に細かいことで恐縮なのですが、時計一つにとっても、時計は特に、園児、年長児は生活の、時計を学ぶということでも大変大事な設備、備品だと思うのです。これがちゃんと機能していないという、この保育環境というか、生活環境はどうかといったお声もありましたので、細かいことなのですが、今おっしゃったこと、優先順位をつけるのですが、やはりお子さんを育てる、保育する環境というのは非常に、特に気をつけて整備されることが必要かと思しますので、教育の観点からも生活の観点からも、常に配慮していただいて、必要な設備・備品はきちんと更新して、良好な保育環境をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 例えばなのですけれども、区立保育園や幼稚園の園長会において、建物や設備面に関して確認をお願いしているところです。今回そのような時計があったということは、大変申しわけございませんというところがございますけれども、経年劣化等を生じるものにつきましては、交換等で早目に対応していきたいと考えております。

○こんの委員 よろしく願いいたします。

最後に、区民住宅の使用料からお聞きしたいと思います。区民住宅の使用料は、当初予算に比べて決算額がかなり減っているというところで、これは稼働率100%までいくまでにかかなり努力が必要かと思うのですけれども、その稼働率を上げる、使用料をきちんと上げていくための対策というのは何かされていますでしょうか。

○森住宅課長 区民住宅使用料の収入についてでございますけれども、確かにフラット型家賃を採用しているもの以外については入居率が下がっているところがございます。それにつきましては、現在、区で、区民住宅のあり方の検討を進めておりまして、その中で、館1億円という形で検討を進めている

ところですので、施設の有効活用も含めながら検討してまいりたいと考えております。

○この委員 検討してくださっているということなので、1つだけ提案です。区民の皆様からのお声もあったのですが、今、住みかえが3棟、建築型の3棟だけ住みかえ制度がありますが、そのほかの建築型のところでも住みかえ制度の要望の声が上がっておりますので、そうした住みかえをすることによって、あいたところをまた使いたいという声もあるだろうと思っておりますので、そうしたことも検討の中に入れていただければと思います。要望で終わります。

○鈴木（博）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 最後になりました。63ページ、決算の概況、79ページ、財調、107ページ、繰入金等、あと時間があれば、110ページのすまいるスクールにいきます。

まず決算は、私は、区長のご努力もあり、健全財政が堅持されているということは大変評価したいと思っております。その中で、ここでお伺いしたいのは、消費的経費が、例えば平成27・28・29年で見ると、911億円、924億円、946億円、13億円、22億円と増えてきているということがあります。これは、どのようにこれからも動いていくと予想されているのか。それで、この中にはもちろん人件費もあって、人件費は大体横ばいだと思うので、これは横ばいでいくのか。それから、投資的経費であります。投資的経費は、昨年と今年では大体横ばいということ、これから何かをしていくといったら、この部分に手を入れなければならないのかと思っておりますけれども、この投資的経費をどのように考えられているのかという、消費的経費と投資的経費の兼ね合いをどうお考えなのかというのが1つ。

それから、私はやはり財調の部分は、もう一回、議論すべきだろうと思っております、特に所管も含めて、課長、管理職の皆さんも含めて、1回、例えば投資的経費と消費的経費に、財調が、特別交付金も入れれば408億円あるのだと。この中で、もちろん、国との委託金だ、負担金だ、補助金だというのはあるのだけれども、一般会計の中に入ってくる税、区税とかたばこ税とか、もちろんここについては財調も入ってくるわけで、この辺のところ、財調の408億円の中でどれぐらい消費的経費に概算、入っているのかとか、もちろんその中で投資的経費にも入っているがあるので、この辺の財調の仕分けというのは、もちろん、できているのか、できていないのか、ちょっとよくわからないのだけれど、この辺の考え方をまず教えていただきたいと思っております。

それから繰入金、予算が80億円で決算が30億円。50億円減だと。それで、基金については905億円から937億円で32億円増えたと。この辺の決算の感じとして、全体的には私はいいと思っておりますので、一つ一つの考え方はどう捉えていらっしゃるのかというのを教えていただきたい。

○品川財政課長 まず初めに、消費的経費、それから投資的経費の今後の考え方というところでございます。投資的経費につきましては、今後も老朽化した施設等をやはりやっていかなければいけないというところで、今後もやはり伸びていくところが考えられるのではないかと思います。消費的経費につきましても、人口増等にもよりますが、やはり扶助費等も上がっているところがございます。こういったところで、やはり両方とも伸びていくのではないかとこのように予想はございます。こういった状況を見ながら、予算の配分もしっかりしてやっていきたいと、このように考えております。

それから、財調のほうでございまして、財調のほうは、408億円を入れて、これにどのように仕分けをしているかというところでございまして、実際上、具体的な仕分けはしてございません。それから、今回の決算でございまして、基金積み立て、それから実際の繰越金等ございまして、やはり景気の上昇等があって、区民税は今回、減収ということになっておりますが、財調も少し上がり、その他交付

金も、やはりかなり景気の動向を受けて上がっているところがあるかと思います。こういった流れの中で、このような数字を現在出しているというような状況でございます。

○石田（秀）委員 今のお話の中で一番大切なのは、投資的経費は、老朽化もあるし、やっていかななくてはならないのだ。そこはまさにそのとおりであって、消費的経費が増えようが、何があろうが、例えば、先ほど来ちょっと話があって、消費税が10%になって景気動向がという話があったとしても、国が増になったとしても、品川区は、老朽化が進んだり、いろんなことで、区民のためにやっていかななくてはならないことは、やっていかななくてはならないのだと私は思っています。だから、その決意があるのだろうと思っています。そのために、せつかくこれだけ基金も順調に積み上げられてきた。その中で、経済状況がどうであれ老朽化がある。だけれども、それには手を打っていくのだ。ここの部分を1つ、考え方を改めて聞きたい。

そこで、財調の話をなぜしたのかということ、先ほど藤原委員のときに、児童相談所の話の中で、財調で交渉していきますみたいな話があったのだけど、私の理解がもし違ったら教えてください。私は、区長は、まず事務移管が先だと。事務移管が先なのだ。だから今回は、割合のことなど、東京都は算定残で処理をやるだろう。だけど、それは、児童相談所の部分は、180億円から200億円ぐらいかかるだろう。だけれども、それは事務移管が先であって、割合の議論にはまず入らない。だから移管ではなくて設置になったのだみたいな理解でいた。だけど、財調の中でお話をしていく。それから、つる委員の質疑中で、保育料無償化の話。これはもう、当たり前のように、国庫補助金か負担金でやれという話なのだけど、それがもし何かあったときに、財調で、それは要望していきますと言うのだけど、これはまず、財調要望など、これは言葉尻を捉えるようで悪いのだけど、財調要望などなくて、市町村民税なのだから、そのときは当たり前の手当てするのです。だけど、その当たり前を手当てをしようとしたら、今言った児童相談所や、ここの部分を手当てしようといったら、財源の配分割合に組み込まなかったらやれない。だけど、現実、事務移管が先だと、今やっているわけだから、その辺の意思統一がないと、東京都とも話せないと思うのだけど、この辺の意識というのはどうなのかと、先ほど来、聞いていて。だから財調を挙げたのだけれども、その辺の答弁を改めてしていただきたいと思えます。

○品川財政課長 今後、施設の老朽化が進んでいくところがございます。区でも、今後ある程度の試算をしまして、やはり30年で毎年80億円程度の費用がかかるというような試算も出してございます。こういった中で、歳入の状況等も見ながら、施設の老朽化等には対応していきたいと考えております。

それから2点目です。先に無償化のお話をしたいと思えますが、先ほどの答弁で平成31年度の財調で要望していくというような答弁を私がしましたが、これは基本的に、当然、入るものだという意識でやっていくという考えでございます。それで、平成31年からやるということは、やはりまだ金額等も定まらないところもございますので、そういったところで、来年度、財調協議という形でやっていくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、児童相談所の関係でございます。これにつきましては、さまざまな課題等もまだございません。そういう中で、まず進めていこうというスタンスをとっているということは、先ほど委員からお話があったとおり、間違いはないのですが、例えば財調の中でも児童相談所の費用の話は出ているのですが、実際、まだ、今後幾らかかるのだということが定まっていないというようなところもございます。区のほうでも、東京都から大体、年間幾らかかるのかというデータをもらって、これから分析していくというような段階でございます。現在、準備費用として財調で負担していく方向で進めるということは、おおむね交渉の中でもやっていっているところなのですが、45対55の配分のほうにつきましては、

やはり金額がある程度定まってこない、なかなか議論も難しいところがあるのではないかと考えています。

○石田（秀）委員 区長、ぜひ議論は頑張ってください。今の金額が決まる、決まらないというのは後の話だと思っておりますけれども、あくまでも我々の市町村民税でありますので、それは我々が自由にある程度使っていく。都の配分もしっかり、何の事業が都の配分の事業なのだ。区に設置で、好き勝手やれという話だけが我々に来る話だけではなくて、区が独自にしっかりそれをやっていくので、これは正当な金額を要求しているのだという話ができるように、ぜひしていただきたいと思っております。

それから、最初の話、やらなくてはいけないということで、区長も当選されて、小・中学校の空調化等もお話をされました。これはぜひ、学校もあと、あのときもわかったように、25校ぐらいまだ改築がある。ほかの児童センターだ、何だと、いろいろたくさんあるわけで、その整備だけでも大変な金額がかかると我々も思っています。だから、その辺の点はぜひ積極的に動いていただいて、今、基金等もこれだけ健全財政を維持している中で、区長が当選されて、この4年間の中で、ぜひそれは方向性は決めていただきたいと思っておりますので、その点、改めてお話を伺えればと。

○濱野区長 まず、消費的経費、投資的経費のお話から入られました。その辺からお答えしたいと思いますが、消費的経費というのは家計で言えば、毎日の食べ物でありますとか、いわゆる日常生活に必要なものに充てるお金であります。そして、投資的経費というのは、子ども、孫への、何というのでしょうか、将来の備えといったような意味のお金だろうと思います。これは区政においても同じことでありまして、今日、明日の区政運営のための経費と、そして5年後、10年後、15年後のさまざまな行政需要に応じていくための経費ということでは、仕分けをして考えていかなければならない。それで、消費的経費で使い込んでしまえば、もはや投資ができなくなるということでもありますので、その辺は十分に注意深く使っていかなければならないと考えております。

もう一つ、いわゆる財調の問題でありますけれども、45対55。これは、たしか平成12年からずっと同じ状況であります。55でいいのかといえば、もちろんもっと必要だということを主張すべきかもしれませんけれども、少なくとも現在のところでは55で何とかやりくりできているわけありますので、この55を大事に使っていくということが肝要だろうと思っております。それはもう、日々の仕事の仕方にかかわってくるわけありますので、この55をしっかりと有効に活かしていくということに励んでいきたいと思っております。

○石田（秀）委員 終わります。すまいるスクールは後でやります。

○鈴木（博）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時46分閉会

委員長 鈴木 博